第３期明和町子ども・子育て支援事業計画

明和町マスコットキャラクター

めい姫

©MEIWA town office.

令和７年３月

明和町

はじめに

近年、少子化が急速に進行し、それに伴う労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻化し、社会・経済にも大きな影響を及ぼしています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加により、子どもと子育てを取り巻く環境も大きく変化し、子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支援していく必要性が一層高まっています。

本町では、次代を担う子どもが健やかに成長できる環境を整えるため、平成 24 年８月に国が策定した「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年３月に「明和町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供および地域の子育て支援に関わる取り組みを推進してきました。そして、令和６年度をもって５年間実施してきました「第２期明和町子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、令和７年度からは新たに策定した「第３期明和町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策を進めてまいります。

子どもは社会の希望であり、明和町の未来を築く力です。
当計画では「地域における子育て支援事業の充実」、「乳幼児期からの切れ目のない子育て支援の体制づくり」、「子どもの健全育成を推進するための体制づくり」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」の４つを基本目標としています。

これらの目標の実現と「子どもの最善の利益」が尊重される明和町を目指し、明るい未来に向けて、町政推進に取り組んでいきたいと考えています。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご審議いただきました明和町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さまなど、多くの関係者の方々に心からお礼を申し上げます。

令和７年３月

明和町長　下村由美子

目　次

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨 …… 1
２．計画の性格・位置づけ …… 1
３．計画の期間 …… 2
４．計画の策定体制 …… 2

第２章　明和町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

１．子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向および推計 …… 3
２．就業の状況 …… 9
３．明和町の子どもと子育て家庭の概況 …… 11
４．明和町における主な子育て支援の取り組み …… 12
５．ニーズ調査結果の概要 …… 24

第３章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念 …… 45
２．計画推進の基本姿勢 …… 46
３．計画の基本目標 …… 47
４．施策の体系 …… 49

第４章　目標実現のための施策

１．地域における子育て支援事業の充実
　１－(1)幼児期の教育・保育の総合的な提供 …… 50
　１－(2)児童の放課後の過ごし方への支援 …… 52
　１－(3)地域における多様な子育て支援の充実 …… 53
　１－(4)子育て家庭への経済的負担の軽減 …… 54

２．乳幼児期からの切れ目のない子育て支援の体制づくり
　２－(1)母性並びに乳児および幼児の健康の保持および増進 …… 56

３．子どもの健全育成を推進するための体制づくり
３－(1)子どもの人権擁護の推進 …… 58
３－(2)要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 …… 60
３－(3)子育ての相談・支援体制の充実 …… 62
３－(4)家庭や地域の教育力の向上 …… 63
３－(5)子どもの多様な居場所づくりの推進 …… 66

４．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
４－(1)仕事と子育ての両立推進 …… 67

第５章　計画の目標値等

１．教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 …… 70
２．すべての子どもの健やかな育ちを実現する教育・保育環境の整備 …… 72
３．子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進 …… 80
４．放課後における子どもの健全育成 …… 93
５．総合的な子どもの放課後対策の推進 …… 97

第６章　計画の推進

１．計画の推進体制 …… 99
２．計画の進行管理 …… 99

参考資料

１．明和町子ども・子育て会議条例 …… 100
２．明和町子ども・子育て会議委員名簿 …… 102
３．明和町子ども・子育て支援事業計画策定経過 …… 104
４．施策・事業の担当課一覧 …… 105
５．用語解説 …… 108

＊印のついた用語は巻末に用語解説（108 ページ～）を掲載しています。
なお＊印は各ページで初出の箇所にのみ付けてあります。

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

平成 24 年８月に制定された「子ども・子育て支援法」は、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をめざしています。

子ども・子育て支援法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

こうした考え方で平成 27 年度に始まった「子ども・子育て支援新制度*」のもと、全国の待機児童*数が大幅に減るなど子ども・子育て支援の充実は図られてきたものの、全国的には依然として児童虐待が深刻化したり、ヤングケアラー*が問題視されるようになるなど、「子どもの最善の利益」が脅かされる状況が続いています。

この間、本町でも、女性の就労割合が高まり、保育ニーズが急速に増加したことを受けて、令和元年度には第２期子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、増大するニーズへの対応を行いました。その後も、幼児期の教育・保育事業や子育て支援事業の量的・質的な充実を図るとともに、子育て支援にかかる取り組みを進めてきましたが、子どもを持つ保護者の負担感の軽減を図るべく、さらなる事業の推進が求められています。

このため、計画の見直しを行い、「第３期明和町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」と言います。）として新たな計画を策定するものです。

２．計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。あわせて、「次世代育成支援対策推進法*」（2035 年度までの時限立法）に基づく「次世代育成支援行動計画*」および「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律*」に基づく「市町村計画」としての趣旨を踏まえた上での計画とするものです。また、放課後児童対策として国から示された「放課後児童対策パッケージ*」の趣旨も踏まえた上での計画とします。

なお、本町のまちづくりの総合的指針である「明和町総合計画*」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定しました。

３．計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は５か年を１期とするものであり、本計画は令和７年度から令和11 年度までを計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点をめどに計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

４．計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の現状、保育サービスの利用希望や子育てに関する意識等を把握する基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。また、「子ども・子育て支援法*」第 72 条に定める合議制の機関として「明和町子ども・子育て会議*」を設置し、計画の内容について検討を行い、この計画の素案を町役場の窓口やホームページにて公開し、広く町民の方々から意見を募り策定しました。なお、計画策定後「明和町子ども・子育て会議」は、事業計画の進行管理を行うため、計画を点検・評価する役割を担うこととします。

第２章　明和町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

１．子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向および推計

（１）人口の推移

①総人口・年齢別人口の推移

総人口の推移をみると、年々わずかに減少しており、令和６年は 22,798 人でした。年齢３区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少傾向にあります。一方、老年人口は年々増加しており、令和６年の高齢化率は 30.8%となっています。

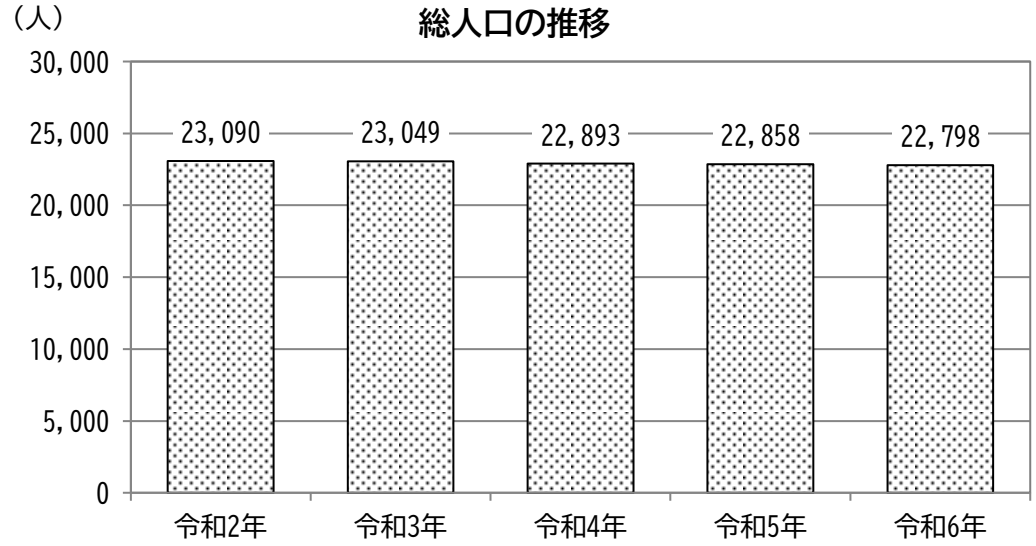

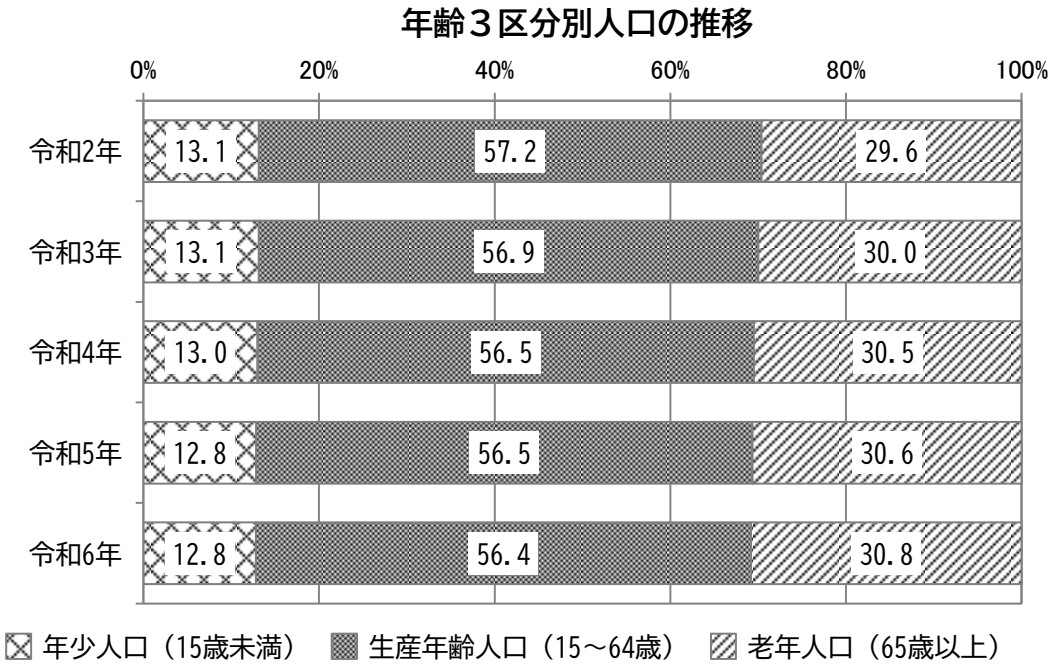

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②将来人口・年齢別人口の推計

コーホート変化率法※によって推計すると、今後も人口は年々減少し続けるものと予測されています。年齢３区分別人口の推計をみると、年少人口は若干の減少傾向で推移すると予測されており、令和 11 年には 12.4%と予測されています。また、生産年齢人口も若干減少すると予測されています。一方、老年人口は若干増加すると予測されており、令和 11 年の高齢化率は 31.4%と予測されています。

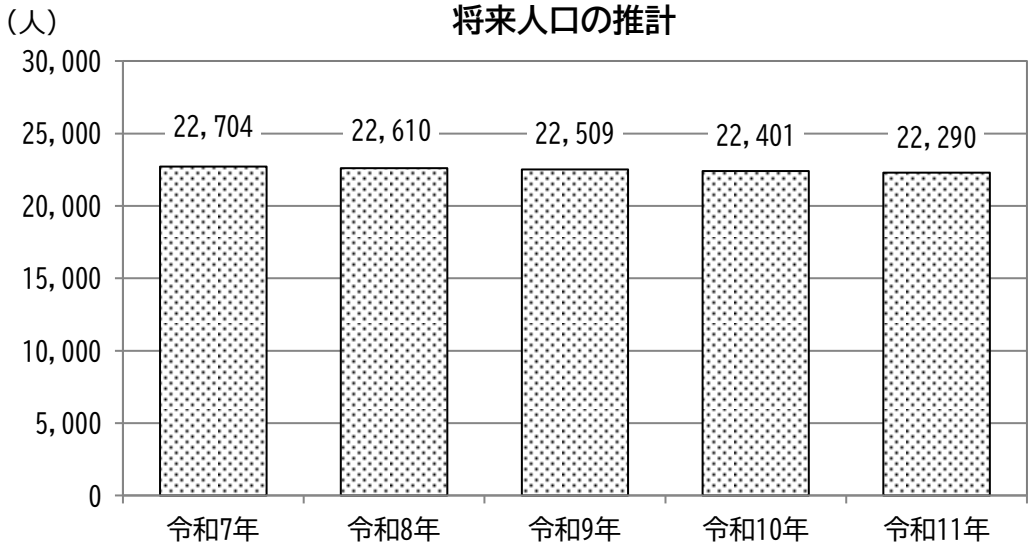

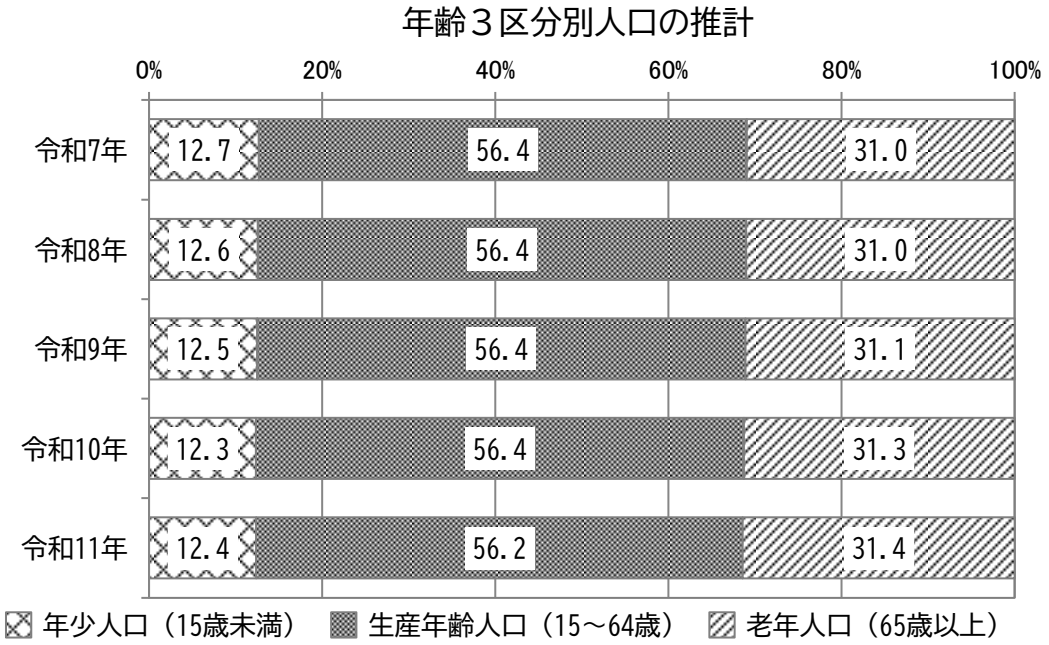

資料：コーホート変化率法による推計結果

※コーホート変化率法：同じ年代（コーホート）に生まれた人について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。変化率は基本的には一定の数値を採用するため、推計するものが比較的近い将来の人口である場合等に用いることが多い推計方法です。

（２）出生数の推移

出生数は、増減を繰り返して推移しており、令和４年の出生数は 147 人でした。

また、１人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率*も、増減を繰り返し、令和３年には 1.71 となりましたが、令和４年は 1.41 となっています。

（人）

出生数と合計特殊出生率の推移

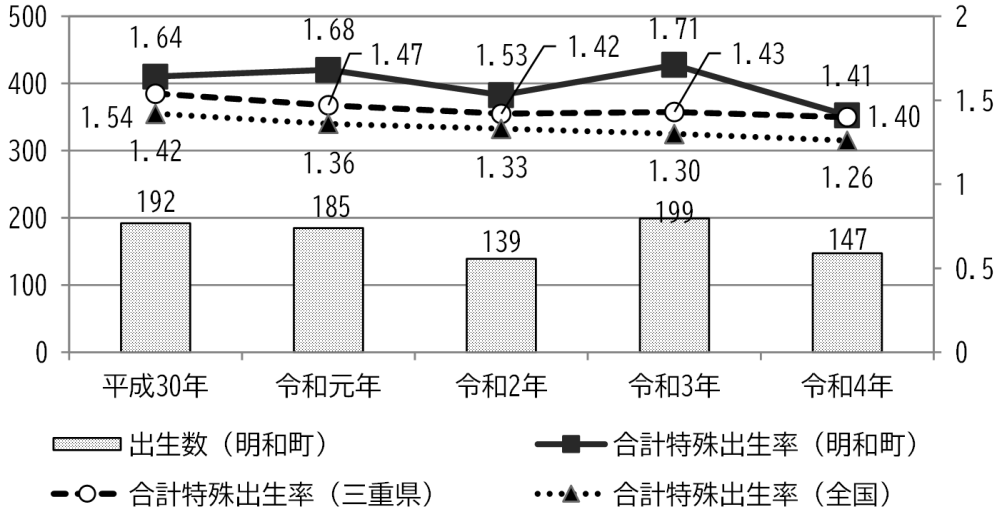

資料：三重県「市町（村）累年統計表」
三重県「統計でみる三重のすがた」

（３）世帯の動向

①世帯数と平均世帯員の推移

世帯数は、増加傾向が続いており、令和２年では 8,067 世帯になっています。一方、１世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、令和２年には 2.70 人となっています。

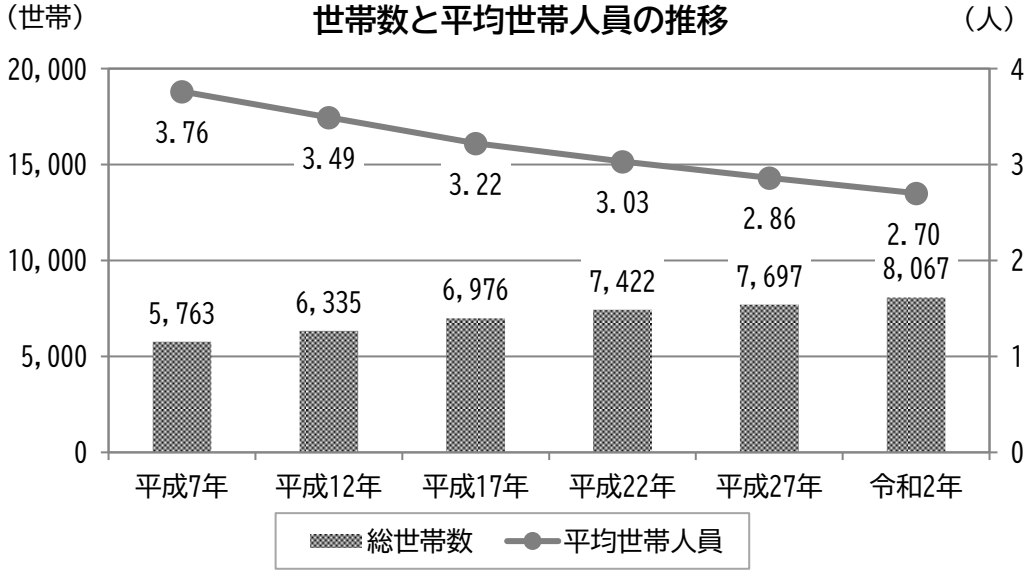

資料：三重県「市町（村）累年統計表」（国勢調査）

②世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族*世帯が最も多く、令和２年では 63.9%となっています。単独世帯は増加が急激に進んでおり、平成 12 年から令和 2 年までの 20 年間に 10.1%から 21.0%に増加しています。

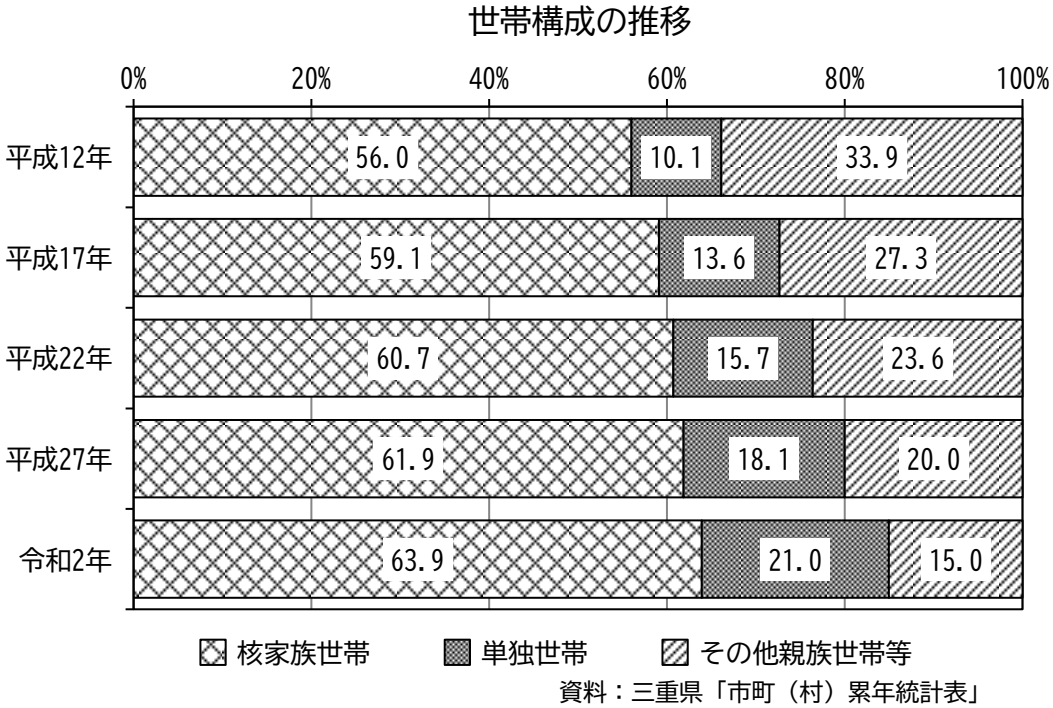

資料：三重県「市町（村）累年統計表」

（４）子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移

6～11 歳の人口は、増加傾向にありますが、0～5 歳、12～17 歳の人口は、減少傾向にあります。

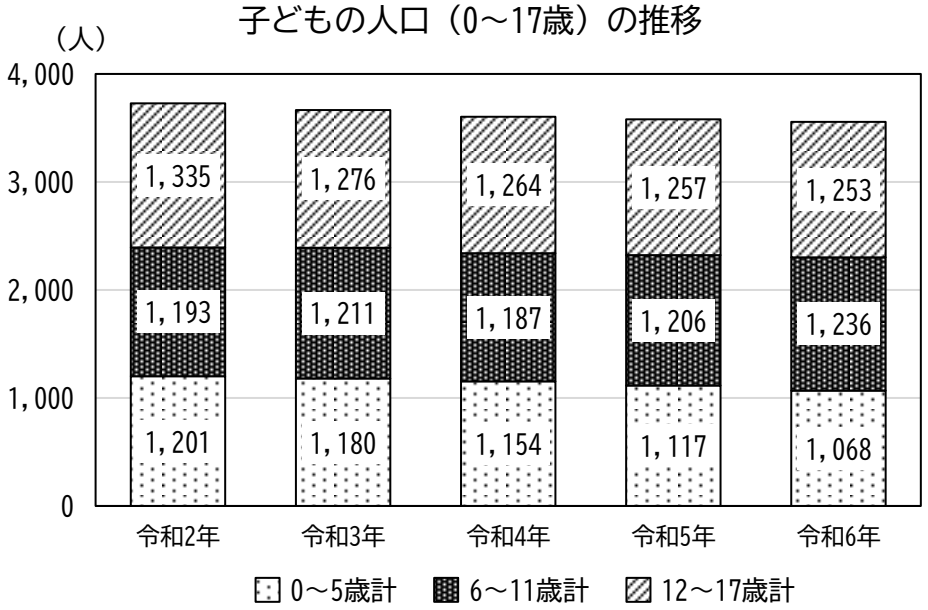

（人）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0歳	174	168	165	148	128
1歳	191	186	166	183	164
2歳	212	201	190	174	188
3歳	216	215	201	192	184
4歳	189	219	215	203	197
5歳	219	191	217	217	207
6歳	174	216	191	219	225
7歳	213	169	216	188	215
8歳	193	214	168	217	191
9歳	202	195	213	171	218
10 歳	214	202	197	213	173
11 歳	197	215	202	198	214
12 歳	227	196	213	201	197
13 歳	213	226	195	212	203
14 歳	202	212	225	198	212
15 歳	217	204	212	229	198
16 歳	221	216	204	212	228
17 歳	255	222	215	205	215

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②子どもの人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、子どもの人口は今後減少していくことが予測されます。

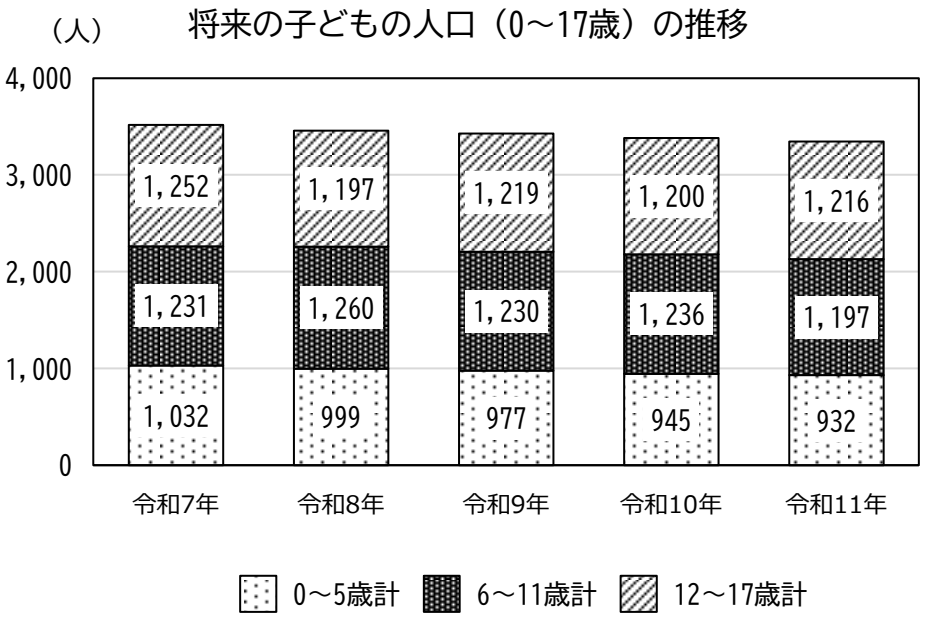

（人）

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0歳	148	144	142	142	142
1歳	137	158	154	152	152
2歳	170	142	164	160	158
3歳	192	174	145	167	163
4歳	186	194	176	147	169
5歳	199	187	196	177	148
6歳	209	201	189	198	179
7歳	222	206	198	186	195
8歳	216	223	207	199	187
9歳	192	218	224	208	200
10 歳	219	193	219	226	209
11 歳	173	219	193	219	227
12 歳	212	172	218	192	218
13 歳	197	212	172	218	192
14 歳	204	198	213	173	219
15 歳	213	205	199	214	174
16 歳	197	212	204	198	214
17 歳	229	198	213	205	199

資料：コーホート変化率法による推計値

２．就業の状況

（１）就業人口の動向

①産業人口の動向

就業人口をみると、男性は減少傾向にありますが、女性は平成 22 年にかけて一旦減少し、その後増加しています。産業分類別にみると、第１次産業、第２次産業ともに減少しています。一方、第３次産業については増加傾向にありますが、令和２年では若干の減少となっています。

（上段：人、下段：%）

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
就業者総数（常住地）		11,441	11,653	11,012	11,012	11,183
	男性	6,412	6,446	6,046	5,938	5,994
		56.0	55.3	54.9	53.9	53.6
	女性	5,029	5,207	4,966	5,074	5,189
		44.0	44.7	45.1	46.1	46.4
第１次産業（常住地）		1,093	1,003	722	641	503
		9.6	8.6	6.6	5.8	4.5
第２次産業（常住地）		4,393	3,988	3,478	3,271	3,156
		38.4	34.2	31.6	29.7	28.2
第３次産業（常住地）		5,915	6,393	6,470	6,697	6,641
		51.7	54.9	58.8	60.8	59.4

※産業分類別について、総数には「分類不能」が含まれるため産業分類別の合計とは一致しません

資料：三重県「市町（村）累年統計表」

②女性の年齢別就業率

５歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、平成 22 年から令和２年までのいずれの年でも 25～29 歳までは就業率が上昇し、30～34 歳で減少しています。平成 27 年、令和２年ではその後 35～39 歳で再度上昇に転じており、出産・育児を機に一旦就労を中断し、その後再度就業する、いわゆる「M字カーブ*」がみられます。平成 22 年ではM字カーブの底は 35～39 歳で、40 歳代になってからの再就業が多くなっていましたが、近年では再就業の時期が早くなる傾向となっています。また、令和２年の各年齢ごとの就業率は、平成 22 年、平成 27 年に比べて高くなっていることが大半であり、女性の就業が多くなっていることがうかがえます。

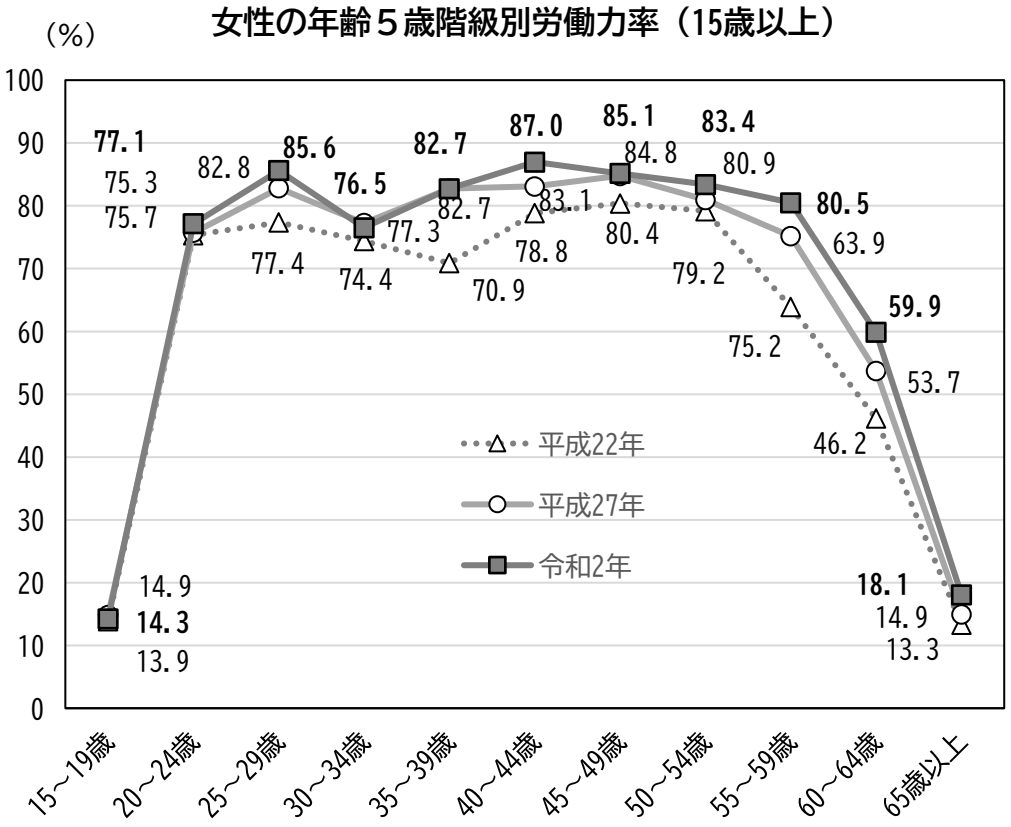

資料：国勢調査

３．明和町の子どもと子育て家庭の概況

（１）就学前児童の状況

０歳児については、施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多いものの、１歳児では７割ほどが施設に通っています。１歳児以降の保育所（ささふえ）および私立認定こども園*の割合はほぼ一定であり、３歳児以上になると、公立認定こども園の割合が最も高くなっています。

就学前児童の状況

（人）

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
公立保育所	9	18	24	24	27	29	131
公立認定こども園	13	38	55	80	90	93	369
私立認定こども園	20	60	67	70	76	77	370
在宅等	86	48	42	10	4	8	198
就学前児童数	128	164	188	184	197	207	1,068

資料：就学前児童数は、住民基本台帳人口（令和６年４月１日現在）
保育所、認定こども園の児童数は、令和６年３月 31 日現在の数値
※在宅等には町外の施設に入所する児童も含む

就学前児童の状況

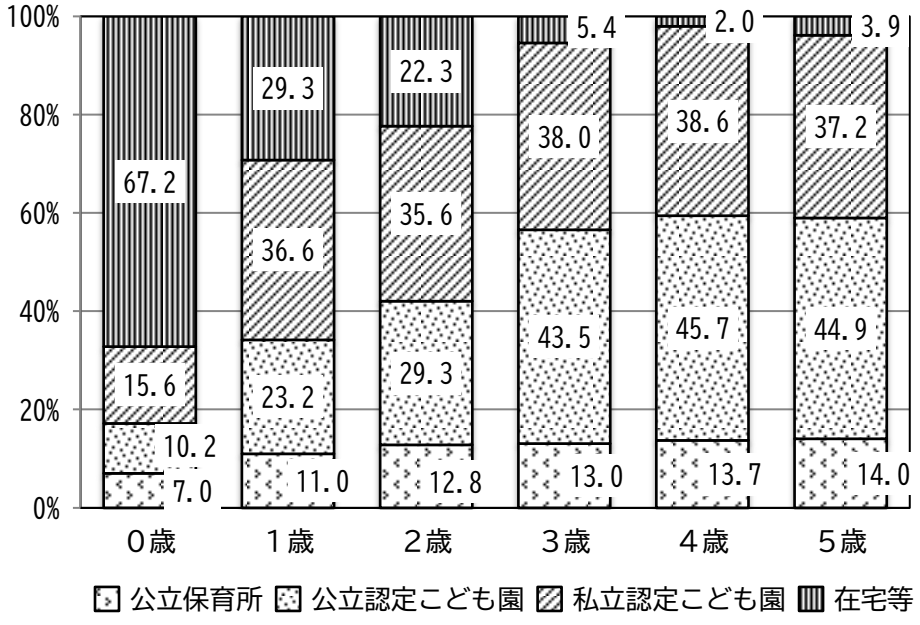

４．明和町における主な子育て支援の取り組み

① 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

本町における、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業にかかる取り組み実績状況です。

本町では、幼児期の教育・保育ニーズに対応するため、平成 27 年以降、保育所・幼稚園の認定こども園*への移行を進めており、令和６年４月１日現在では、保育所１か所、認定こども園５か所となっています。令和８年４月１日には、残された保育所１か所についても認定こども園への移行が予定されており、町内の６園すべてが認定こども園となります。

※明和町内の園の設置状況（令和６年４月１日現在）

（か所）

	保育所		認定こども園		小規模保育事業	幼稚園	備考
	公立	私立	公立	私立			
H31	2	0	1	2	1	1	閉園：公立保育所１，公立幼稚園２ 開園：私立こども園１
R2	2	0	1	2	1	1	
R3	2	0	1	2	1	1	
R4	1	0	2	3	0	1	閉園：公立保育所１，私立小規模事業保育所１ 開園：公立こども園１、私立こども園１
R5	1	0	2	3	0	1	
R6	1	0	2	3	0	0	閉園：公立幼稚園１

■保育所の状況

保育所については、公立保育所１か所にて保育を実施しています。

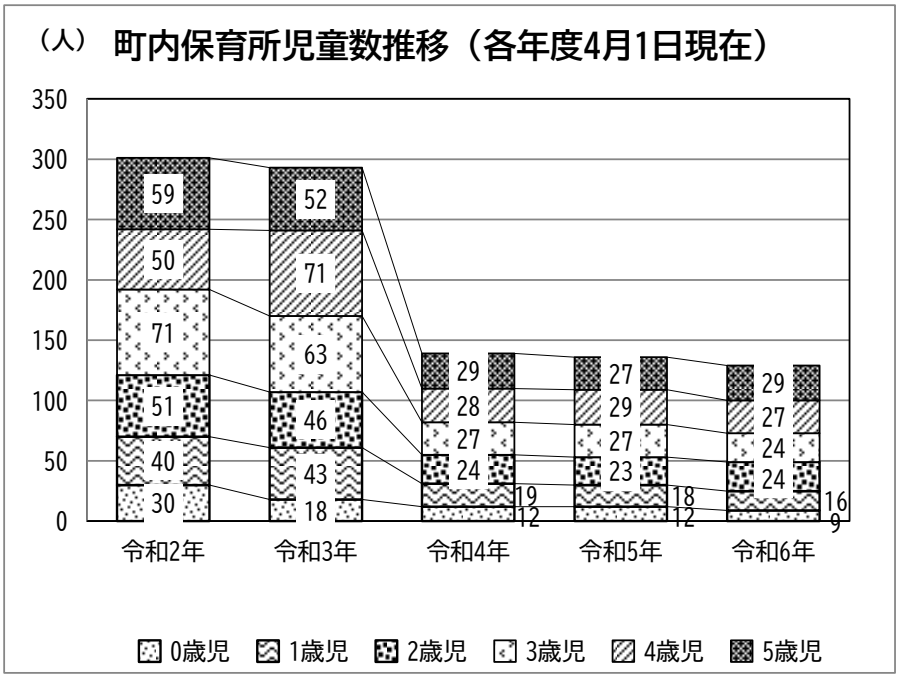

※令和４年から公立保育所１園が閉園したため、入所児童数が減少しています。

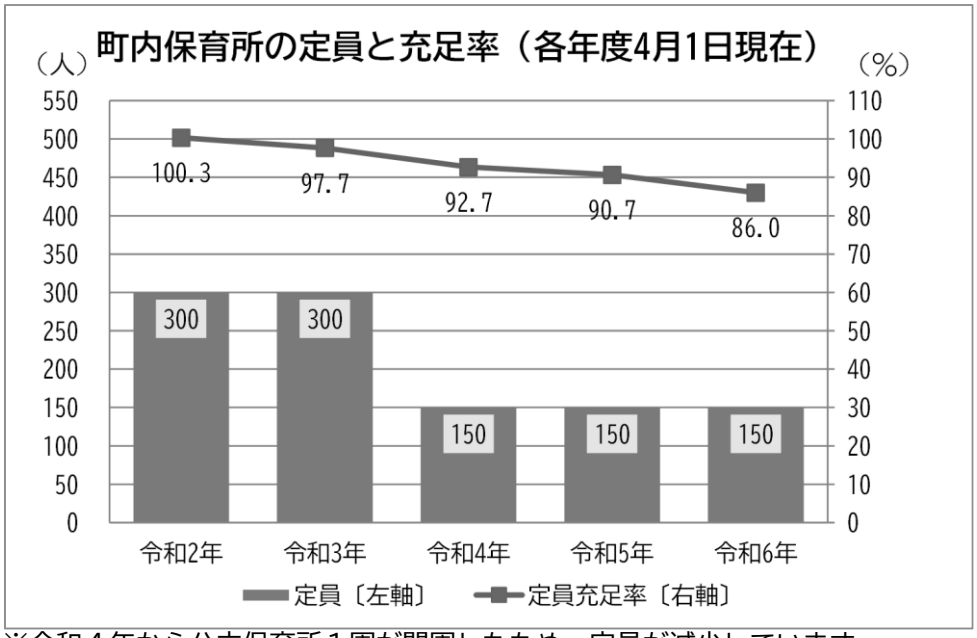

※令和４年から公立保育所１園が閉園したため、定員が減少しています。

資料：こども課

■認定こども園（保育所部）の状況

認定こども園*（保育所部）については、公立認定こども園２か所、私立認定こども園３か所にて保育を実施しています。令和４年に公立、私立の認定こども園がそれぞれ１か所ずつ開園したため、認定こども園を利用する児童数は増加傾向にあります。

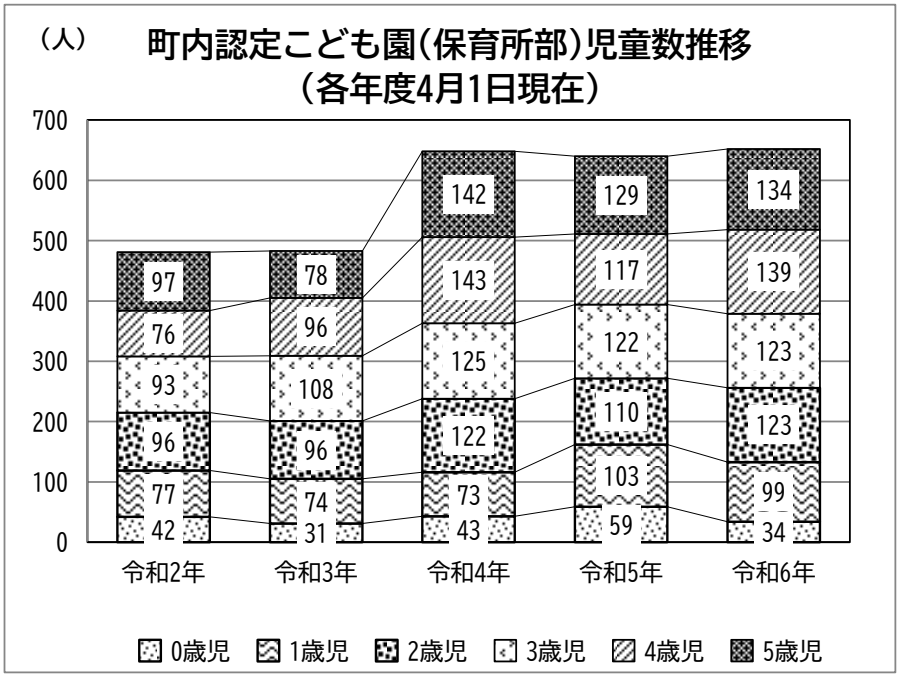

※令和４年から公立、私立認定こども園が各１園開設したため、入所児童数が増加しています。

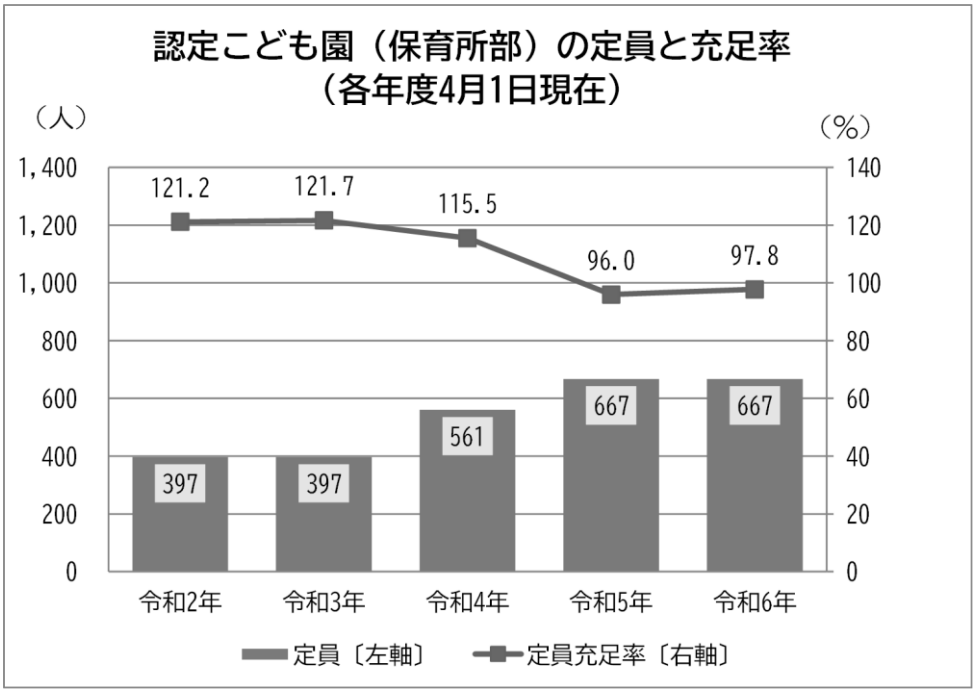

※令和４年から公立、私立認定こども園が各１園開設したため、定員が増加しています。

資料：こども課

■幼稚園の状況

幼稚園については、公立幼稚園１か所が令和５年度末で閉園となり、町内の幼稚園は０か所となりました。

■認定こども園（幼稚園部）の状況

認定こども園*（幼稚園部）については、公立認定こども園２か所、私立認定こども園３か所にて保育を実施しています。令和４年に公立、私立の認定こども園がそれぞれ１か所ずつ開園したため、認定こども園を利用する児童数は増加傾向にあります。

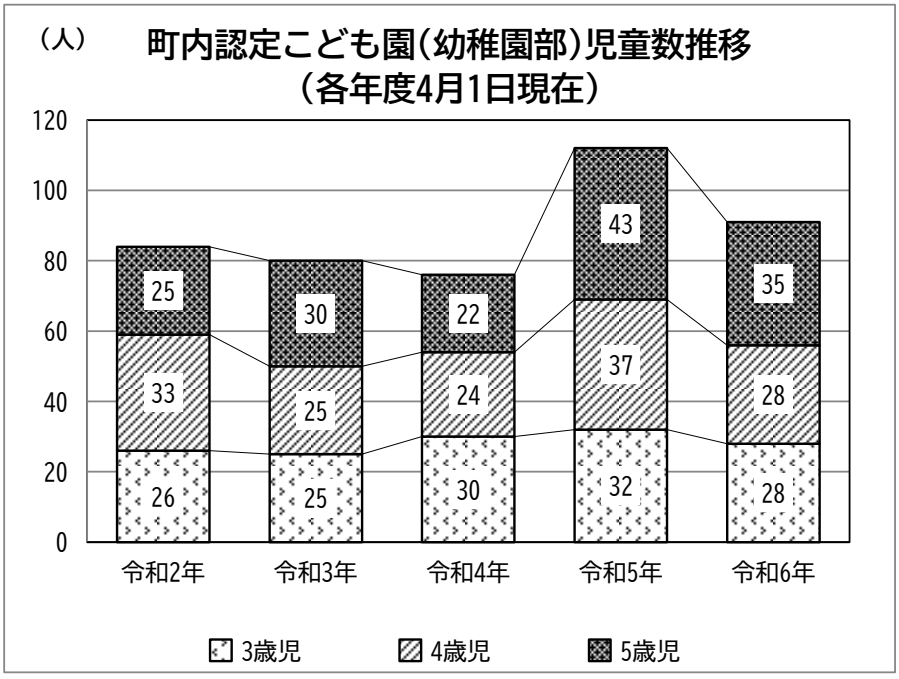

※令和４年から公立、私立認定こども園が各１園開設したため、入所児童数が増加しています。

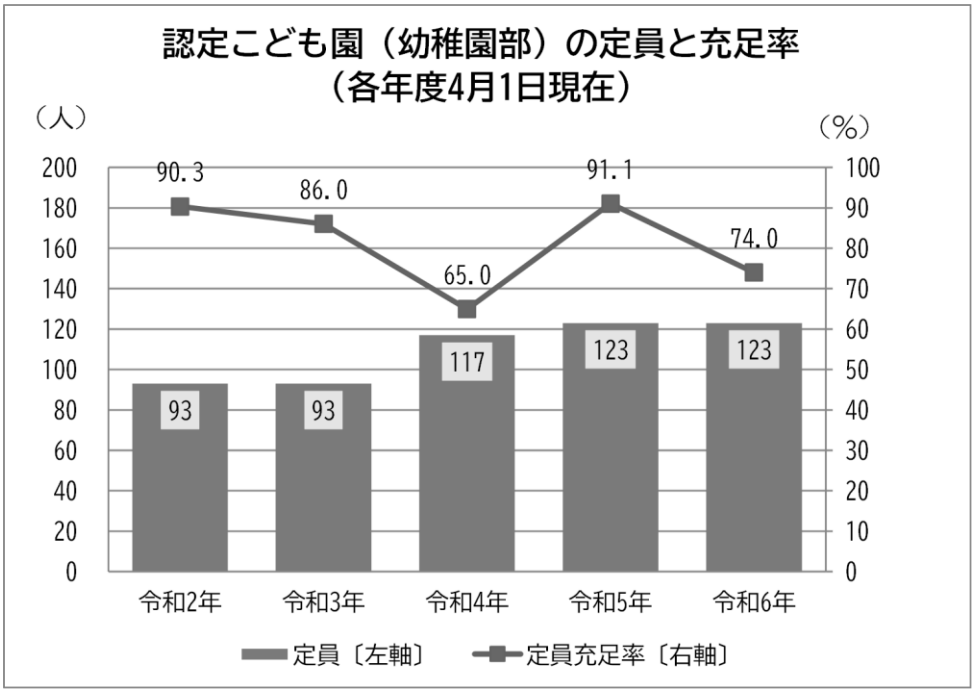

※令和４年から公立、私立認定こども園が各１園開設したため、定員が増加しています。

資料：こども課

② 延長保育事業

延長保育については、町内すべての保育所、認定こども園*で実施しています。利用児童数については増減を繰り返しており、令和５年では 107 人の利用となっています。。

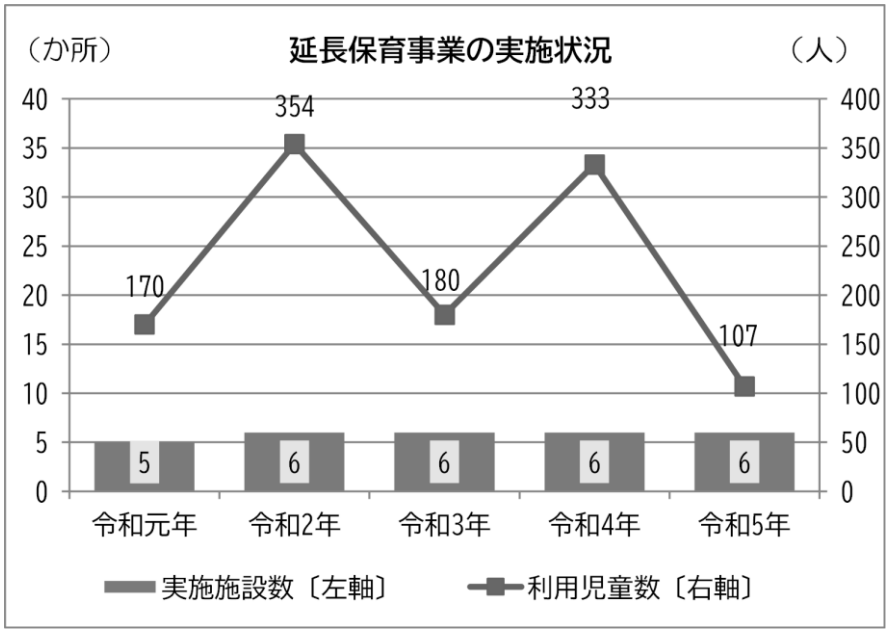

資料：こども課

③ 放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室

放課後児童クラブ*（学童保育）については、各校区に開設しています。利用児童数は300人前後で推移していますが、令和５年は329人と若干増加しています。

また、放課後子ども教室*（ちゃれんじきっず）については、町内各校区で活動しています。

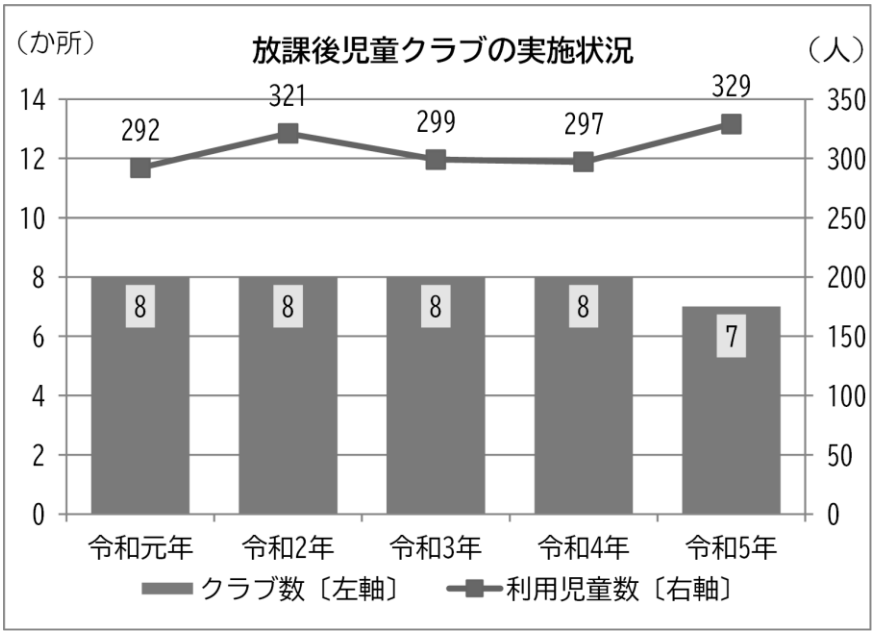

資料：教育課

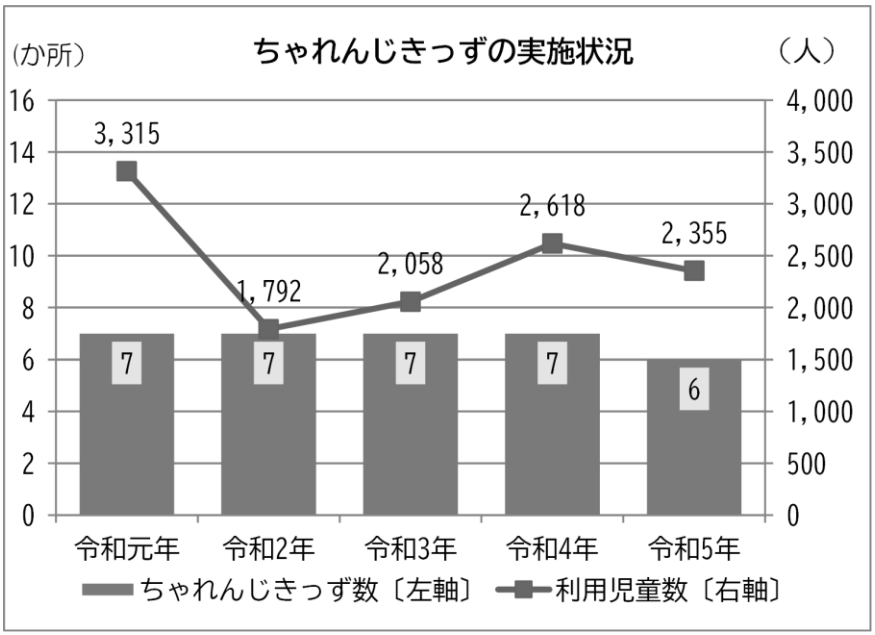

資料：教育課

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）*

保護者の病気などのために短期間お子さんを預かるショートステイについては、児童養護施設などに委託して実施しています。令和４年度に２人の利用がありました。

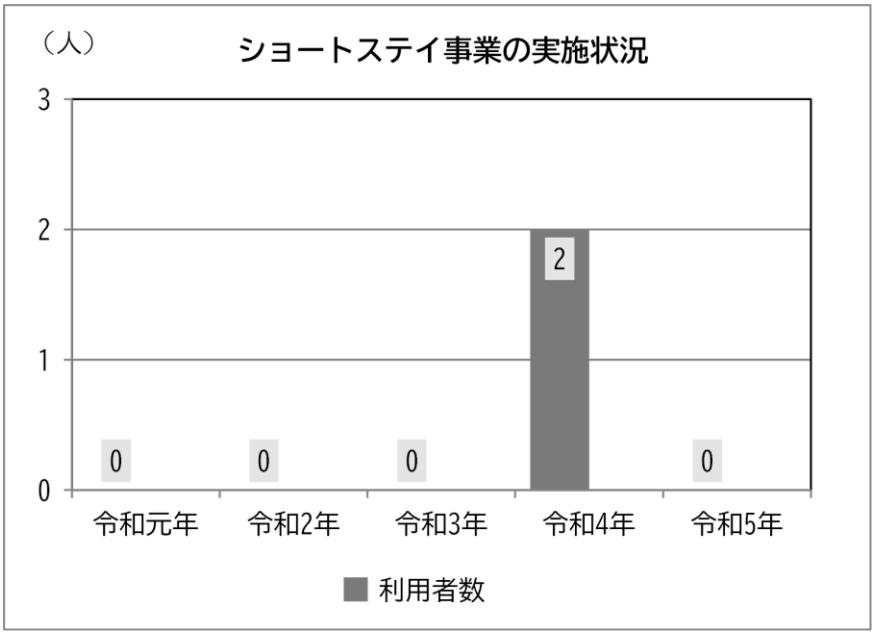

資料：こども課

⑤ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）、児童館

子育ての相談にのったり、保護者どうしが交流したりする地域子育て支援センター*については、町内５か所で実施しています。令和５年度は計15,202人の親子等の利用がありました。

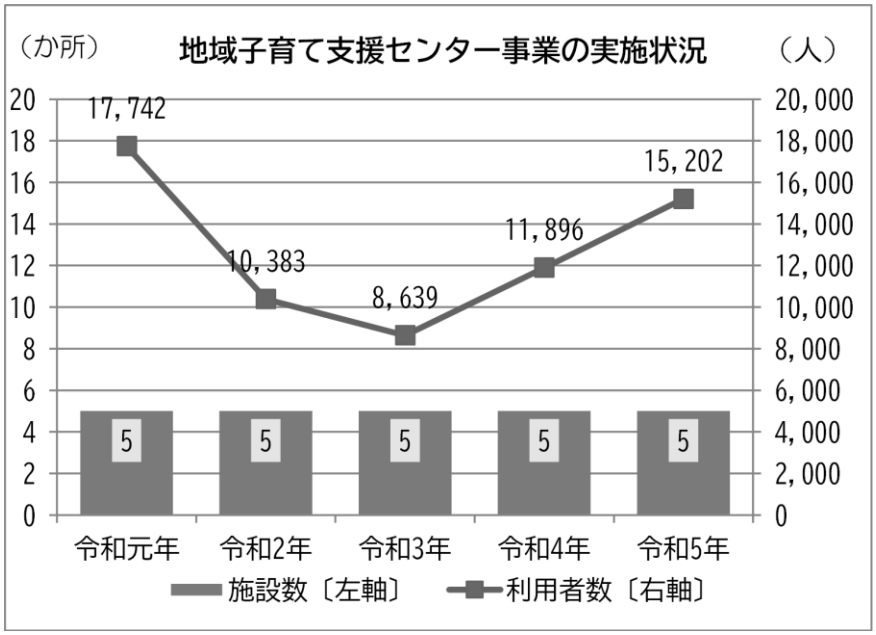

※ここでの利用者数は、利用した親・子どもの数をすべて合計したものとなっています。

資料：こども課

⑥ 一時預かり事業

普段は家でみているお子さんを一時的に預かる一時預かり*は、私立認定こども園*１か所で現在実施しています。

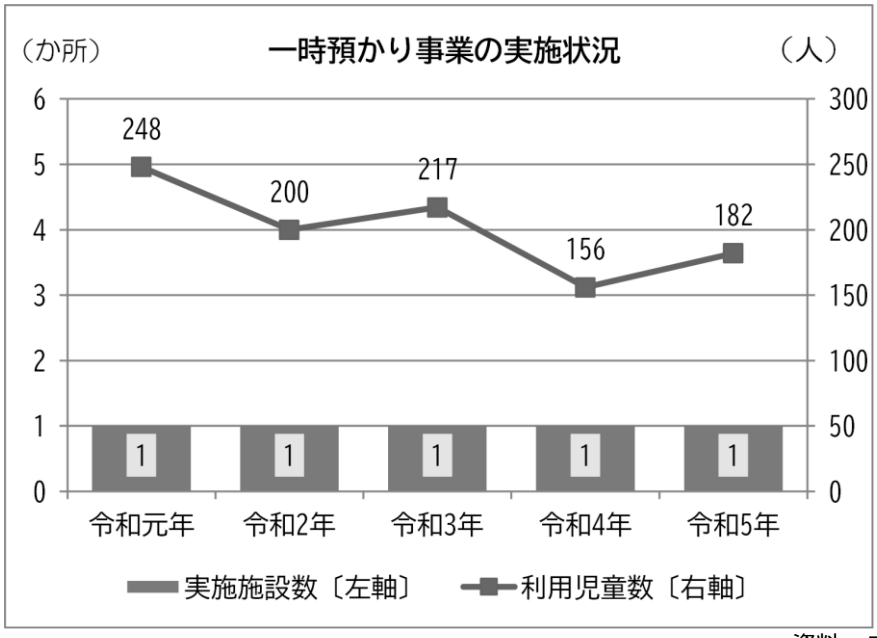

資料：こども課

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

子育てを助けて欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いができる人（援助会員）とも登録は令和２年、３年に減少しましたが、それ以降は少しずつ増加しています。利用件数についても令和２年度に大きく減少しています。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が最も顕著であった時期であり、その影響が推察されます。

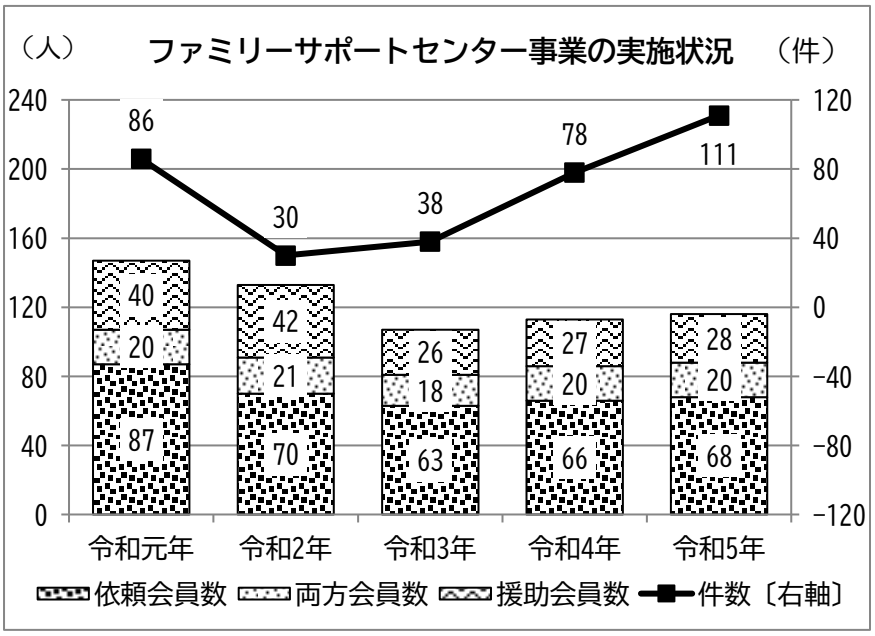

資料：こども課

⑧ 病児･病後児保育事業

病気の回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育事業*については、松阪市と伊勢市に事業を委託して実施しており、令和５年度の利用者数（利用した子どもの数）は 29 人でした。

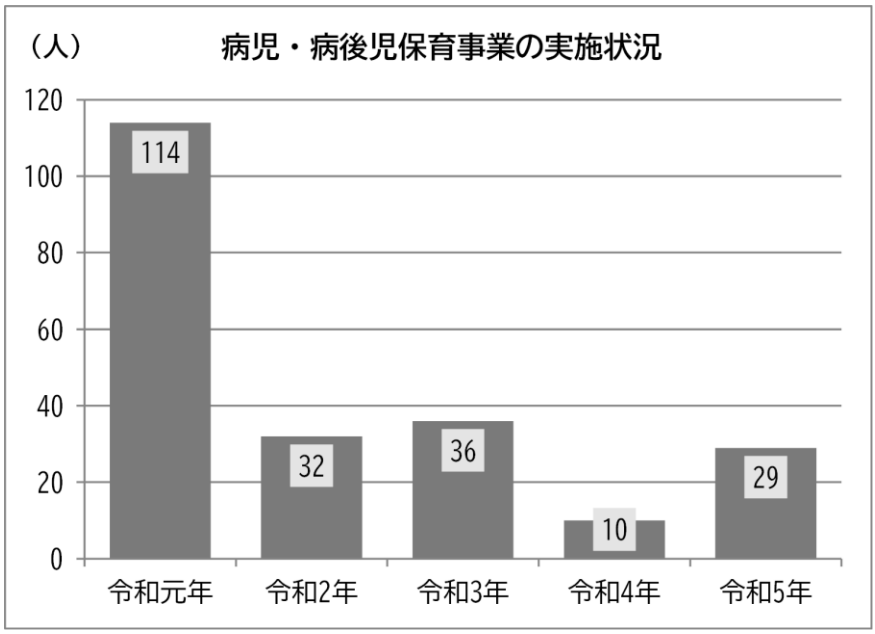

資料：こども課

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

原則として生後４か月までのお子さんのいるすべての家庭を対象に、保健師や助産師が訪問し、育児等の相談や助言などを行っています。

また、継続支援が必要な家庭へは、養育支援訪問事業*として助産師等が訪問しています。

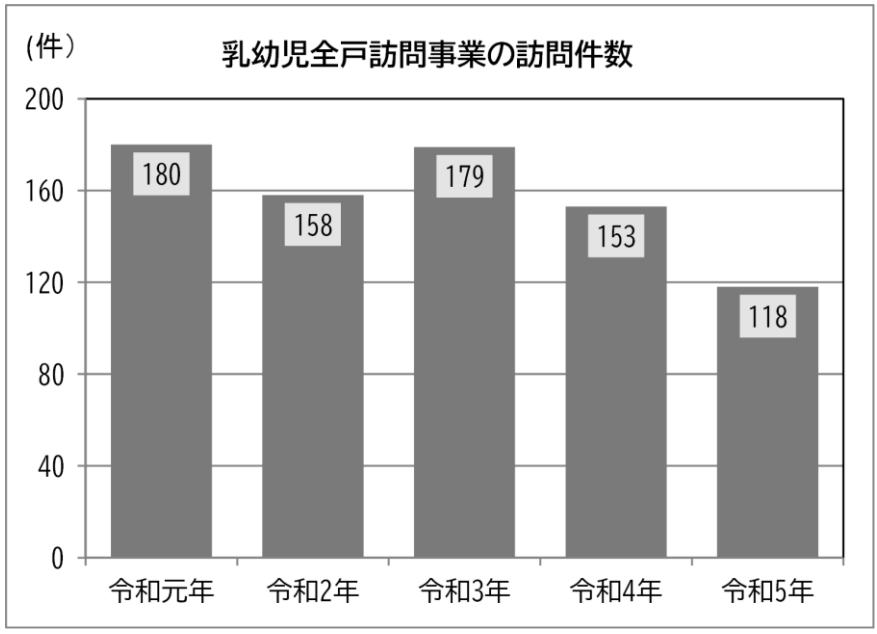

資料：こども課

⑩ 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

こんにちは赤ちゃん訪問で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師等による家庭訪問を実施しています。

養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）の状況

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
訪問延べ件数（件）	0	0	15	33	0
訪問実家庭数（件）	0	0	1	2	0

資料：こども課

⑪ 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査にかかる 14 回分の費用を助成しています。令和５年度の受診回数は、妊娠届出数の減少により、1,417 回でした。

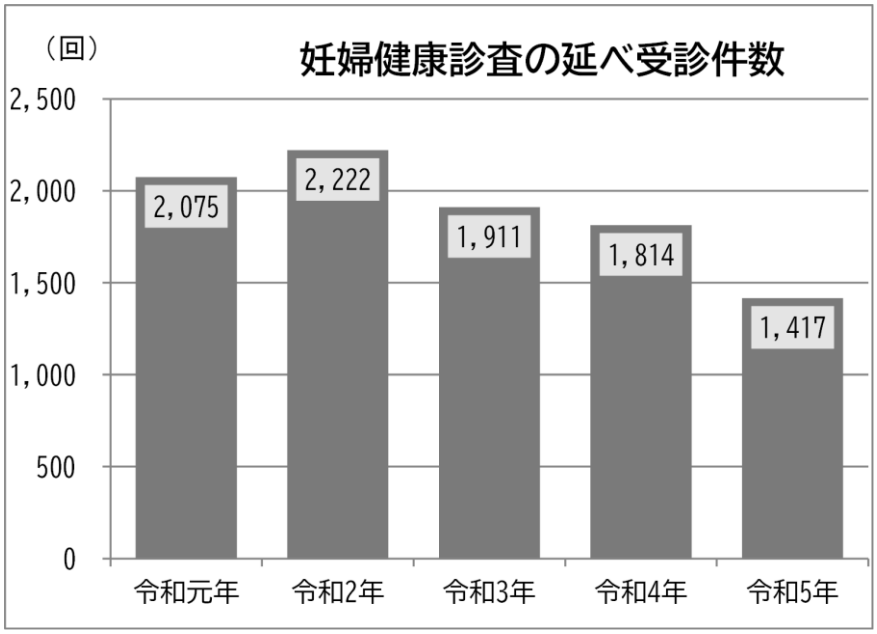

資料：こども課

⑫ 母子保健サービス

平成 28 年度から「明和町子育て世代包括支援センター」において、妊産婦および乳幼児の健康の保持および増進に関する地域の特性に応じた包括的な支援実施しています。

母子保健サービスの状況

		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
母子健康手帳交　付	交付者数（人）	162	169	143	134	108
４か月児健康診査	対象児数（人）	182	171	171	153	138
	受診児数（人）	182	169	171	153	135
	受診率（%）	100.0	98.8	100.0	100.0	97.8
10 か月児健康診査	対象児数（人）	191	182	179	161	168
	受診児数（人）	187	168	174	157	159
	受診率（%）	97.9	92.3	97.2	97.5	94.6
１歳６か月児健康診査	対象児数（人）	204	205	156	195	156
	受診児数（人）	201	203	155	196	152
	受診率（%）	98.5	99.0	99.4	100.5	97.4
２歳半のきょうしつ	対象児数（人）	214	208	209	160	202
	受診児数（人）	201	194	198	150	193
	受診率（%）	93.9	93.3	94.7	93.8	95.5
３歳６か月児健康診査（一般･歯科･視力）	対象児数（人）	195	228	210	204	162
	受診児数（人）	189	218	205	202	161
	受診率（%）	96.9	95.6	97.6	99.0	99.4
育児相談	延べ人数	617	318	439	379	333

資料：こども課

５．ニーズ調査結果の概要

子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ち、明和町内在住の就学前*児童および小学生のいる世帯の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。調査方法および主な結果は次のとおりです。

■調査対象者

・対象年齢児童のいる保護者（令和６年４月１日時点）

■調査方法

・スマートフォン、パソコン、タブレットなどにより、ＷＥＢサイトの回答フォームへアクセスしてもらい回答いただきました。

■周知方法

・こども園*および保育所に通園・通所しているお子さんのいる世帯については、ＷＥＢサイトの回答フォームの案内を、通知メールを通じて周知および回答の依頼を行いました。
・小学校に通学しているお子さんのいる世帯については、ＷＥＢサイトの回答フォームの案内を、通知メールを通じて周知および回答の依頼を行いました。
・なお、調査期間の中間時点で、通知メールにおいて再度の周知および回答の依頼を行いました。
・就学前児童のいる世帯で、こども園および保育所に通園・通所しているお子さんがいない世帯については、郵送でＷＥＢサイトの回答フォームの周知および回答の依頼を行いました。

■調査期間

令和６年６月３日～６月 25 日

■回収結果

		対象世帯数	回答数	回答率
総　数		1,437	682	47.5%
	就学前のお子さんのいる世帯		405	
	小学生のお子さんのいる世帯		424	

■注意事項

・グラフおよび表中の n 数（number of case）は、設問に対する回答者数を表しています。
・調査結果（グラフ）の比率は、その設問の回答者数（n 数）を分母として、小数点以下第２位を四捨五入して算出し、小数点以下第１位までを表示しています。したがって、端数処理のため、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。
・複数回答形式（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問については、その設問の回答者数（n 数）を分母として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率の合計が 100%を超えることがあります。

（1）子育て家庭の状況

子育てを主体的に行っている人　就学前

子育てを主に行っているのは「主に母親」が 54.8%と最も高く、「父母ともに」は 43.5%となっています。

前回調査と比較すると、「父母ともに」が 14.5 ポイント減少しています。

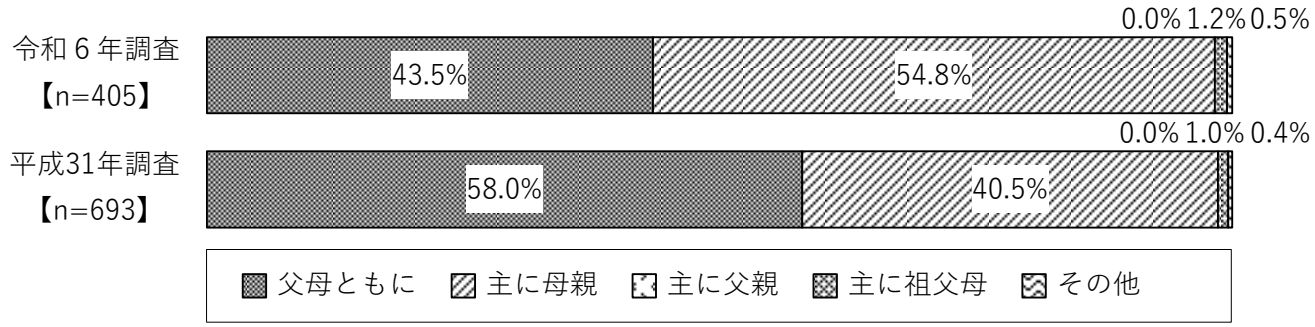

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の存在　就学前

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人がいるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 64.9%と最も高くなっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 24.4%、「いずれもいない」が 12.6%となっています。

前回調査と比較すると、子どもをみてもらえる人が『日常的に』いると回答した方は 14.0 ポイント減少し、「いずれもいない」と回答した方は 6.8 ポイント増加しました。

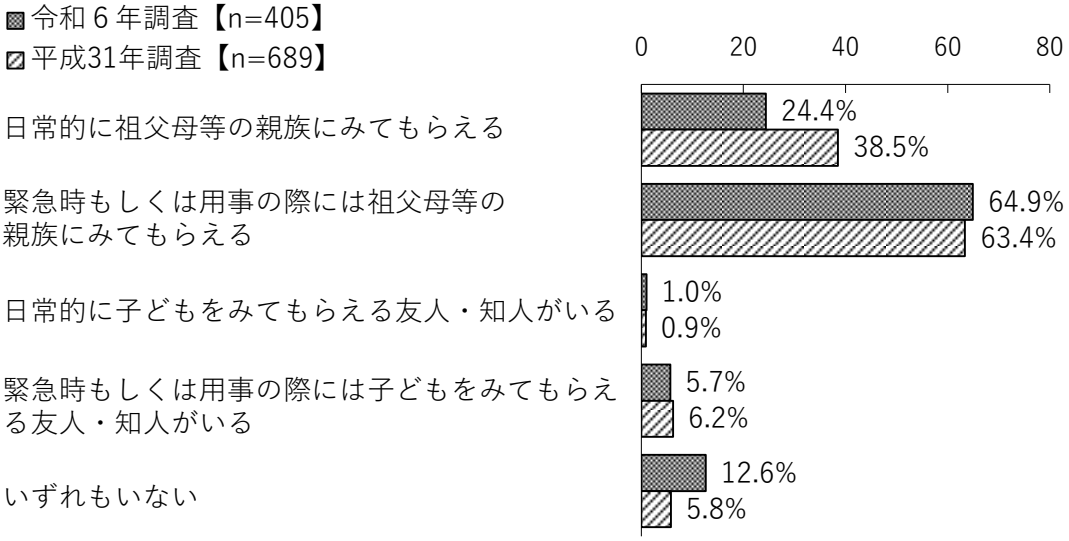

子育てを主体的に行っている人　小学生

子育てを主に行っているのは「主に母親」が 59.2%と最も高く、「父母ともに」は 38.4%となっています。

前回調査と比較すると、「父母ともに」が 17.8 ポイント減少しました。

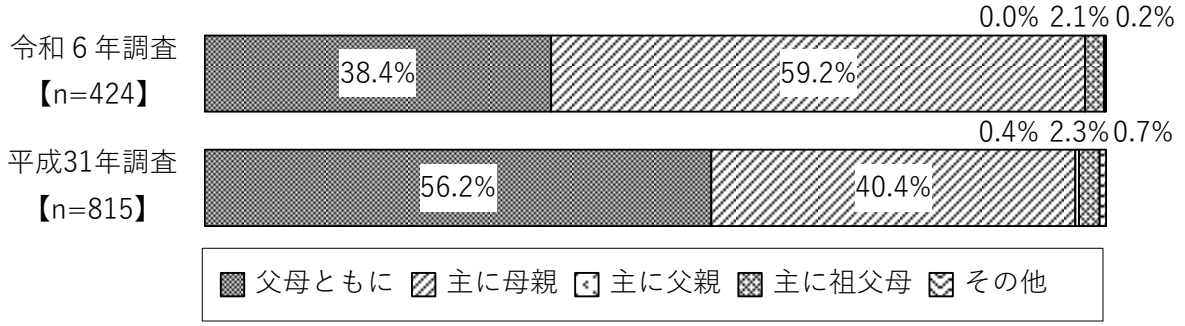

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の存在　小学生

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人がいるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 55.4%と最も高くなっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 25.9%、「いずれもいない」が 17.7%となっています。

前回調査と比較すると、「いずれもいない」と回答した方が 9.3 ポイント増加した一方、**子どもをみてもらえる祖父母等および友人・知人が『日常的に』いると回答した方の合計は 18.0 ポイント減少**しました。

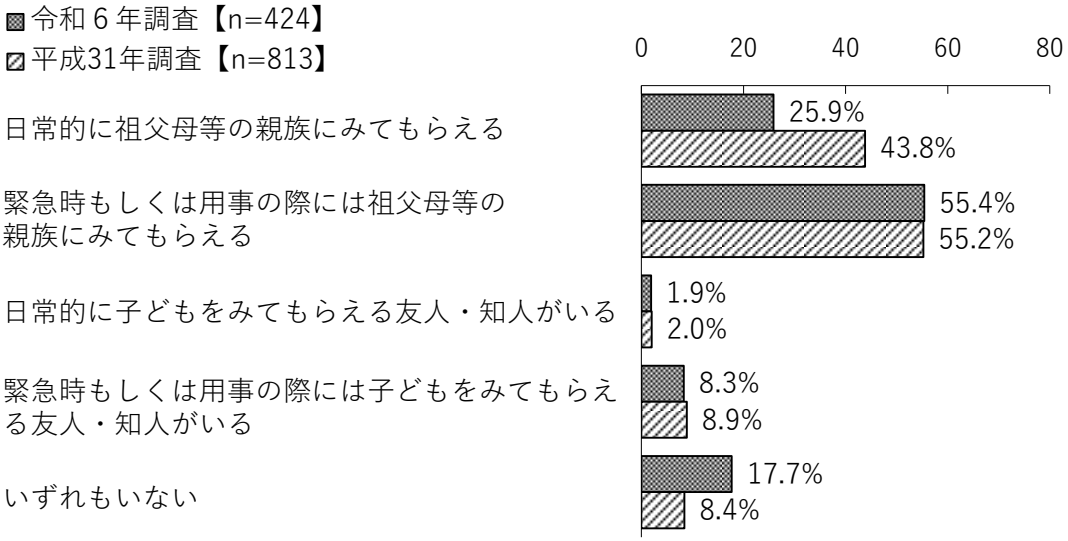

（２）保護者の就労状況

母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイム*で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は 41.6%となっており、産休・育休・介護休業中の方を加えると、**48.1%の方が『フルタイム』で就労**しています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は 37.3%となっており、産休・育休・介護休業中の方を加えると、38.3%の方が『パート・アルバイト等』で就労しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は 12.6%となっており、「これまで就労したことがない」を加えると 13.5%の方が『就労していない』という状況です。また、現在『産休・育休・介護休業中』の方は合わせて 7.5%となっています。

前々回調査（平成 25 年調査）および前回調査（平成 31 年調査）と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合は、就学前*で前々回調査が 25.9%、前回調査が 32.1%、小学生で前々回調査が 34.2%、前回調査が 38.2%であり、**前々回調査から前回調査、今回調査と年々「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加**してきています。

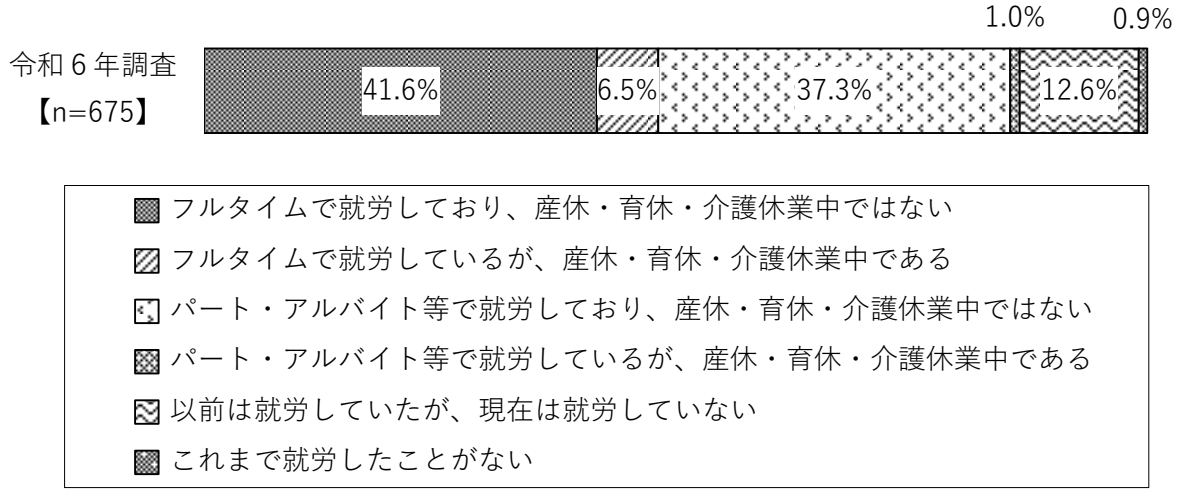

参考：過去の調査結果

就学前

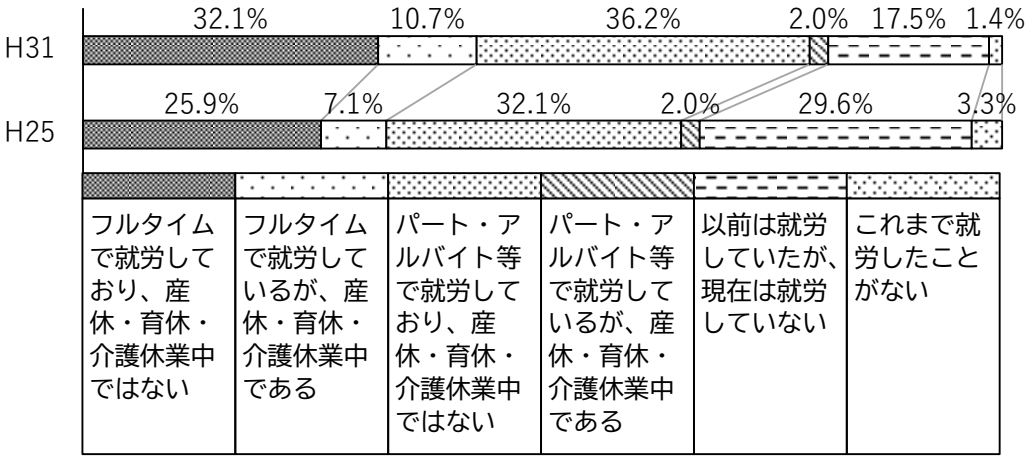

小学生

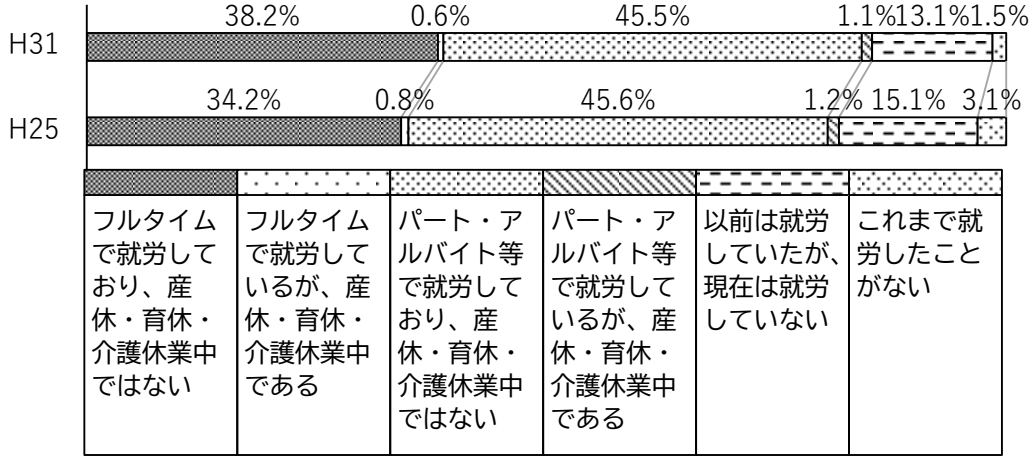

父親の就労状況

父親の現在の就労状況は、「フルタイム*で就労しており、育休・介護休業中ではない」が98.4%を占めています。また、現在『産休・育休・介護休業中』の方は0.3%とわずかとなっています。

令和6年調査
【n=626】

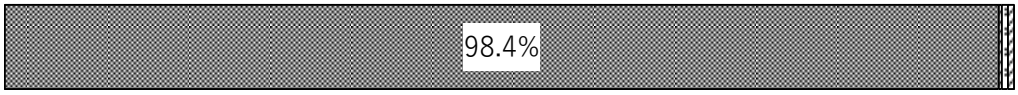

- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない（98.4%）
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である（0.3%）
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない（0.6%）
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である（0.0%）
- 以前は就労していたが、現在は就労していない（0.6%）
- これまで就労したことがない（0.0%）

両親の共働き状況　就学前

両親の共働き状況をみると、一番小さなお子さんが０歳児の世帯では「共働きである」世帯が 16.7%となっていますが、一番小さなお子さんが１歳以上の世帯では「共働きである」が80%以上となっています。

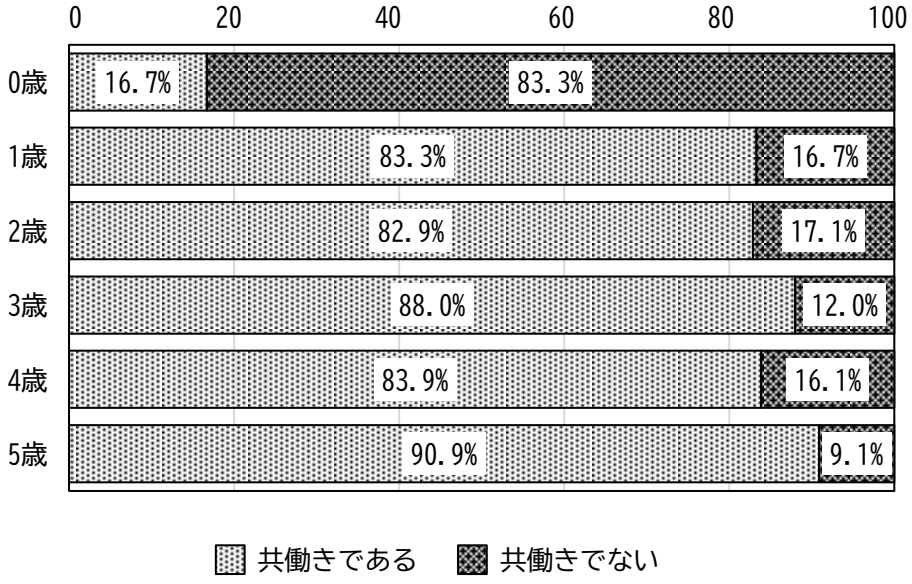

※「共働きである」の条件は、「就学前*のお子さんがいる」世帯であり、かつ「配偶者がいる」世帯を対象としています。また、就労状況について両親ともに「フルタイム*で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」および「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の世帯が該当します。

母親で現在就労していない方の就労希望

現在就労していない方の就労希望は、「１年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったころに就労したい」が 42.9%と最も高く、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」(25.3%)を合わせると『就労したい』方は 68.2%を占めています。

なお、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」は 31.9%となっています。

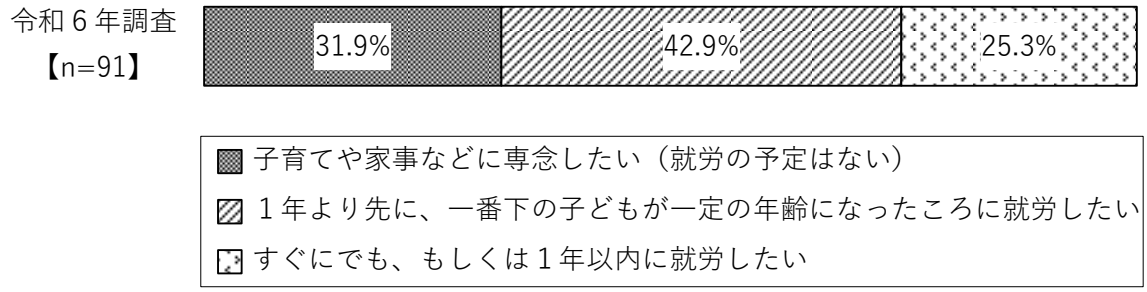

参考：過去の調査結果

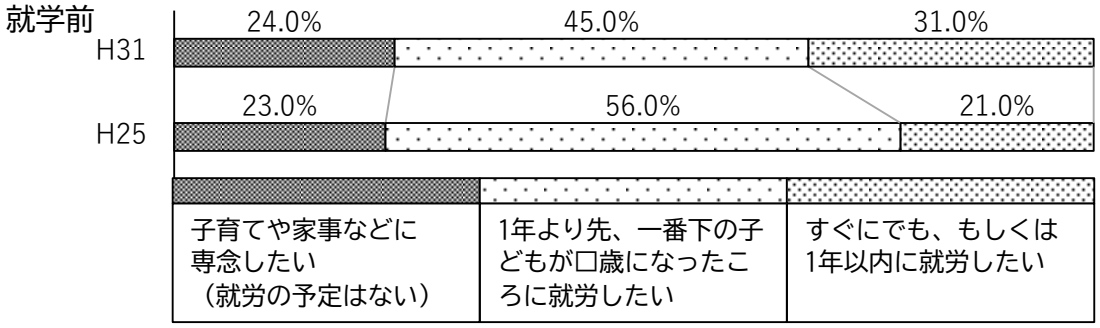

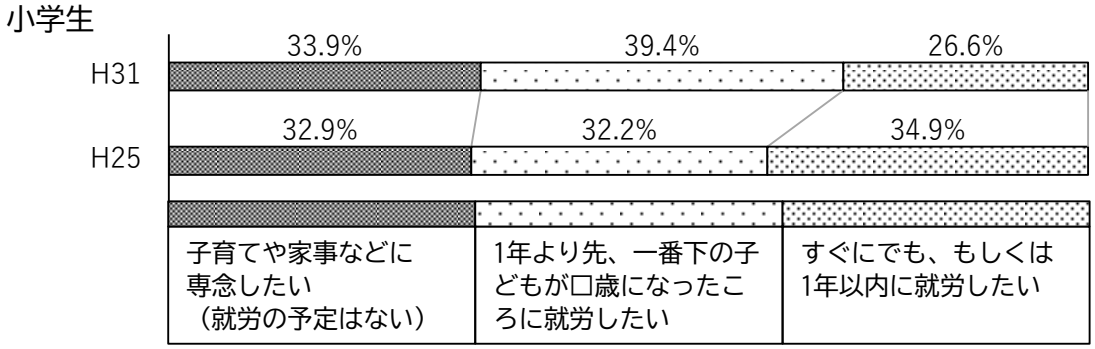

（3）子育て支援全般について

① 有効だと思う子育て支援策

有効だと思う子育て支援策は、就学前*児童、小学生ともに「仕事と家庭生活の両立支援」が最も多く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が続いています。前回調査に比べると１番多い項目と２番目に多い項目が入れ替わっています。**前回調査より増加しているのは、就学前児童では「地域における子どもの活動拠点の充実」「地域における子育て支援の充実」**が 6．3 ポイント、**小学生では「仕事と家庭生活の両立支援」**が 6.1 ポイント増加しています。

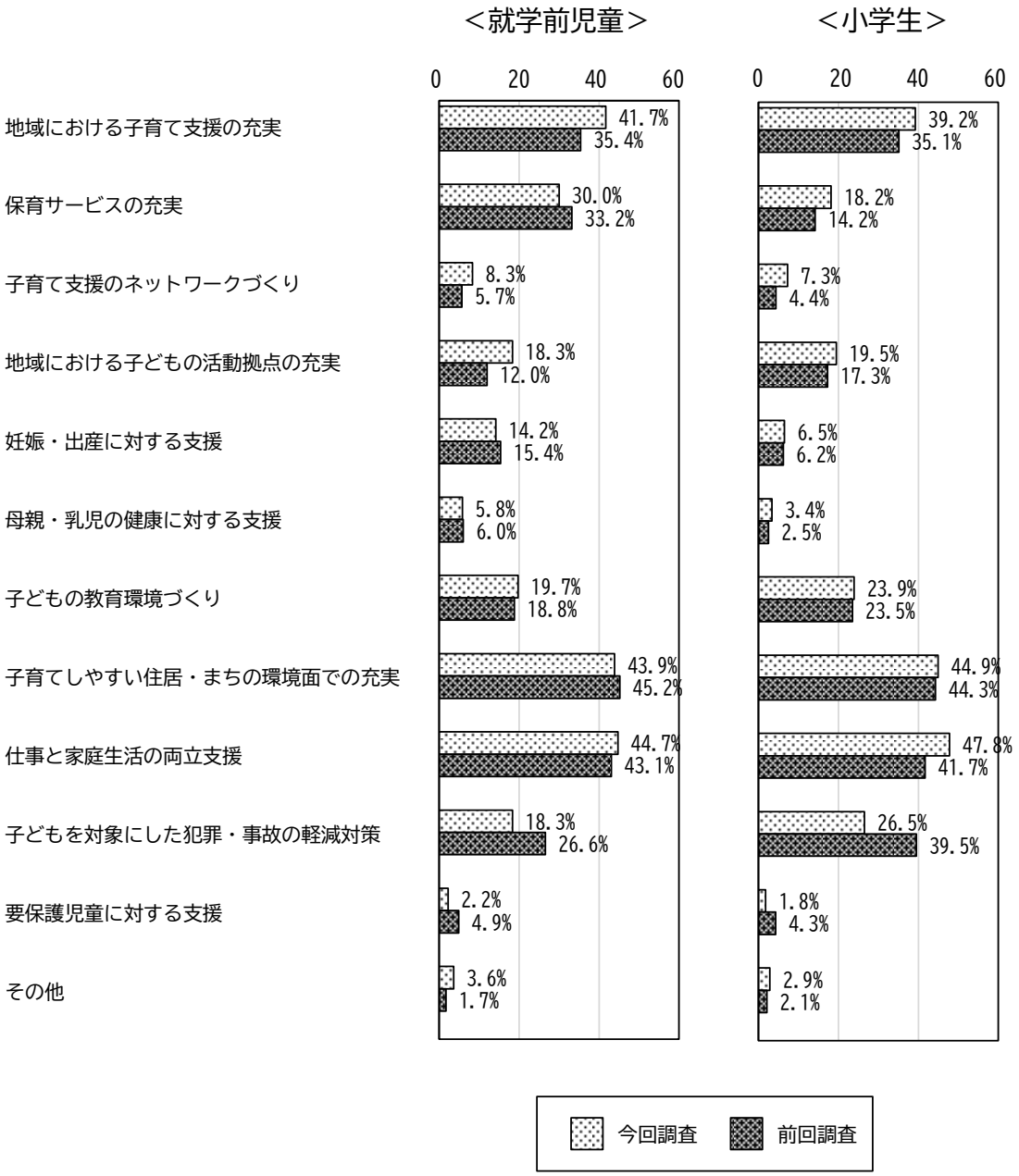

② どのようなことに不安感や負担感を感じるか

子育てに関して悩んでいることなどは、就学前*児童、小学生ともに「子どもとの時間を十分にとれないこと」が最も多く、２番目は就学前児童では「子どものしつけ方やしかり方がよくわからないこと」、小学生では「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」でした。**前回調査より増加しているのは、就学前児童では「配偶者や家族と子育てに関して意見が合わないこと」**が 3.3 ポイント、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」2.9 ポイント増加しており、**小学生では「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」**が 6.8 ポイント、**「子育てに関しての配偶者の協力が少ないこと」**が 6.6 ポイント増加しています。なお、「子どものしつけ方やしかり方がよくわからないこと」は就学前児童で 7.0 ポイント、小学生で 7.2 ポイント減少しています。

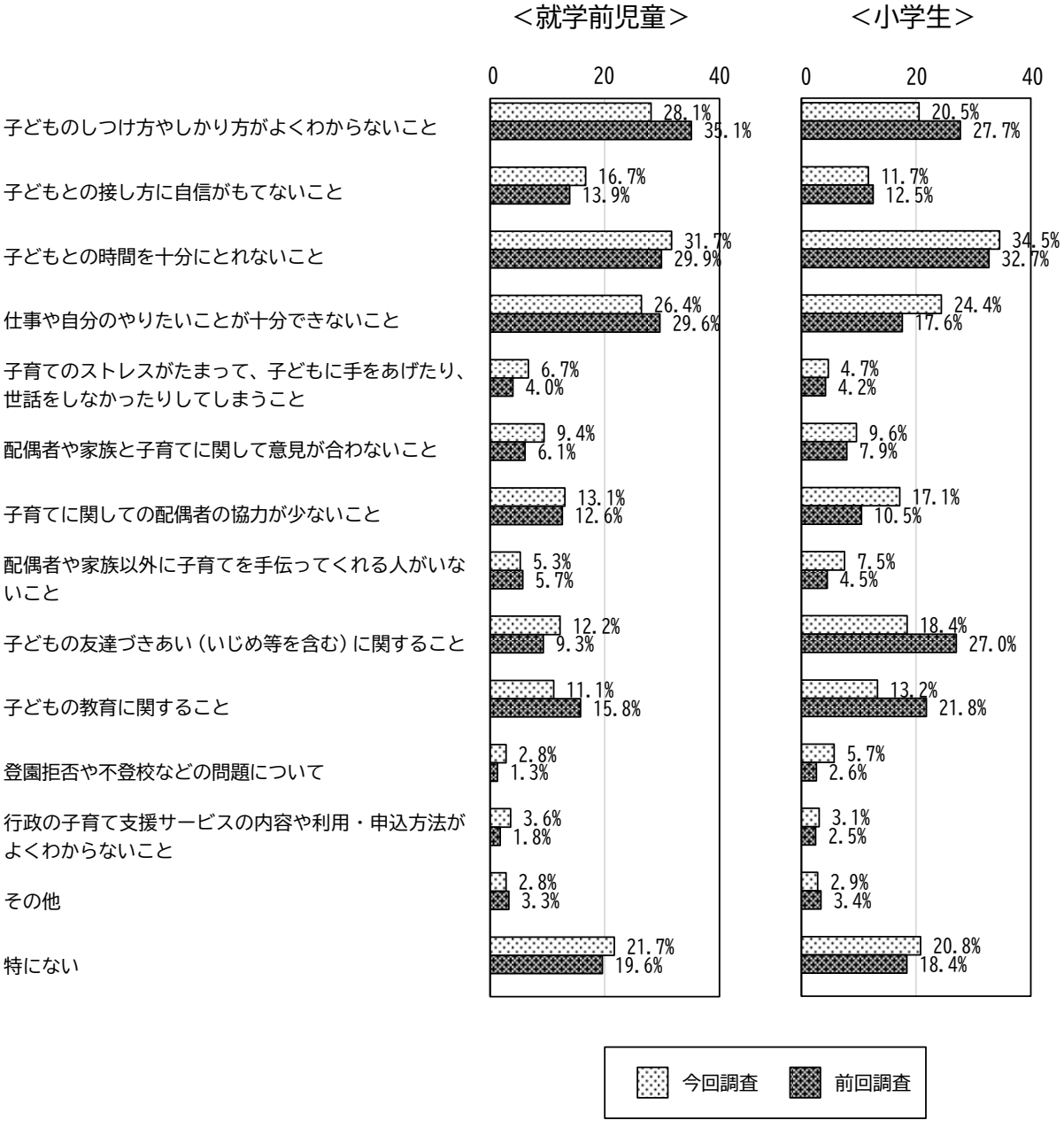

（４）教育・保育事業の利用について

① 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 78.3%となっています。一方、「利用していない」は 21.7%となっています。

前回調査と比較すると、「利用している」が 3.2 ポイント増加しました。

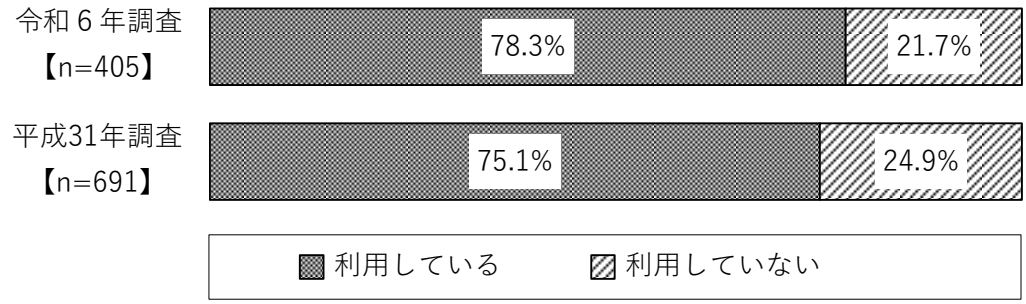

平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「こども園*」が 73.3%、「保育所」が 22.5%、「幼稚園」が 3.5%となっています。

前回調査と比較すると、「こども園」が 28.5 ポイント増加し、「保育所」が 22.1 ポイント、「幼稚園」が 6.8 ポイント減少しました。

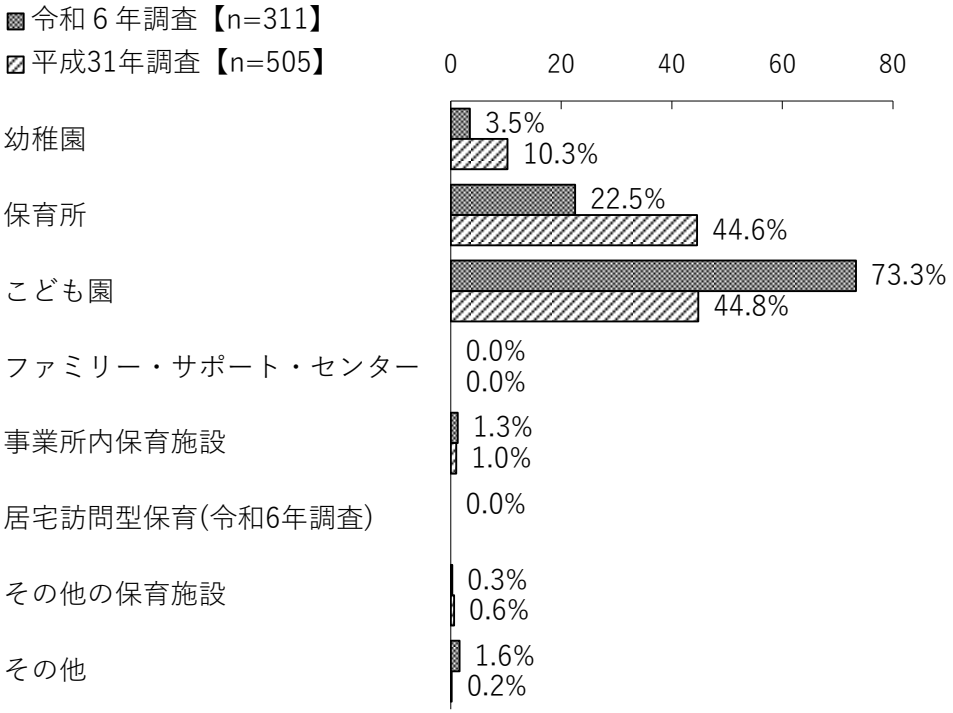

② 定期的な教育・保育の事業を利用していない人の理由

平日に定期的に教育・保育事業を利用していない理由は、「産休・育休・介護休業中である」が 50.0%と最も高く、「子どもがまだ小さいため（一定の年齢になったら利用しようと考えている）」が 38.1%で続いています。

なお、**「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」は 6.0%**、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」は 2.4%となっています。

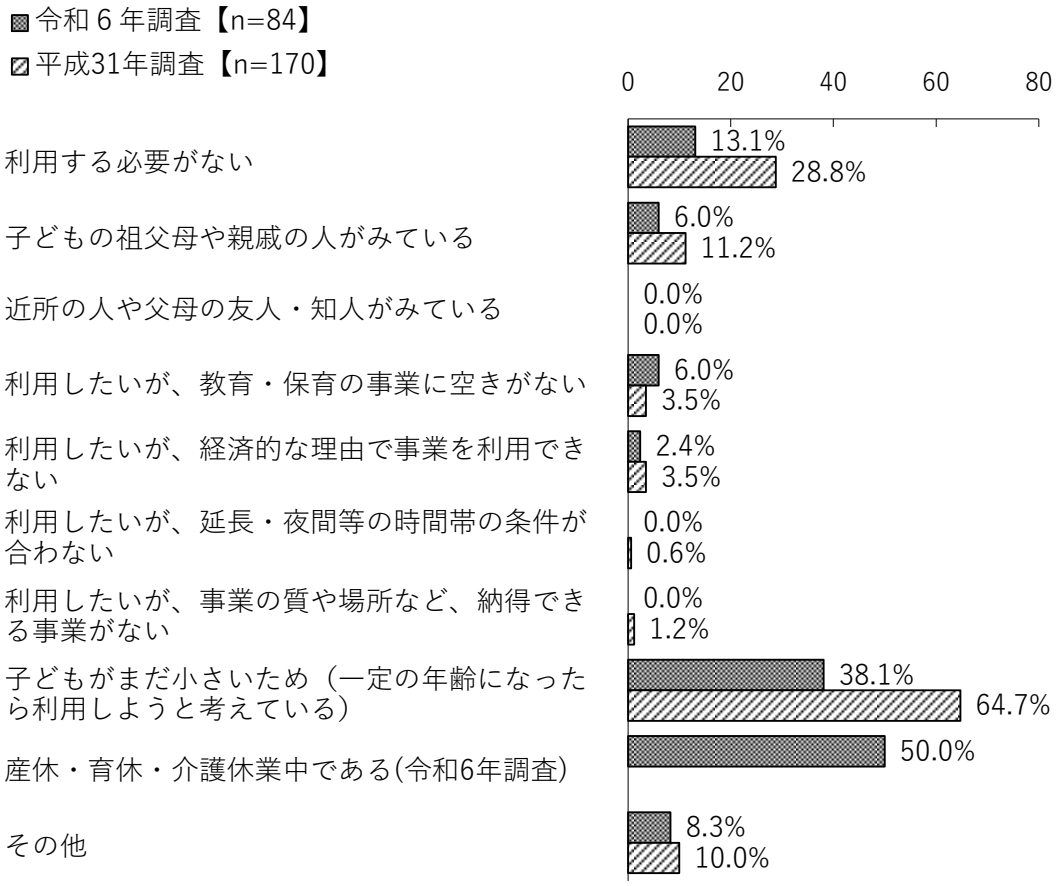

③ 平日の定期的な教育・保育の事業の利用意向

平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「こども園*（保育所部）」が 69.8%と最も高く、「認可保育所」（29.9%）、「こども園（幼稚園部）」（20.4%）、「こども園（幼稚園部）の預かり保育」（10.3%）と続いています。その他の教育・保育事業の利用希望はいずれも 10%未満と低くなっています。

なお、「どれも必要ない」は 6.6%となっています。

前回調査と比較すると、「こども園（保育所部）」が 11.9 ポイント増加した一方、「認可保育所」が 18.9 ポイント減少しました。

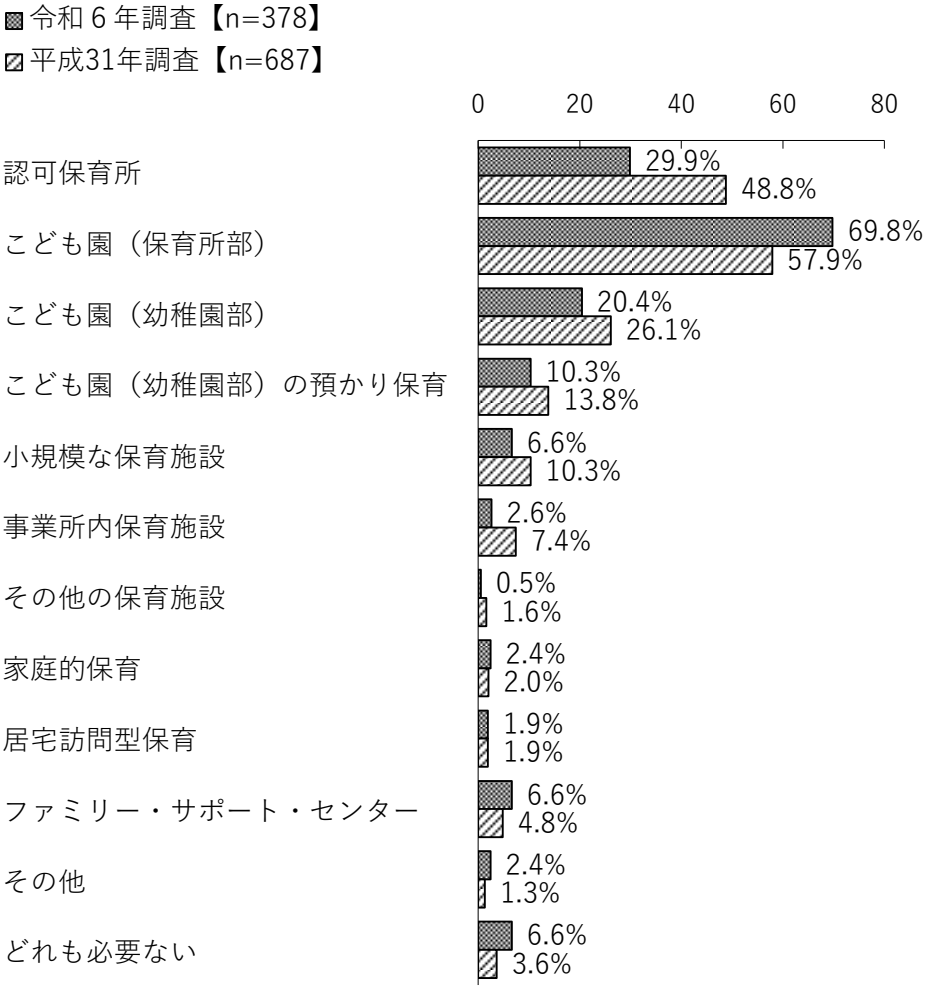

（５）地域子ども・子育て支援事業の利用について

① 子どもが病気の際の対応

いちばん下のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が 92.0%と突出して高く、次いで、「親族・知人に子どもをみてもらった」（43.1%）、「父親が仕事を休んだ」（37.3%）となっています。

前回調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」が 20.8 ポイント増加しました。

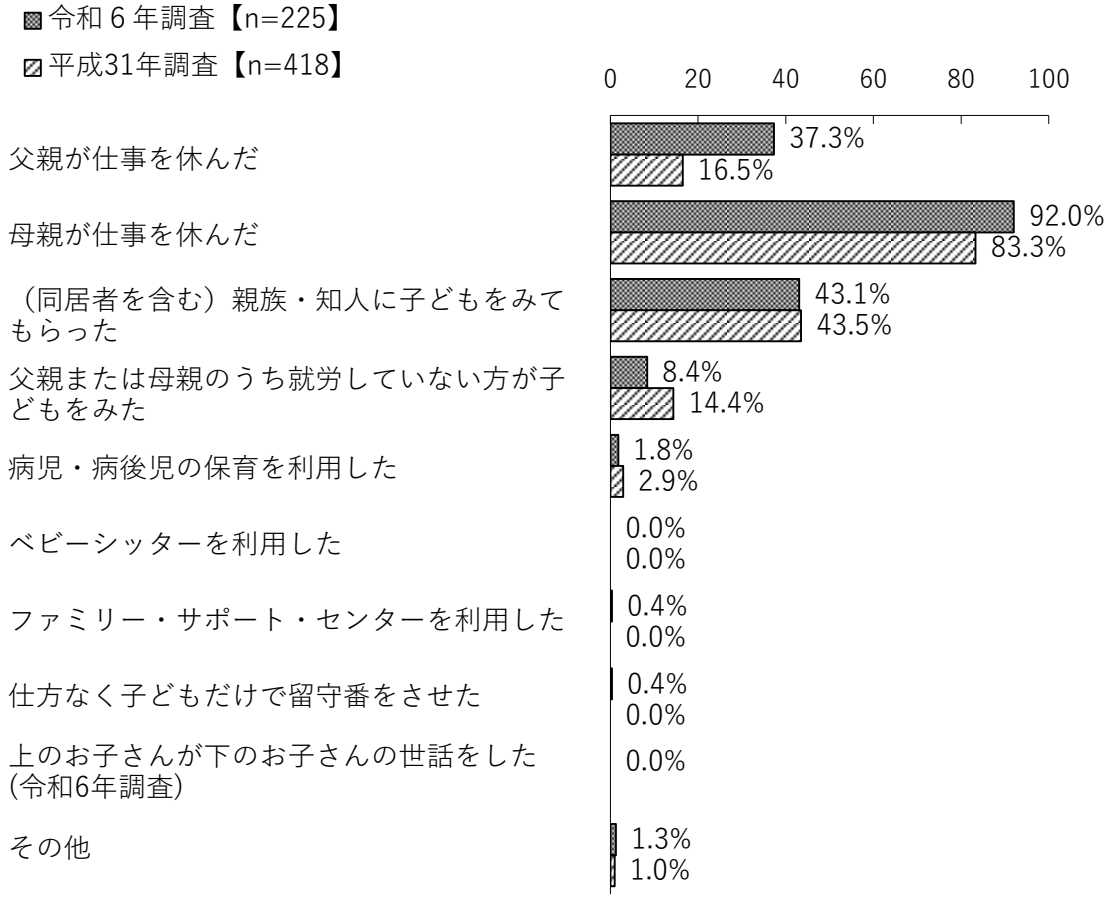

② 一時預かりなど不定期の事業

いちばん下のお子さんが日中の定期的な保育や病気のため以外に、不定期に利用しているサービスについては、「あった」が 4.4%、「なかった」が 95.6%となっています。

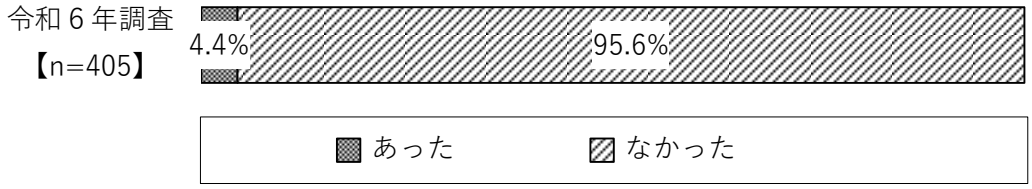

いちばん下のお子さんが不定期で利用している事業としては、「一時預かり*」が 56.3%と最も高く、次いで、「ファミリー・サポート・センター*」が 25.0%、「その他」が 12.5%となっています。

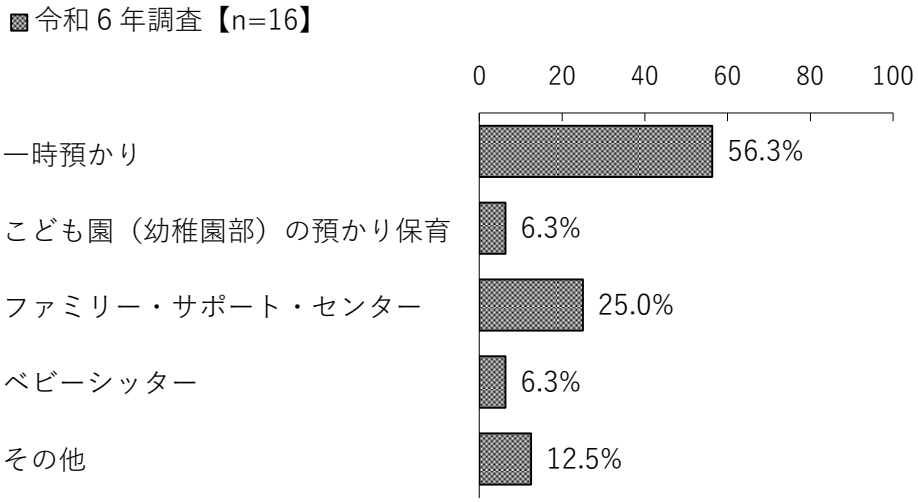

参考：過去の調査結果

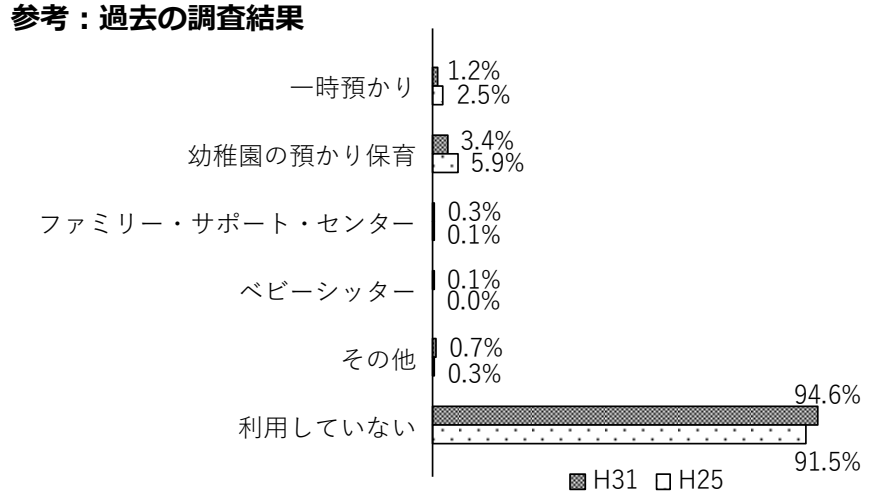

③ 子育て支援センター

子育て支援センターの利用状況は、「子育て支援センターを利用している」方は 9.4%、「利用していない」方は 90.6%となっています。

前回調査と比較すると、「子育て支援センターを利用している」方が 4.7 ポイント減少しました。

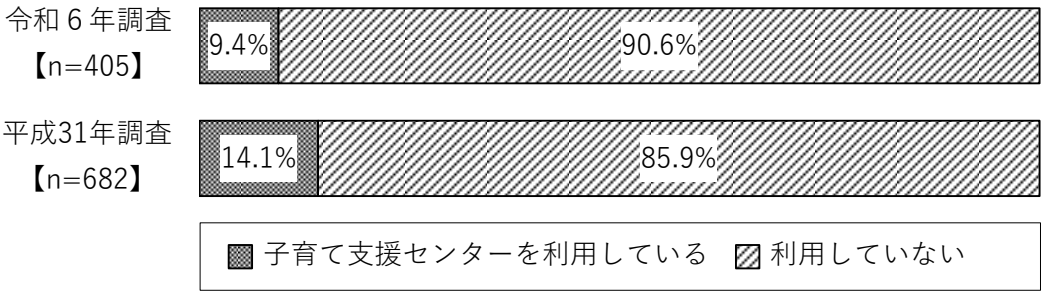

子育て支援センターの１月当たり利用回数は、「１回」と「３～５回」が 27.0%と同率で高く、「11 回以上」（18.9%）、「６～10 回」（16.2%）と続いています。

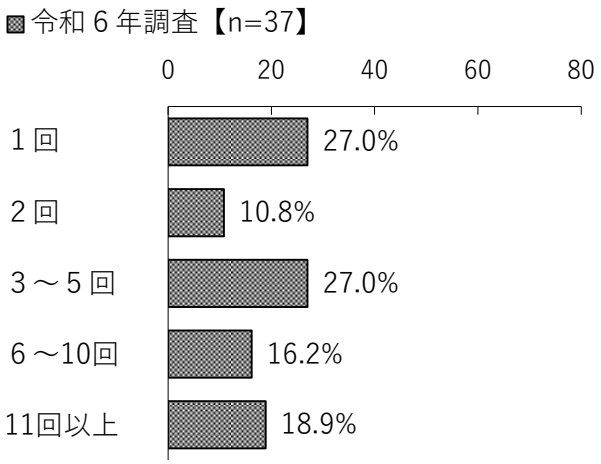

④ 泊まりがけで預けなければならなかったことの有無

この１年間に、保護者の用事により、いちばん下のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことが「あった」方は 10.1%、「なかった」方は 89.9%となっています。

前回調査と比較すると、「あった」方が 3.5 ポイント減少しました。

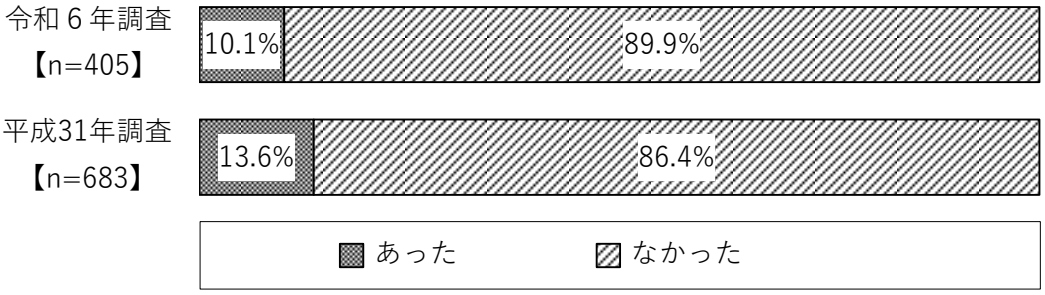

この１年間に行った対処方法は、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が 76.3%と突出して高く、「仕方なく子どもを同行させた」は 23.7%となっています。

前回調査と比較すると、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が 17.2 ポイント減少する一方、**「仕方なく子どもを同行させた」が 8.6 ポイント、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が 5.3 ポイント、それぞれ増加**しました。

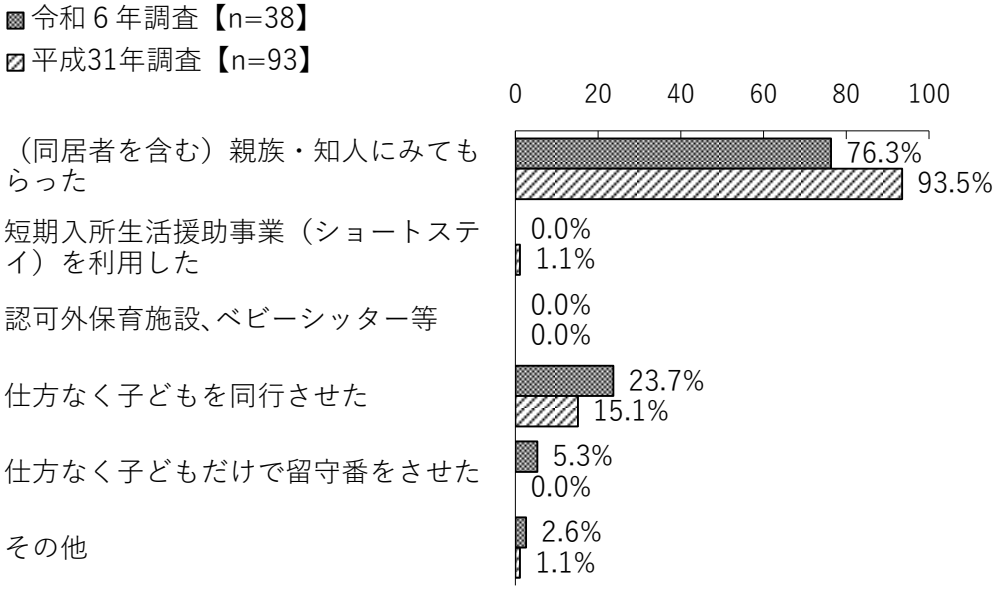

（６）職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況

育児休業*を取得したかどうかについては、「母親」では「育児休業を取得し、復帰した」が51.5%と最も高く、「育児休業を取得中である」は11.7%と、育児休業取得経験のある方は合わせて63.2%となっています。「出産以前から働いていなかった」は15.2%、「出産を機に仕事を辞めた」は14.7%となっています。「父親」では「育児休業を取得せず、働き続けている」が74.1%を占めており、「育児休業を取得し、復帰した」は20.8%となっています。

前回調査と比較すると、「母親」では「出産以前から働いていなかった」が10.7ポイント、「出産を機に仕事を辞めた」が4.6ポイント減少した一方、**「育児休業を取得し、復帰した」が12.1ポイント増加**しました。また、**「父親」では「育児休業を取得し、復帰した」が17.6ポイント増加**しました。

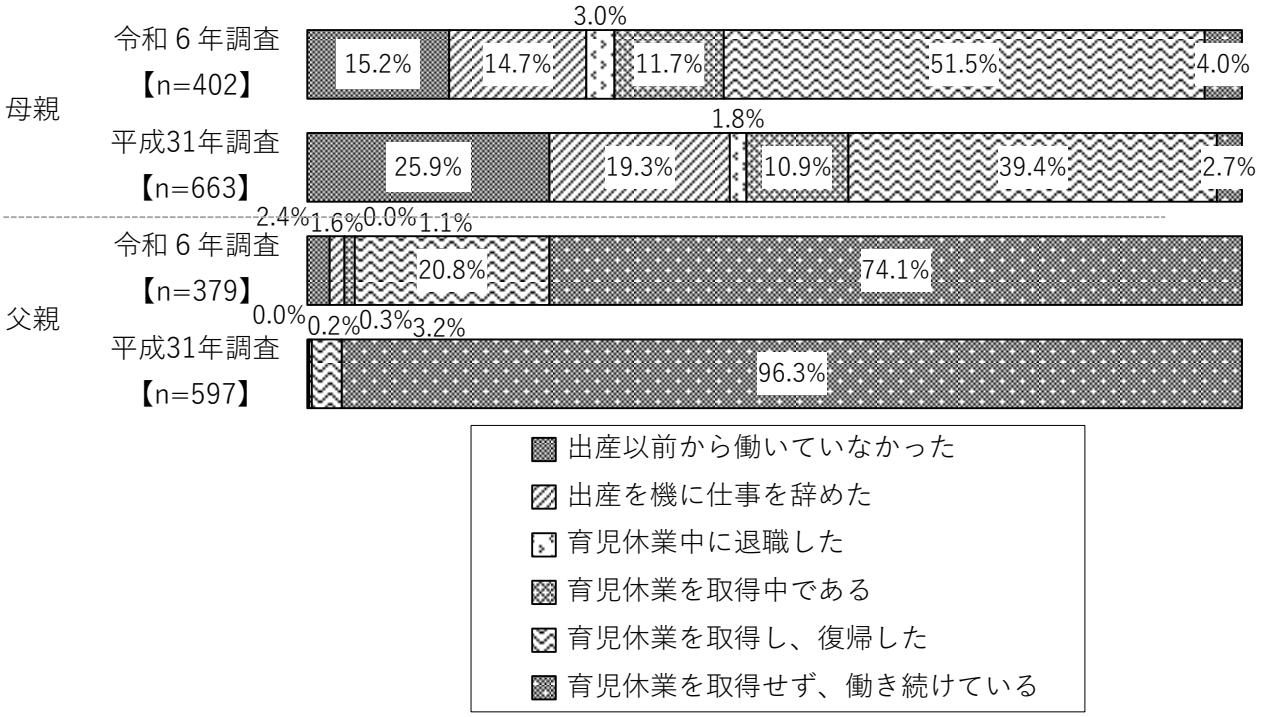

② 育児休業を取得せずに働き続けている理由

育児休業*を取得せず、働き続けている理由については、「母親」では「仕事が忙しかった」が 35.7%と最も高く、次いで、「その他」(28.6%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「保育所などに預けることができた」(21.4%) となっています。

「父親」では「仕事が忙しかった」が 45.6%と最も高く、次いで、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(36.3%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(33.0%) となっています。

前回調査と比較すると、「母親」では「仕事が忙しかった」が 24.6 ポイント増加した一方、「その他」が 38.1 ポイント減少しました。**「父親」では「仕事が忙しかった」が 12.1 ポイント、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 11.0 ポイント、それぞれ増加**した一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 24.0 ポイント、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 20.6 ポイント、それぞれ減少しました。

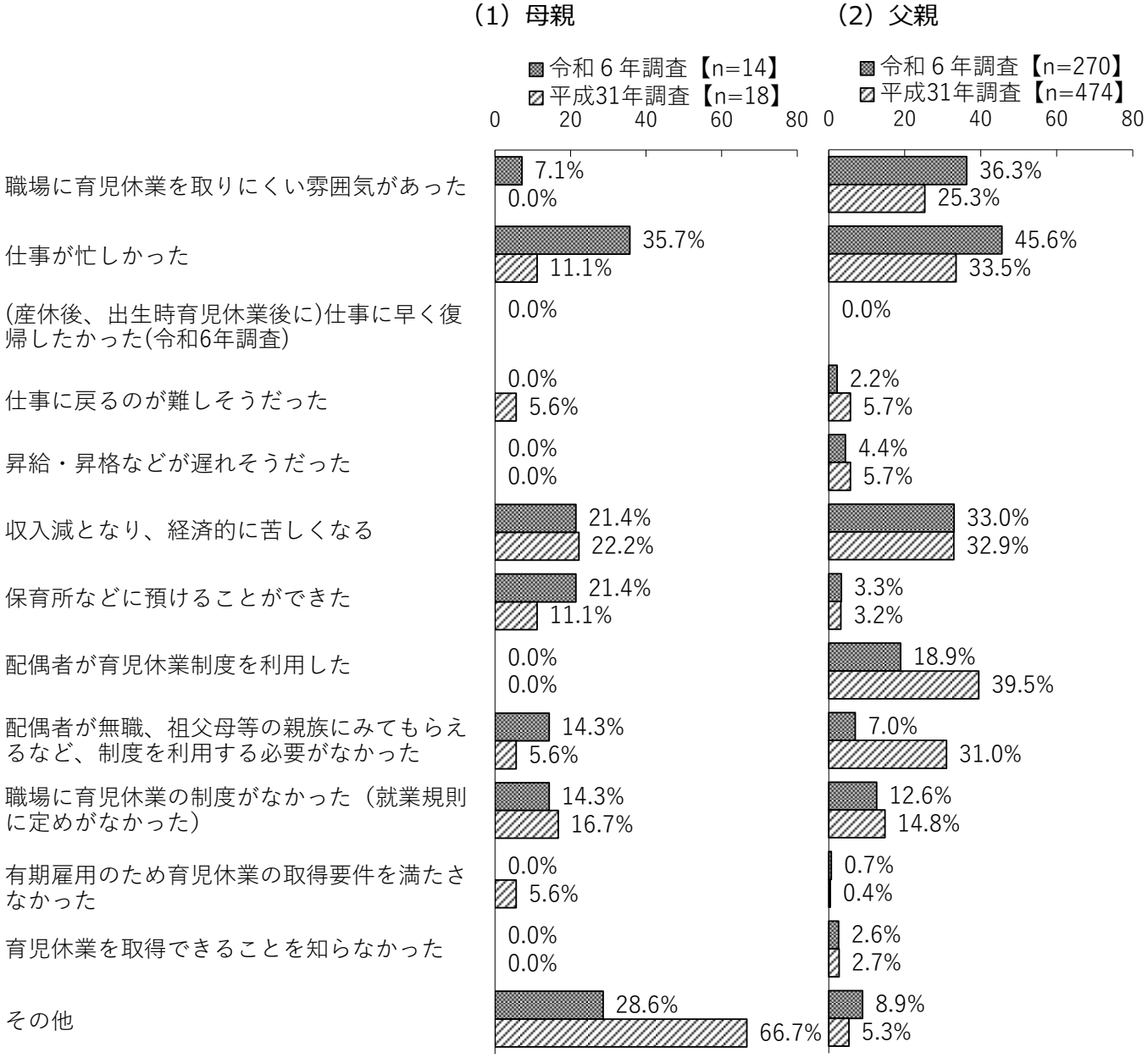

（7）小学生の放課後の過ごし方について

① 現在、放課後を過ごす場所

現在、どのような場所で放課後の時間を過ごしているかについては、「自宅」が 64.0%と最も高く、次いで、「放課後児童クラブ*」（34.3%）、「習い事」（27.9%）、「祖父母宅」（11.4%）となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ」が 7.3 ポイント増加した一方、「習い事」が 10.9 ポイント、「友人・知人宅」が 9.0 ポイント、「自宅」が 6.3 ポイント、それぞれ減少しました。

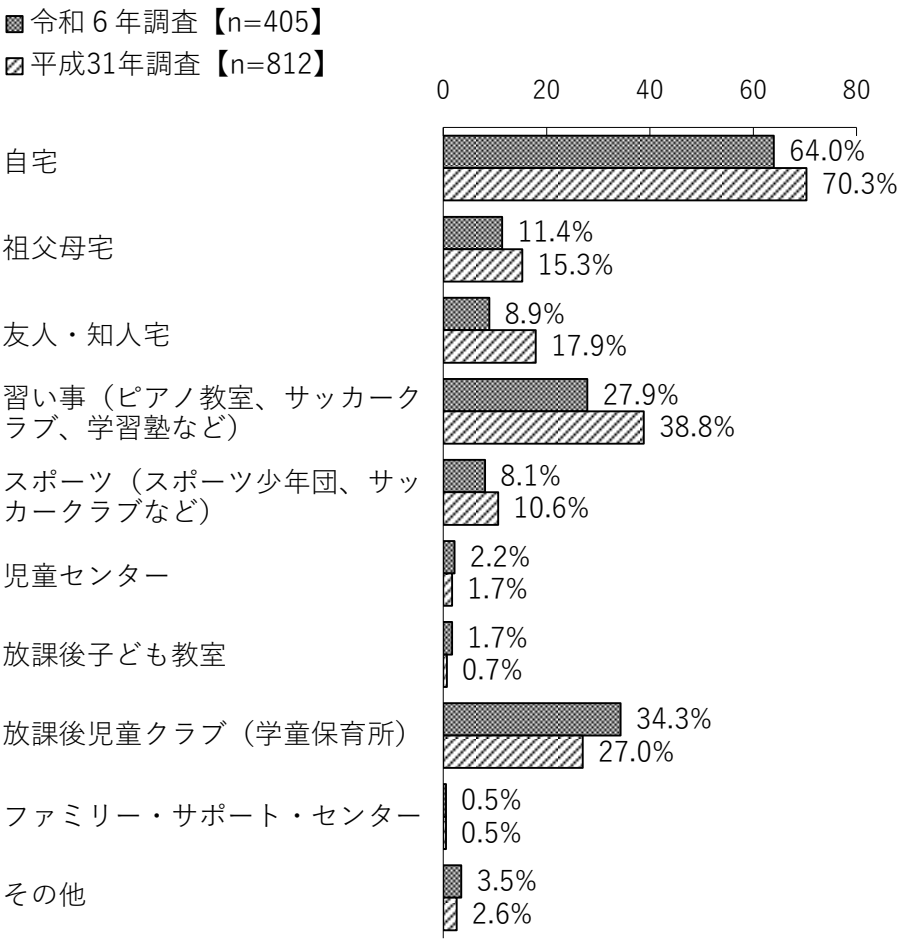

② 今後、放課後を過ごさせたいと思う場所

今後、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいかについては、「自宅」が 69.0%と最も高く、次いで、「習い事」（29.6%）、「放課後児童クラブ*」（25.1%）、「祖父母宅」（10.5%）となっています。

前回調査と比較すると、「習い事」が 11.0 ポイント、「友人・知人宅」が 10.1 ポイント、それぞれ減少しました。

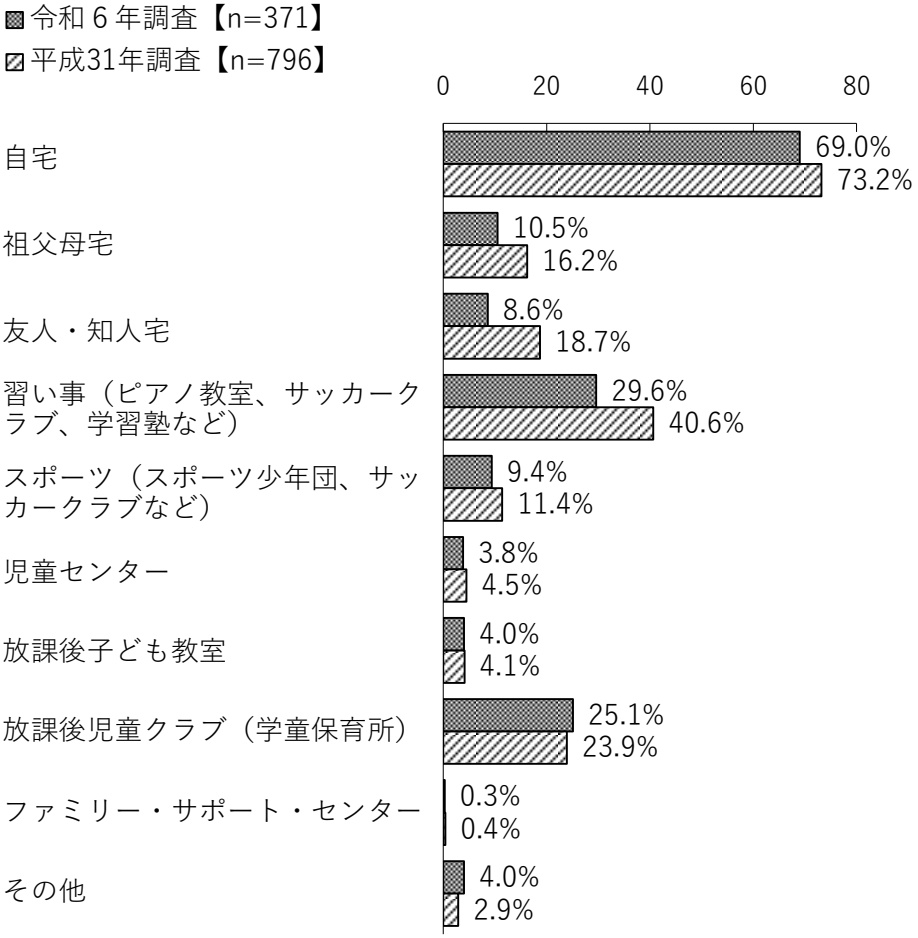

第３章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念

少子化の影響により全国的に子どもの人口減少が続いています。これまで総人口とともに、子どもの人口が増加してきた本町においても、子どもの人口は減少に転じ、令和６年の０～11 歳人口は令和２年に比べて 3.8%減少しています。しかし、子育てを控えた 20 歳代の人口流入は依然として続いており、こうした世代が将来にわたって住み続けられるよう、地域と行政との協働で、子育てを支えていくことが重要です。

家庭の状況についても、共働きである家庭がさらに増加しており、就学前*の保育ニーズや放課後児童クラブ*のニーズが高まっています。ニーズ調査の結果からも就労意向を持つ母親が多く、今後も保育ニーズの高まりは続くと考えられることから、保育の量の確保を図ることが必要です。それと同時に就学前の教育へのニーズにも対応し、双方の質を向上することによって、安心して子育てができる環境を整えていくことが重要です。

一方、子どもを取り巻く環境について、全国的には子どもに対する虐待や家庭の貧困に起因する不適切な事案も多くみられます。本町は地域のつながりが強く、支援も行き届きやすい環境にありますが、それでも支援が十分に行き渡っていない支援の必要な子どもおよび家庭をいち早く見つけ、適切な支援へとつなげることが求められます。そして、だれもが安心して楽しく子育てできるよう、公的な教育・保育の事業だけでなく、民間活力によるサービス、企業の理解と協力および地域の温かな見守りのもとで、子育て支援を充実していかなければなりません。

これらの状況を踏まえつつ、子ども・子育て支援法*および同法に基づく基本指針と明和町総合計画*を踏まえ、第２期子ども・子育て支援事業計画に引き続き、次のように基本理念を掲げます。

一人ひとりの子どもが健やかに
安心して育つことができる明和町

２．計画推進の基本姿勢

この計画は、子ども・子育て支援法*および同法に基づく基本指針を踏まえ、第２期計画に引き続き、以下の姿勢のもとで推進します。

① 子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点

子ども・子育て支援に関する施策については、児童の権利に関する条約*や児童憲章*にもうたわれているように、一人ひとりの子どもの権利を最大限に尊重し、健やかな育ちを等しく保障することが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、大人の視点だけで考えるのではなく、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

② 子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点

家庭は子どもが最も安らげ、かつ子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所であることから、家庭における子育て力の向上が必要です。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子どもを生み育てることができるよう、施策の充実を図り、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援します。

③ 社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

子どもと保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、地域社会のあらゆる分野の協力が必要となります。このため、町民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力し、子どもと子育てを支援します。

３．計画の基本目標

本計画では、基本理念「一人ひとりの子どもが健やかに安心して育つことができる明和町」を実現するために、次の４つを基本目標として設定します。

１．地域における子育て支援事業の充実

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、地域の互助による多様な子育て支援の充実を図ります。

また、少子化の傾向がみられる中、子育て家庭における経済的、心理的な負担を少なくし、子どもを産み、育てる喜びを享受できる環境づくりのための支援を進めます。

基本施策
(1)幼児期の教育・保育の総合的な提供
(2)児童の放課後の過ごし方への支援
(3)地域における多様な子育て支援の充実
(4)子育て家庭への経済的負担の軽減

２．乳幼児期からの切れ目のない子育て支援の体制づくり

子育て支援センターなどと連携しながら、子育て支援のための教室の開催や、「こども家庭センター*」（令和７年４月設置）を拠点とし、継続した母子保健サービスを提供することで切れ目のない子育て支援を実施するとともに、いざというときにも安心できる体制づくりを、近隣市町との連携のもと構築を図ります。

基本施策
(1)母性並びに乳児および幼児の健康の保持および増進

３．子どもの健全育成を推進するための体制づくり

次代を担う子どもは、自他ともにかけがえのない存在であり、子どもたちが、性別や障がいなどによって差別やいじめを受けることなく、個人として尊重されるよう、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成の取り組みを支援するとともに、虐待予防や子どもの安全確保と健全育成のための環境づくりを促進します。

また、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワークづくりを進めます。

基本施策　(1)子どもの人権擁護の推進
(2)要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
(3)子育ての相談・支援体制の充実
(4)家庭や地域の教育力の向上
(5)子どもの多様な居場所づくりの推進

４．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに子育てに関わることができ、心豊かなゆとりある生活を送れるよう、働き方を見直し、父親の家事・育児への参画を促すと同時に、子育て家庭に対する配慮がなされ、誰もが仕事と家庭生活の両立を可能にする取り組みを進めます。

基本施策　(1)仕事と子育ての両立推進

４．施策の体系

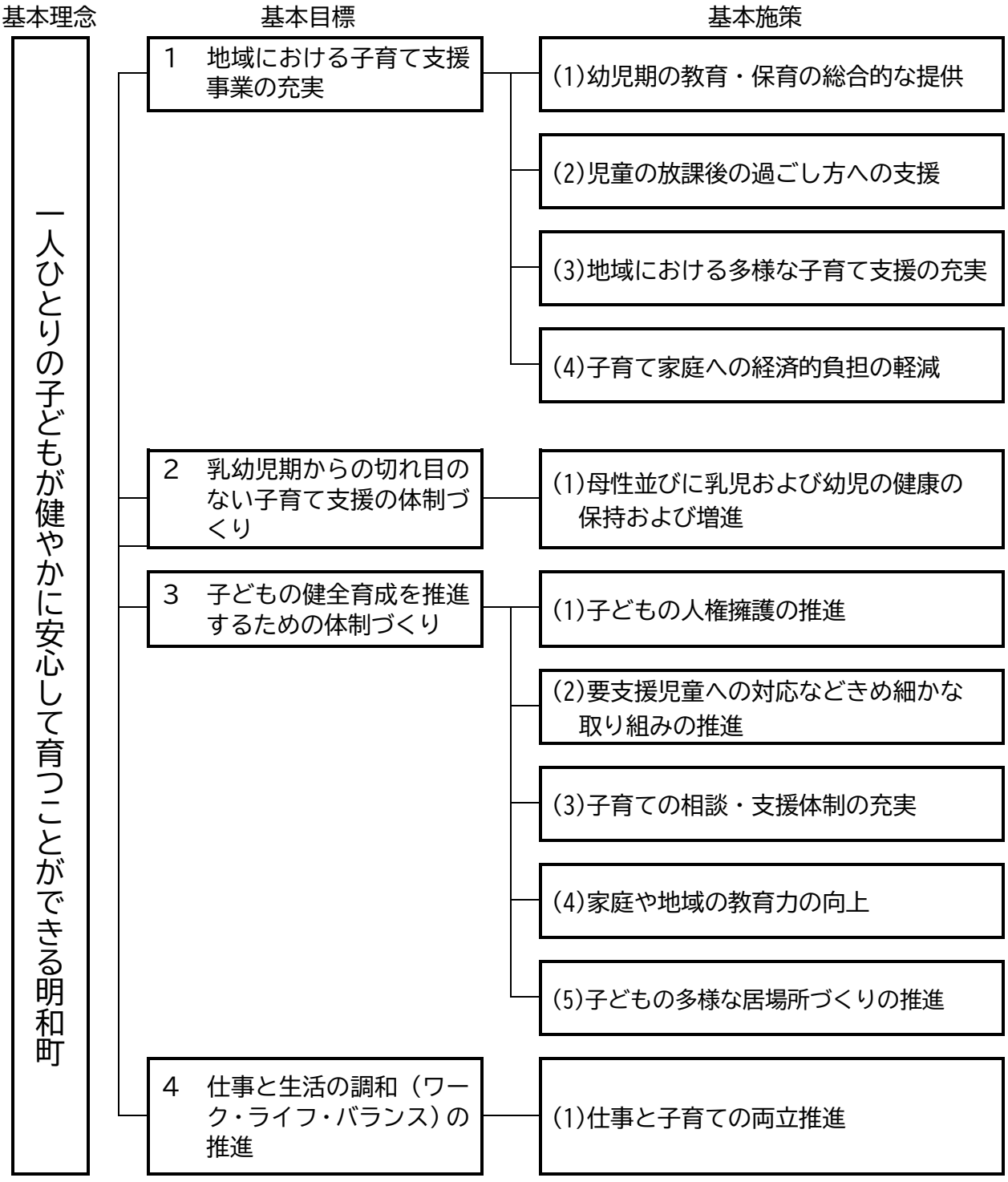
基本理念
基本目標
基本施策
一人ひとりの子どもが健やかに安心して育つことができる明和町
1　地域における子育て支援事業の充実
(1)幼児期の教育・保育の総合的な提供
(2)児童の放課後の過ごし方への支援
(3)地域における多様な子育て支援の充実
(4)子育て家庭への経済的負担の軽減
2　乳幼児期からの切れ目のない子育て支援の体制づくり
(1)母性並びに乳児および幼児の健康の保持および増進
3　子どもの健全育成を推進するための体制づくり
(1)子どもの人権擁護の推進
(2)要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
(3)子育ての相談・支援体制の充実
(4)家庭や地域の教育力の向上
(5)子どもの多様な居場所づくりの推進
4　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(1)仕事と子育ての両立推進

第４章　目標実現のための施策

１．地域における子育て支援事業の充実

１－（１）　幼児期の教育・保育の総合的な提供

〔現状と課題〕

子ども・子育て支援制度は、幼児期における教育と保育を総合的に提供し、必要な支援が行き届くようにすることをめざしています。

現在、明和町内には、保育所が公立で１園、幼保連携型*認定こども園*が公立で２園、私立で３園あります。令和８年４月１日には、公立保育所が幼保連携型認定こども園に移行開園し、明和町内での幼児教育・保育施設は、幼保連携型認定こども園の公立が３園、私立が３園の合計６園で幼児教育・保育を総合的に提供します。

また、保護者の勤務形態や家族構成の多様化などに伴い、子どもの幼児教育・保育に対するニーズも多様化し、変化してきています。預かり保育（こども園幼稚園部）や延長保育・土曜保育（保育所・こども園保育所部）などの多様なサービスの提供により、さまざまなニーズに対応しています。

待機児童*の解消については、年度当初では達成できていますが、年度途中においては３歳未満児で数名の待機児童が発生する状況が続いています。今後も就労希望の保護者ニーズに対応するため、保育者の確保に努めるとともに、保育体制の充実など質的な向上を図り、待機児童の解消に努めることが重要です。

① 幼児教育・保育サービスの充実

個々の家庭がそれぞれのニーズに応じた幼児教育・保育サービスを利用できるよう、制度に基づく幼児教育・保育サービスの量の確保を図るとともに、サービスの質の充実を図るため、幼児教育・保育内容や施設環境の補修・改修や維持管理を進めます。

事業名	事業内容
一時預かり*（預かり保育）の充実	• 一時的に養育・保護を必要とする子どもの安全安心の確保を図るとともに、保護者の疾病や育児疲れなどに対応するため、認定こども園（幼稚園部）における一時預かり保育を実施します。 • また、保護者が利用しやすいよう情報の提供、環境を整えます。
こども誰でも通園制度*の創設	• 保護者の就労要件等を問わず、生後６カ月から２歳児までの未就園児を対象に、月一定時間の範囲内で利用できる事業を実施します。

事業名	事業内容
幼児教育･保育の内容､施設のの充実	• 変化する社会情勢や、子どもおよび保護者の実態を踏まえ、子ども一人ひとりを考えた保育内容の見直しや検討を行います。 • 研修会等への参加を通じて保育者の資質向上に努めます。 • 施設・整備の補修や改修を行い、安心・安全な幼児教育・保育環境の維持管理を行います。
延長保育の充実	• すべての園で実施している延長保育について、今後も継続して実施していきます。
低年齢児保育*の充実	• すべての園で実施している低年齢児保育について、今後も継続して実施していきます。
待機児童*対策の充実	• 保育サービス利用者の動向を把握しながら、園の間の連携をとり待機児童の解消に努めます。
休日保育の実施検討	• 現在実施されていない休日保育については、今後もニーズの動向を見極めながら検討していきます。

②保幼小連携の充実

園から小学校へのスムーズな接続を図るため、両者の連携・連絡を密にするとともに、各園・学校の児童どうしの交流機会を確保します。

事業名	事業内容
幼児教育・保育と小学校との連携強化	• 新入学児童がスムーズに学校生活に馴染むよう、各園と小学校間の連携を図ります。
園児と児童の交流促進	• 園児と小学校児童の交流に努めます。

１－（２）児童の放課後の過ごし方への支援

〔現状と課題〕

本町においては、子どもが放課後に自宅で過ごすことが多くなっていますが、子どもたちが安全で有意義に放課後を過ごすことは、子どもの健全な発達や育成を進めるために重要です。

現在、町内のすべての小学校において放課後児童クラブ*を開設しており、利用者が増加しています。そのため、令和８年４月開校の明和北小学校において、ニーズに対応できる施設を併設します。

今後は、国の方針等を踏まえ、放課後児童クラブ事業と合わせて、各事業者と連携して子どもの居場所づくりを推進し、活動内容の充実に努めるとともに、より利用しやすい体制づくりに努める必要があります。

①放課後児童の健全育成の充実

子どもが安全で有意義に放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブの充実に努めます。

事業名	事業内容
放課後児童クラブの充実	• 開設日数や時間等の検討を進めるとともに、施設整備の充足に努め、利用しやすい体制づくりに努めます。 • 地域や放課後子ども教室*との連携を図るとともに、コーディネーターによる事業内容の充実に努めます。 • 障がいのある子どもの放課後や学校の長期休業中の活動の場として、子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず、一緒に遊んだり、活動できるよう、放課後児童クラブでの受け入れ体制の整備に努めます。
放課後子ども教室推進事業の推進	• すべての子どもを対象とした、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）として、放課後子ども教室を推進します。 • 地域の人たちの参画を得ながら、さまざまな体験・交流活動などの取り組みを広げていきます。

１－（３）地域における多様な子育て支援の充実

〔現状と課題〕

保護者が安心して、ゆとりを持って子育てしていくには、子育てをする保護者や家庭を地域の皆が温かい目で支援することが大切です。また、保護者や子どもに病気などの異常事態が生じた時のサポート体制の充実がより重要です。病児・病後児保育事業*を実施していますが利用は多くありません。

アンケート調査によると、就学前*のお子さんのいる世帯で、子育ては「父母ともに」が43.5%となっており、「主に母親がしている」の 54.8%と合わせると 98.3%となっています。また、就学前のお子さんをみてもらえる親族・知人がいるかについて「いずれもいない」世帯が 12.6%となっています。

ファミリー・サポート・センター*では子育てのお手伝いをする人が登録して相互援助をしており、登録件数は増加してきています。今後もファミリー・サポート・センターの役割を地域の住民に啓発し、気楽に利用できるとともに子育て家庭を見守る地域に根ざした体制づくりに努める必要があります。

①子育て支援サービスの充実

子育て家庭のニーズにきめ細かく対応できるよう、病児・病後児保育や子育て短期支援事業*等の子育て支援サービス事業の周知を図ります。また、地域に根ざしたファミリー・サポート・センターの体制づくりを推進します。

事業名	事業内容
病児・病後児保育の充実	• 事業内容を広く周知するとともに、本町内での事業実施を検討します。
ファミリー・サポート・センターの充実	• ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、援助会員の登録促進に努めます。また、利用しやすい体制づくりに努めます。
緊急時の預かりサービスの充実	• 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を広く周知します。 • 緊急時におけるファミリー・サポート・センターの活用について周知を図ります。 • 夜間養護事業（トワイライトステイ事業）*の委託による実施を検討します。

１－（４）子育て家庭への経済的負担の軽減

〔現状と課題〕

子育て家庭を支援するため国の制度で児童手当*や児童扶養手当*が支給されています。それぞれの手当が適切に受けられるよう制度の周知に努めています。また、窓口での給付事務の際にきめ細かな現況把握と支援を進めています。

子育ての経済的負担の中でも、子どもの医療費の負担は大きく、この負担軽減の要望があります。子ども医療費助成*制度（対象を中学校３年生まで）を継続して実施し、負担軽減を図っています。町の施策として、令和元年 10 月からは就学前*児童について現物給付（医療窓口の無料化）を実施しています。

また、教育費の支援では就学援助を実施し教育費の負担軽減を図っていますが、援助に漏れがないようきめ細かな配慮が必要です。

経済的負担は特にひとり親家庭において厳しく響き、子どもの貧困問題など大きな社会問題になってきています。子育てをする保護者が就労により収入を得られるよう支援することも大切です。

引き続きひとり親家庭等医療費助成*を行うとともに、福祉・労働関係機関と連携を密にし、ひとり親家庭の自立に必要な職業能力の向上や就業のための情報提供を進める必要があります。

それぞれの施策が連携して対象の子どもや家庭を包括的に支援できる体制づくりが必要です。

①手当・医療費の助成

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種手当や医療費助成を継続して実施します。また、各園の保育料等の適正化を図るとともに、教育費の支援等を行います。

事業名	事業内容
子ども医療費助成の実施	• 引き続き、中学校３年までの医療費の助成を行います。 • 引き続き、未就学児への現物給付（医療窓口の無料化）を行います。
保育料等の適正負担と徴収	• 保育料の適正な徴収に努めます。
就学援助（給食費等援助　小・中）	• 引き続き、経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒を援助し、学用品費や給食費等を支給します。

②ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、個々の家庭に応じた支援体制を充実し、生活の安定と自立の支援に努めます。

事業名	事業内容
ひとり親家庭等への支援充実	• 引き続き、児童扶養手当*の適正な支給に努めるとともに、制度の周知に努めます。 • 引き続き、関係機関と連携し、ひとり親家庭の自立に必要な職業能力の向上や就業のための情報提供に努めます。
ひとり親家庭等医療費助成*の実施	• 引き続き、ひとり親家庭に対し、医療費助成を行うとともに、制度の周知に努めます。

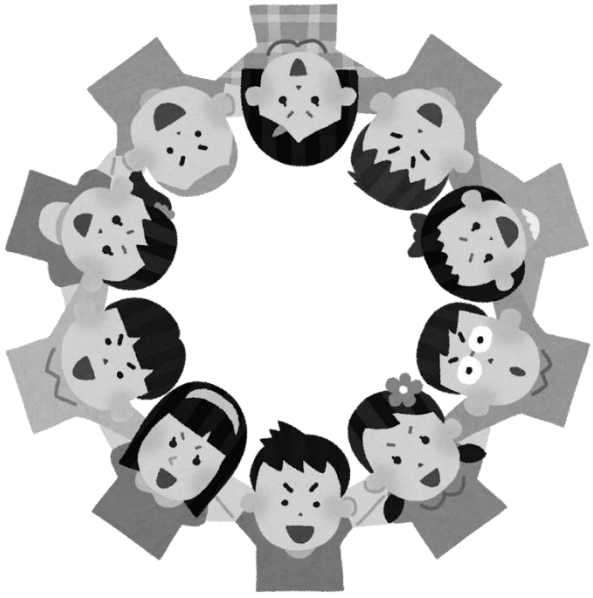

２．乳幼児期からの切れ目のない子育て支援の体制づくり

２－（１）母性並びに乳児および幼児の健康の保持および増進

〔現状と課題〕

母親と子どもが健康で安らかに育つためには、妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を一貫して健康で安心して過ごせる支援体制が重要です。

本町では、子育て世代包括支援センターを拠点として、身体的、精神的に不安定になりがちな妊娠期、出産期、新生児期に妊婦健康診査や、赤ちゃん訪問等の保健サービスを実施しています。また、乳児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査に加え、健診後のフォローとして健診未来所児や要指導児への家庭訪問や療育事業を実施しています。虐待予防や早期発見のため母親などとの信頼関係を築いて、悩みや不安の解消に努めることが特に重要です。

引き続き、専門スタッフを確保し、妊娠届や母子健康手帳交付時に母親や子どもの現況把握に努め、各種の健康診査の受診率をさらに向上させるとともに、栄養指導や保健指導を充実する必要があります。

21 世紀を担う子どもが、心身ともに健全に育つためには、乳幼児期から正しい食習慣を身につけ、食を通して豊かな人間性や家族関係と社会性を築くことが大切です。

社会生活の変化に伴い、子どもの肥満等の生活習慣病が広がって来ています。

本町では、乳幼児期の離乳食指導や栄養指導教室を開催しています。また、小・中学校、保育所および認定こども園*では栄養士の指導によりバランスのとれた食事の提供に努めています。

今後、子どもの食事や栄養に不安を持つ母親のために保健師、栄養士等の関係者が連携・協力し、「食育」活動の充実が必要です。

①母子保健・小児医療制度の充実

子どもと親が心身ともに安心して健やかに過ごせるよう、母子保健サービスの充実を図ります。

事業名	事業内容
妊婦健康診査の充実	• 妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦健康診査を引き続き実施します。 • 妊娠届や母子健康手帳交付時に専門スタッフによる、母子の現況把握に努めるとともに、適切なサービスの提供に努めます。
乳幼児の健康診査の充実	• 乳幼児健康診査を継続して実施するとともに、各健康診査の受診率向上を図ります。また、栄養指導や保健指導を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）*	• 子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うため、引き続き、保健師等による「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」を実施します。

事業名	事業内容
小児医療制度の啓発	• 引き続き、かかりつけ医の必要性を健診時や育児相談時に啓発するとともに、救急医療情報システムや休日夜間小児救急医療機関の周知に努めます。

②食育の推進

食育に関する学習機会や情報提供を推進するとともに、保健、教育等さまざまな分野が連携し、食育を推進します。

事業名	事業内容
食育の推進	• 関係機関が連携し、乳幼児期からそれぞれの発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めるとともに、地産地消*を取り入れた給食の提供や体験活動等の取り組みを推進します。

3　子どもの健全育成を推進するための体制づくり

3－（1）子どもの人権擁護の推進

〔現状と課題〕

子どもは、「ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と児童福祉法*において定められ、子どもの権利条約においても生きる権利などが規定されています。さまざまな施策を進めるにあたって、子どもの目線に合わせて、子どもの権利を守るという基本的な視点から展開することが重要です。

子どもの権利を守るために開催されるイベントなどを活用して、保護者や地域住民に啓発をさらに推進する必要があります。その中で、子どもが主体となって活動できるよう環境条件の整備に配慮しなければなりません。

子どもの生きる権利が侵害される児童虐待の事例は年々増加する傾向にあります。地域の関係者の関心が高まり、発見通報されることが多くなっていることにもよりますが、問題が深刻になる前に、早期の相談支援などの対応が重要です。児童相談所や福祉事務所等の関係機関、民生委員・児童委員等地域の関係者が日常から緊密に連携し、早期に情報を共有でき支援する体制づくりが必要です。

女性が配偶者から暴力を受ける事例も依然として減少しない状態です。子どもが巻き込まれ深刻な事態が生じているものもあります。こうした事例は情報公開、秘密保護などから対応が難しい例がほとんどであり、専門相談機関との連携や情報交換を密にして、地域においても適切な対応ができるよう相談体制の充実が必要です。

①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

地域社会と行政が連携し、児童虐待等を未然に防止する体制をつくり、子どもの人権や子どもの安全を守ります。

事業名	事業内容
要保護児童対策地域協議会（明和町子ども家庭支援ネットワーク：MC ネット）*の充実・強化	• 関係機関と連携し、個別ケース検討会を実施し、支援に向けたアセスメントの構築に努めます。 • 児童相談所や福祉事務所等の関係機関、民生委員・児童委員等地域の関係者が日常から緊密に連携し、早期に情報を共有し支援する体制づくりに努めます。
児童虐待の防止と早期対応	• 児童虐待の発生を防止するため、MC ネット、保育所および認定こども園*、学校等が連携し、児童虐待の早期発見、対応に努めます。 • 児童虐待に対応する専門的な相談員の確保を図ります。

事業名	事業内容
子どもの権利の尊重	• 引き続き、子どもに関連するあらゆる機関、団体との連携を深めながら、子どもの人権に関する講座や各種研修会を開催するとともに、情報発信に努めます。 • 子どもの権利を守るために開催されるイベントなどを活用し、保護者や地域住民への啓発を推進するとともに、イベントの開催の際には、子どもが主体となって活動できるよう環境条件の整備に配慮します。
養育支援訪問事業*（育児支援家庭訪問事業）の推進	• こんにちは赤ちゃん訪問で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師等による家庭訪問を実施します。 • 個別ケース検討会議を必要時に開催し、情報を共有します。 • 適切な養育環境が整えられるよう、養育支援者の確保と養成に努めます。
ドメスティックバイオレンス（DV）*への相談体制の充実	• 配偶者などからの暴力に対する相談体制の充実を図るとともに、DV と児童虐待には高い関連性があるとの指摘もあることから、防止に向けた啓発を行います。

３－（２）要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

〔現状と課題〕

心身の状態、経済的な事情などにより支援の必要な子ども（要支援児童*）には、その子どもの一人ひとりの事情に応じたきめ細かな対応が求められます。

本町においては、重度の障がいを持つ児童の精神的、物質的負担を軽減するため障害児福祉手当*の支給、障がい者医療費助成の実施等による経済的な支援、障がい児保育の実施、療育事業や相談事業を幅広く実施しています。

①支援を要する子どもへの取り組み

各種療育事業の実施や障がい児保育・教育の体制の整備に努めるとともに、相談・支援に関する取り組みを途切れなく提供し、それぞれの施策が連携して対象の子どもや家庭を包括的に支援できる体制づくりに努めます。

事業名	事業内容
療育事業の充実	• 引き続き、専門機関、医療機関との提携を図りながら療育事業を充実し、乳幼児期から学齢期への途切れない支援に努めます。 • 必要な保健指導や心と身体の発達に関する正しい知識の普及に努めます。
相談事業の充実	• 療育を必要とする子どもを養育する保護者に対し、相談支援専門員が生活に対する意向等を聞き取り、通所サービスを利用する前にサービスの目的、内容、量等を総合的に支援する計画を策定し、一定期間ごとにモニタリングを行います。（計画相談事業） • 各関係機関と連携し相談業務の充実を図るとともに、巡回相談員による相談事業を継続します。また、スタッフの専門性を高めるため研修等の参加を促進します。 • 言語の発達等で経過観察が必要な子どもに、言語聴覚士による定期的な相談を実施します。
障がい児保育・教育の充実	• 引き続き障がい児保育の充実に努めるとともに、学校においても学習支援員の配置や交流学習に努めます。 • 各種関係機関との連携を密にし、各園、小学校との途切れない支援に努めるとともに、障がい児や要経過観察児が生活しやすい環境づくりを推進します。

事業名	事業内容
家庭支援の充実	• 在宅での子育てにかかる経済的負担を軽減するため、引き続き特別児童扶養手当*を支給します。 • 日常生活において常時の介護を必要とする在宅の 20 歳未満の障がい児に引き続き障害児福祉手当*を支給します。 • 児童、生徒が小学校、中学校の特別支援学級等で学ぶ際に保護者が負担する教育関係経費について、家庭の状況に応じ、学用品費や給食費等の一部を特別支援教育就学奨励費*として支給します。 • 障がい児の父母その他養育者に対する支援を継続的に実施します。また、当事者同士の交流の場の提供など相互の支えあいや家族が子どもと適切な関わりが持つことができるよう支援します。
就学指導の充実	• 一人ひとりのニーズに応じた教育を実現するため、乳幼児期の支援を踏まえた就学時の相談や支援の充実を図り、関係機関が情報を共有しながら連携し、系統的な支援を行います。
障がい者医療費助成制度の実施	• 身体障害者手帳１級～４級、療育手帳Ａ１～Ｂ２、精神障害者保健福祉手帳１級（通院分のみ）、２級（通院分の 1/2）の障がい者を対象として、引き続き、医療費助成を行うとともに、制度の周知に努めます。

３－（３）子育ての相談・支援体制の充実

〔現状と課題〕

子育てをしていく中で、保護者がさまざまな悩みや不安に思うことが生じます。核家族*化が進み、地域とのつながりも少なくなって来ているため、保護者が相談できる場が少なく、悩みを一人で抱え込んでしまうことも少なくありません。保護者はインターネットを活用して新しい情報を得ることにも慣れてきていますが、個別的な対応についてまで十分な情報を得ることは困難です。

本町においては、保護者が親や祖父母に相談できる家庭が多くなっていますが、子育ての情報を簡単に得ることができ、誰でも気楽に子育てのノウハウを相談できる場を整備し、すべての保護者を支援できる体制が必要です。

アンケート調査によると、就学前*のお子さんのいる世帯のうち地域子育て支援センター*の利用をしていない世帯が 90.6%となっており、今後「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」とする世帯が 68.9%となっています。

今後、少子化が進むことが考えられる中で、子育て支援センターは保護者や家庭と地域をつなぐ役割を果たすものとして重要となります。センターの事業内容を情報提供し、身近な存在として日常的に利用できるよう事業の充実が必要です。

①子育ての相談・支援体制の充実

保護者が子育てにおいてさまざまな悩みや不安を持つ中で、同世代の人や関係者と交流し、相談できることは日常生活において大きな励みになります。

今後も、各子育て支援センターとの連携を深めながら、保護者同士の相互の交流や子育ての相談、情報の提供、助言等の援助を行い保護者の育児不安等の緩和を図る必要があります。

事業名	事業内容
育児相談・各種教室の実施	• 引き続き、育児相談や各種教室を継続して実施するとともに、専門スタッフを確保し、内容の充実に努めます。
地域子育て支援センターの充実	• 地域子育て支援センター事業の情報提供に努めるとともに、事業内容の充実を図り、日常的に利用できる身近な存在として、地域子育て支援センターの充実に努めます。

３－（４）家庭や地域の教育力の向上

〔現状と課題〕

核家族*化や過疎化が進み、家庭や地域において子どもを見守り育てる力が弱くなっていると指摘されています。また、個人情報の保護といった観点から、他人との関わりについても希薄になってきていると言われます。

家庭において子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、地域で青年や高齢者など異年齢の人との交流を通じて社会性を育むことは地域社会の発展のためにも重要なことです。

子どもが地域で日常生活を安心して過ごすためには、地域住民の見守りの目が重要な役割を果たします。自治会や民生委員・児童委員などの活動の中での子どもとの交流ができる機会を通し、互いの信頼関係を築いていく必要があります。

今後地域におけるイベントなどの場を活かして、子どもと地域住民がさらにつながりを深め、子どもが地域での仲間づくりや大人との交流を通じて社会性を養えるような取り組みの推進を図る必要があります。

家庭の養育、教育力を高めるために保護者に対する養育講座の開催などを学校や地域の団体が連携して進める必要があります。

学校は地域の教育活動の資源として位置づけ、施設の開放や学校行事に対する保護者や地域住民の参画を進め、地域全体で子どもを育てる体制が必要です。

地域におけるイベントなどに子どもが主体的に参加できる場を用意し、ボランティア活動を体験することにより、子どもの社会性の発達を助長するとともに、さまざまな交流の中で、一人ひとりの子どもや家庭の抱える問題が洗い出され、虐待などの問題が生じないように見守りを充実する必要があります。

①子どもの活動機会の充実

子どもたちがさまざまな活動を通じて健やかに育つよう、活動の場づくりに努めます。

事業名	事業内容
園庭開放の実施	• 地域の未就園児とその保護者のために、保育所および認定こども園*の園庭を開放します。
図書館の充実	• 子どもたちが放課後や休日に、図書館を利用しやすいような環境づくりを推進します。

②親の学びへの支援

家庭の養育、教育力を高めるため、学校や地域の団体が連携し、子育てに関する知識と情報の提供に努めます。

事業名	事業内容
家庭教育に関する講座等の充実	• 地域全体が家庭教育の重要性に関する認識を高めるため、子育てや家庭教育に関する講演会を開催します。 • 未就園児とその親を対象に、各園において子育て教室を開催します。また、子育て支援センター等を活用し、子育て教室の拡大を検討します。 • 就学前*の子どもを持つ親を対象に、子育てや家庭教育に関する講演会等を開催します。 • 思春期の子どもを持つ親を対象に子どもたちが抱える問題や親子の関係のあり方について学ぶ講座や講演会を地域や学校等と連携して実施します。また、講演会の内容等についても検討していきます。

③地域における子どもの育ちの見守り

地域住民が地域全体で子どもを育てる意識を持つことができるよう、啓発活動を進めるとともに、子どもと地域住民との交流や対話の場づくりを推進します。

また、地域全体で子どもを見守り健全に育成できるよう、非行防止のためのパトロール活動やあいさつ運動等の充実に努めます。

事業名	事業内容
地域とのつながりの強化	• 地域におけるイベントなどの場を活かし、子どもと地域住民とのつながりを深め、子どもが地域での仲間づくりや大人との交流を通じて社会性を養えるような施策を推進します。 • 民生委員・児童委員、校区青少年育成会、子ども会等に協力を働きかけ、地域とのつながりを強化し、子どもを地域全体で見守っていきます。
地域住民と子どもとの対話・交流の機会づくりの推進	• 地域住民が子どもや子育て家庭の状況を理解し、見守り、指導、支援できるよう、地域住民と子どもや子育て家庭との対話や交流の機会づくりを推進します。 • 機会が少ない地域については、明和町放課後子どもプラン事業*等を利用しながら実施していきます。
あいさつ運動の実施	• 地域住民の子どもの見守り意識の向上を図るため、地域ボランティアによりあいさつ運動を実施します。
非行防止町内パトロールの実施	• 青少年の非行を防止し、適切な指導を行えるよう、青少年指導員協議会*を中心に、指導員による町内パトロールを実施します。 • 青少年の非行防止について、イベント等での啓発活動を実施します。

事業名	事業内容
子どもの健全育成に関わる指導者の育成	• 子どもの地域活動の指導者やリーダーの発掘・支援に努めます。 • 指導者養成セミナー等の各種研修への参加に関する情報提供、支援に努めます。

３－（５）子どもの多様な居場所づくりの推進

〔現状と課題〕

少子化が進み、地域との関わりが薄れる現在、子どもがありのままの自分を表現し、安心して過ごすことのできる場所、社会性を育むことのできる場所をつくっていくことの重要性が増しています。

子どもの居場所は、子どもが「気軽に」「いつでも」「だれでも」立ち寄ることのできる場所であることが必要です。すべての子どもが、自然と足を向けることのできる、楽しく魅力ある居場所を、地域の中に多く生み出せるよう、地域の人々の力を借りながら取り組んでいきます。

①地域全体で子どもを見守る体制づくり

子どもの居場所など地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。

事業名	事業内容
子ども食堂*（子どもの居場所）の推進	• 子ども食堂の取り組みを広く周知するとともに、子ども食堂に取り組む住民同士の活動の支援を行います。
子どもの居場所づくりの推進	• 子どもたちをめぐる問題が複雑化するなか、学校や家庭以外で、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組む事業者の活動の支援と連携を行います。

４　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

４－（１）仕事と子育ての両立推進

〔現状と課題〕

アンケート調査によると、就学前*の子どもを持つ母親で働いている人は 86.4%あり、このうち産休、育休、介護で休業している人は 7.5%となっています。また、父親は 99.3%の人が働いていますが、アンケート調査時点で育児休業*を取得している人はほとんどいませんでした。働いている保護者が育児休業を取得し、仕事と生活の調和*を図ることはほとんど進んでいないと言えます。育児休業を取得すると収入が減り経済的な負担が増えるなどの理由が挙げられていますが、制度の内容が十分に周知されていない面もあり、町の広報誌やインターネットホームページなどを活用し、きめ細かな情報提供により取得を促進する必要があります。

仕事と子育ての両立は保護者の意欲だけでは限界があるため、企業や職場の同僚など多くの組織や人の、理解と協力が欠かせません。労働行政機関等との連携を密にし、休暇がとりやすい職場環境づくりの促進など子育てしやすい就労環境の整備に努める必要があります。

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭生活とを両立させるため、町の広報誌など各種媒体を活用し、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進します。また、男女共同参画に向けた取り組みや、父親の育児参加を促進します。

事業名	事業内容
子育てと仕事の両立を支援する各種制度の周知	• 町の広報誌やインターネットホームページなど各種媒体の活用や企業訪問を行うなど、育児休業制度等各種制度の周知に努めます。
男女共同参画の取り組みの推進	• 「明和町みんなの連絡会*」と連携し、男女共同参画の視点が定着するよう、町民意識の醸成のための広報・啓発活動を推進します。 • 教育・保育の場を通して、男女共同参画・ジェンダー・家庭的責任についての情報提供等を行います。
父親の育児参加の推進	• 父と子を対象とした講座の開催を検討します。その際、父親が参加しやすいように講座内容・開催時期・参加方法等を工夫します。

②子育てしやすい就労環境の整備

明和町男女共同参画基本計画（第３次）*の基本目標である「あらゆる分野における女性の活躍」に基づき、男性中心型の働き方の見直しと、ワーク・ライフ・バランスを推進し、働き続けやすい職場環境づくりを推進します。

事業名	事業内容
働き方の見直しと、働き続けやすい職場環境の整備	• 事業主や働く人に対して、育児・介護休暇制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行い、子育てしながら働き続けやすい職場環境づくりを促進します。 • 企業・事業所等に対して、働き続けやすい職場環境づくりのための啓発等を行います。 • 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。
仕事と子育てとの両立支援	• 子育ての悩みなどに関する様々な相談に対応するため、関係機関と連携・協働しながら、効果的、総合的な相談支援を推進します。
再就職しやすい職場環境づくりの推進	• 仕事を辞めた方の再就職を支援するため、国・県が行う職業訓練や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修などの情報提供を推進します。

第５章　計画の目標値等

子ども・子育てに関するニーズ調査の結果を基に、これまでの各事業の利用実績を勘案し、計画期間における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定するとともに、「確保の方策」を検討しました。

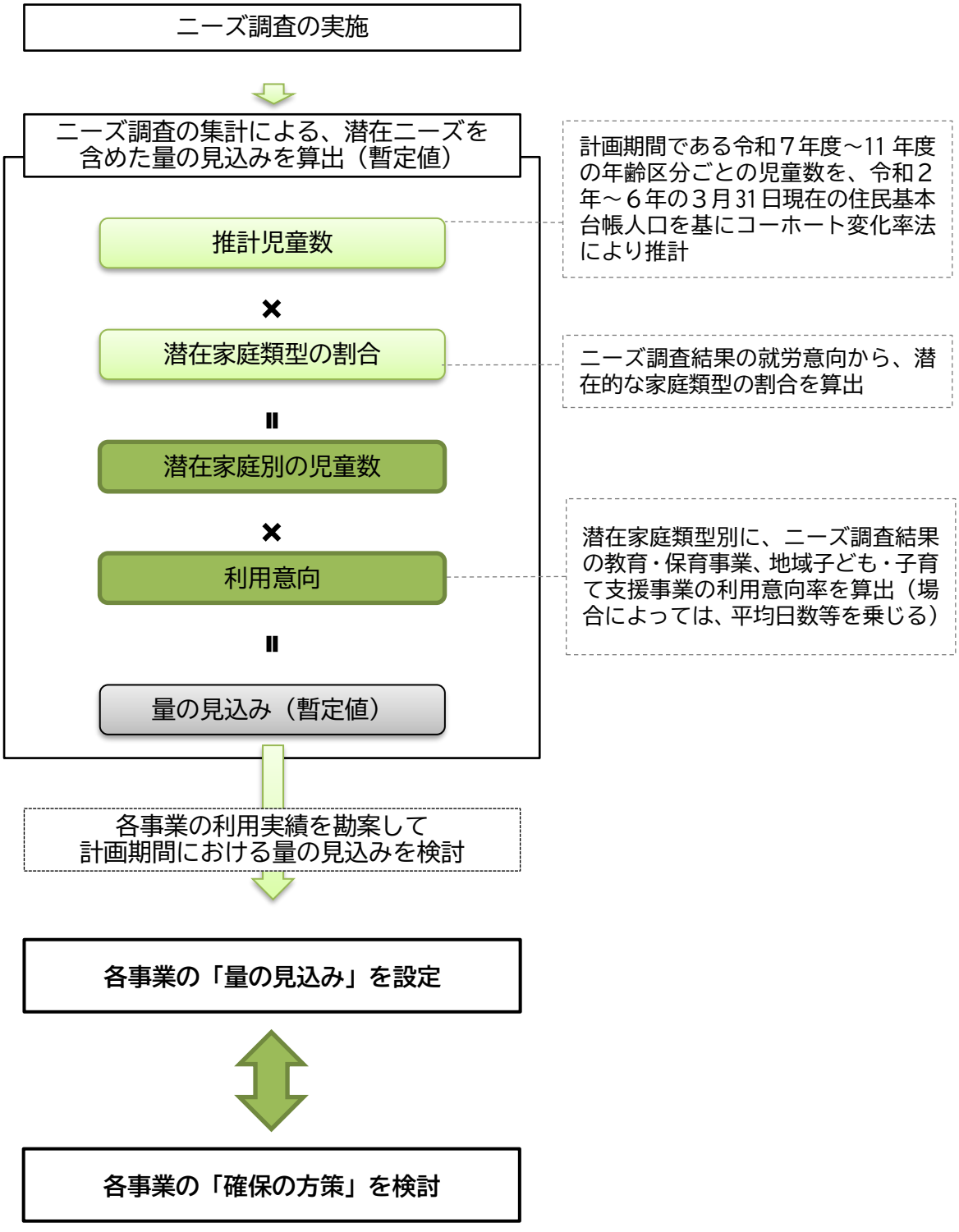

１．教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

①教育・保育提供区域の趣旨

市町村は、子ども・子育て支援法*に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育および地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

②教育・保育提供区域の設定にあたっての町の考え

本町においては、保育所および認定こども園*について、利用者の居住地区に関わらず、保護者の選択等により町内施設を広域的に利用しています。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も、大半の事業が町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、原則、町全体を１つの区域に設定することとします。ただし、放課後児童健全育成事業については、各小学校の在籍児童が対象となっているため、小学校区を区域の単位とします。

すべての子どもの健やかな育ちを実現する 教育・保育環境の整備	区域名
①幼児期の教育　（１号認定および２号認定教育ニーズ〔３～５歳児〕）	全町
②保育の実施　（２号認定〔３～５歳児〕）	全町
③-1 保育の実施　（3 号認定〔０歳児〕）	全町
③-2 保育の実施　（３号認定〔１・２歳児〕）	全町
④時間外保育事業	全町
⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度*）	全町
⑥教育・保育の一体的提供について	全町
⑦教育・保育の推進に関する体制の確保について	全町
⑧子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	全町

子育て家庭を応援する子育て支援事業	区域名
①子育て短期支援事業（ショートステイ）*	全町
②地域子育て支援拠点事業*	全町
③-1 一時預かり*事業（預かり保育）	全町
③-2 こども園*（幼稚園部）での一時預かり事業	全町
④病児・病後児保育事業*	全町
⑤利用者支援事業	全町
⑥乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）*	全町
⑦養育支援訪問事業*（育児支援家庭訪問事業）	全町
⑧妊婦健康診査	全町
⑨子育て世帯訪問支援事業	全町
⑩児童育成支援拠点事業	全町
⑪親子関係形成支援事業	全町
⑫妊婦等包括相談支援事業	全町
⑬産後ケア事業	全町
⑭子どもに対する虐待の未然防止	全町
⑮療育事業、障がい児福祉計画等との連携	全町
⑯子どもの貧困対策の推進	全町

放課後における子どもの健全育成	区域名
①放課後児童健全育成事業	小学校区

２．すべての子どもの健やかな育ちを実現する教育・保育環境の整備

①幼児期の教育　（１号認定および２号認定教育ニーズ〔３～５歳児〕）　＜提供区域：全町＞

事業の概要	３～５歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など）および、保育の必要性はあるが認定こども園*（幼稚園部）での教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前*教育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	１号認定	112 人	96 人	93 人	86 人	82 人	80 人
	２号認定（教育ニーズ）		19 人	18 人	17 人	16 人	16 人
現在の実施状況		●公立認定こども園（幼稚園部）　２園（令和８年度から３園） ●私立認定こども園（幼稚園部）　３園					
B 確保方策	特定教育・保育施設		123 人	105 人	105 人	105 人	105 人
B－A			8 人	▲6 人	2 人	7 人	9 人
確保方策の内容		町内の認定こども園（幼稚園部）において実施。					

②保育の実施　（２号認定〔３～５歳児〕）　　＜提供区域：全町＞

事業の概要	３～５歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	２号認定（保育ニーズ）	491 人	458 人	452 人	441 人	434 人	431 人
現在の実施状況		●公立保育所　１園（令和７年度末で閉園） ●公立認定こども園*　２園（令和８年度から３園） ●私立認定こども園　３園					
B 確保方策	特定教育・保育施設		469 人	493 人	493 人	493 人	493 人
B－A			11 人	41 人	52 人	59 人	62 人
確保方策の内容		町内の公立保育所、公立および私立の認定こども園において実施。					

③-1 保育の実施　（3 号認定〔0歳児〕）　　＜提供区域：全町＞

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、育休延長などの理由で辞退する人数を除いた上で算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	3号認定（0歳児）	71 人	54 人	53 人	52 人	52 人	52 人
現在の実施状況		●公立保育所　　1園（令和7年度末で閉園） ●公立認定こども園*　2園（令和8年度から3園） ●私立認定こども園　3園					
B確保方策	特定教育・保育施設		77 人	72 人	72 人	72 人	72 人
B－A			23 人	19 人	20 人	20 人	20 人
確保方策の内容		保育士の確保を図りながら、町内の公立保育所、公立および私立の認定こども園において実施。					

③-2 保育の実施　（３号認定〔１・２歳児〕）　　＜提供区域：全町＞

事業の概要	１・２歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

			実績値	実施時期				
			令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	３号認定（1 歳児）		121 人	105 人	117 人	114 人	113 人	113 人
	３号認定（2 歳児）		133 人	134 人	115 人	129 人	127 人	125 人
現在の実施状況			●公立保育所　１園（令和７年度末で閉園） ●公立認定こども園*　２園（令和８年度から３園） ●私立認定こども園　３園					
B 確保方策	特定教育・保育施設	３号認定（1 歳児）		127 人	127 人	127 人	127 人	127 人
		３号認定（2 歳児）		144 人	145 人	145 人	145 人	145 人
B－A	３号認定（1 歳児）			22 人	10 人	13 人	14 人	14 人
	３号認定（2 歳児）			10 人	30 人	16 人	18 人	20 人
確保方策の内容			保育士の確保を図りながら、町内の公立保育所、公立および私立の認定こども園において実施。					

③-3 保育利用率の目標設定

<table>
<tr><td>目標設定の趣旨</td><td>子ども・子育て支援事業計画では、３号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用実績数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。</td></tr>
<tr><td>保育利用率の算出方法</td><td>令和５年度における保育利用率の試算
<table>
<tr><th></th><th>子どもの数
（３月 31 日）</th><th>実績値</th><th>保育利用率</th></tr>
<tr><td>0 歳</td><td>128 人</td><td>71 人</td><td>55.5%</td></tr>
<tr><td>1･2 歳</td><td>352 人</td><td>254 人</td><td>72.2%</td></tr>
</table>
保育利用率の目標値は、令和５年度における３号に該当する子どもの数の実績と同率と設定。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="5">実施時期</th></tr>
<tr><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">保育利用率の目標値</td><td>0 歳</td><td>55.5%</td><td>55.5%</td><td>55.5%</td><td>55.5%</td><td>55.5%</td></tr>
<tr><td>1･2 歳</td><td>72.2%</td><td>72.2%</td><td>72.2%</td><td>72.2%</td><td>72.2%</td></tr>
</table>

保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{３号の子どもにかかる保育の利用実績数}}{\text{満３歳未満の子どもの数全体}}$$

④時間外保育事業 **＜提供区域：全町＞**

事業の概要	11時間の開所時間を超えて保育を実施します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A　量の見込み	107人	126人	122人	119人	115人	114人
現在の実施状況	●公立保育所　１園（令和７年度末で閉園） ●公立認定こども園*　２園（令和８年度から３園） ●私立認定こども園　３園					
B　確保方策		126人	122人	119人	115人	114人
B－A		0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容	保育士の確保を図りながら、町内の公立保育所、公立および私立の認定こども園において実施。					

⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度*）　＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の就労状況などに関係なく、保育所や幼稚園、認定こども園*などに子どもを一時的に預けられる制度です。保育所や認定こども園などに通っていない、生後６か月から満３歳未満の子どもを対象としています。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A量の見込み	０歳児			0.1 人日	0.1 人日	0.1 人日	0.1 人日
	１歳児			1.4 人日	1.4 人日	1.4 人日	1.4 人日
	２歳児			1.2 人日	1.6 人日	1.5 人日	1.5 人日
	計			2.7 人日	3.1 人日	3.0 人日	3.0 人日
B確保方策	０歳児			3.0 人日	3.0 人日	3.0 人日	3.0 人日
	１歳児						
	２歳児						
B―A	０歳児			0.3 人日	▲0.1 人日	0.0 人日	0.0 人日
	１歳児						
	２歳児						
確保方策の内容		町内１か所で実施。					

⑥教育・保育の一体的提供について

本町では、保護者の就労意向の高まりから、特にこども園*、保育所における低年齢児のニーズが高まっており、待機児童*については４月時点では発生していないものの、それ以降の時期では若干生じています。こうしたことから、こども園における教育・保育の一体的な提供を進め、高まる保育ニーズに対応します。

⑦教育・保育の推進に関する体制の確保について

幼児期の教育・保育が、子どもの人格形成を築く重要な時期にあることを関係者間で共有し、質の高い教育・保育が提供されるよう、保育所、こども園並びに地域子育て支援センター*との連携を強化します。

また、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、こども園・保育所・小学校の連絡協議会や交流機会などを通し、職員や子どもの交流を図ることで、保育所・こども園・小学校および学童保育所との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

⑧子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

子育てのための施設等利用給付の実施については、保護者の経済的負担の軽減、利便性、事業者の運営などに配慮し、公正かつ適正な給付に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設などの確認、公示、指導監査などの法に基づく事務の執行や権限の行使については、県との連携および情報共有を図ります。

３．子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進

①子育て短期支援事業（ショートステイ）＊　　＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
量の見込み算出方法	過去５年間の最大利用数が２人であることから、利用実績を踏まえ設定

	実績値	実施時期				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A　量の見込み	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
現在の実施状況	●児童養護施設などに委託					
B　確保方策		2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
B－A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	引き続き、児童養護施設等に委託を行い、継続して実施。					

②地域子育て支援拠点事業* **＜提供区域：全町＞**

事業の概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み（月延べ人数）	1,267人	1,075人	1,049人	1,087人	1,073人	1,068人
現在の実施状況	●子育て支援センターを町内５か所に設置 ※実績値は利用する親・子どもすべての数を含んでおり、量の見込みは子どもの数のみとなっています。					
B 確保方策		５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
確保方策の内容	引き続き、町内５か所の子育て支援センターで実施する。					

③-1 一時預かり*事業（預かり保育）

（こども園*（幼稚園部）在園児を対象とした一時預かり）＜提供区域：全町＞

事業の概要	こども園（幼稚園部）の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	1号認定による利用（年延べ人数）	4,280人	4,274人	4,127人	3,964人	3,809人	3,745人
現在の実施状況		●公立認定こども園　2園 ●私立認定こども園　3園					
B　確保方策（年延べ人数）			4,274人	4,127人	3,964人	3,809人	3,745人
B－A			0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容		町内の公立および私立の認定こども園において実施。					

③-2 こども園*（幼稚園部）以外での一時預かり*事業（ファミリー・サポート・センター*事業含む）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み（年延べ人数）		293人	295人	283人	264人	251人	245人
現在の実施状況		●町内にファミリー・サポート・センター1か所設置 ●町内の私立認定こども園で、一時預かり事業を実施					
B 確保方策	一時預かり事業（年延べ人数）		300人	300人	300人	300人	300人
	ファミリー・サポート・センター事業（年延べ人数）		120人	120人	120人	120人	120人
B－A			125人	137人	156人	169人	175人
確保方策の内容		引き続き、ファミリー・サポート・センターの周知を図り、援助会員の募集を行っていく。 引き続き、私立認定こども園にて一時預かり事業を継続していく。					

④病児・病後児保育事業* **＜提供区域：全町＞**

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み（年延べ人数）	29人	190人	184人	180人	174人	172人
現在の実施状況	●松阪市（２施設）、伊勢市（１施設）と契約し、利用できる状況となっている ●利用の想定は、１か月あたり６名（松阪市（２施設）、伊勢市（１施設）それぞれ２名受入）×５日（原則、月～金）×12か月＝360名					
B 確保方策		360人	360人	360人	360人	360人
B－A		170人	176人	180人	186人	188人
確保方策の内容	引き続き、松阪市、伊勢市との契約を継続し実施。 制度の周知拡大に向け、情報提供の工夫を行う。					

⑤利用者支援事業 **＜提供区域：全町＞**

事業の概要	町における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う拠点として明和町こども家庭センター*を設置（令和７年４月予定）し、妊産婦および乳幼児の健康の保持および増進に関する地域の特性に応じた包括的な支援を提供する体制を構築しています。
現状	明和町こども家庭センターを設置（令和７年４月予定）
量の見込み算出方法	これまでの実施実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B 確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策の内容	引き続き、地域の特性に応じた包括的な支援を実施。					

⑥乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）＊　　＜提供区域：全町＞

事業の概要	生後 4 か月までの乳児がいる家庭を、保健師または助産師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
量の見込み算出方法	人口推計による出生数に基づき算出

	実績値	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	118 人	148 人	144 人	142 人	142 人	142 人
現在の実施状況	●保健師または助産師による訪問を実施					
B　確保方策		148 人	144 人	142 人	142 人	142 人
B－A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	引き続き、保健師または助産師による訪問を実施。					

⑦養育支援訪問事業*（育児支援家庭訪問事業）　　＜提供区域：全町＞

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、育児支援家庭訪問員等が訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
量の見込み算出方法	過去５年間の最大利用数が２世帯であることから、利用実績を踏まえ設定

	実績値	実施時期				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	0 人	2 世帯	2 世帯	2 世帯	2 世帯	2 世帯
現在の実施状況	●支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員等による訪問を実施					
B　確保方策		2 世帯	2 世帯	2 世帯	2 世帯	2 世帯
B－A		0 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯
確保方策の内容	引き続き、支援が必要な家庭に対し、家庭訪問支援者等による訪問を実施。					

⑧妊婦健康診査 **＜提供区域：全町＞**

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
量の見込み算出方法	人口推計による出生数に基づき算出

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	人数	1,417人回	2,072人回	2,016人回	1,988人回	1,988人回	1,988人回
	回数		14回	14回	14回	14回	14回
現在の実施状況		●町内（県内外）の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施					
B　確保方策			2,072人回	2,016人回	1,988人回	1,988人回	1,988人回
B－A			0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
確保方策の内容		引き続き、町内（県内外）の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査について14回の健康診査を受けることのできる態勢を確保する。					

⑨子育て世帯訪問支援事業 **＜提供区域：全町＞**

事業の概要	支援が必要な家庭に対する訪問を行い、養育環境を整え、虐待リスクの低減を図ります。本事業の実施に向けて検討を進めます。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	対象世帯数	4世帯	4世帯	4世帯	3世帯	3世帯	3世帯
	平均利用日数	8日	8日	8日	8日	8日	8日
	利用量見込み	32人日	32人日	32人日	24人日	24人日	24人日
B 確保方策			0人日	32人日	24人日	24人日	24人日
B－A			▲32人日	0人日	0人日	0人日	0人日

確保方策の内容	令和４年の児童福祉法*改正に伴い新設された事業です。本町においては、令和８年度以降の事業実施に向けて検討を進めてまいります。事業開始までの期間においては、地域資源等による支援を検討します。

⑩児童育成支援拠点事業 **＜提供区域：全町＞**

事業の概要	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学童期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		80人	80人	80人	80人	80人
B 確保方策		80人	80人	80人	80人	80人
B－A		0人	0人	0人	0人	0人

確保方策の内容	行政各関係機関及び学校・子ども園等への訪問回数を月 2 回以上実施する。

⑪親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業であり、令和４年の児童福祉法*改正に伴い新設されました。本計画策定時点において事業としての実施は予定していませんが、子育て支援関係職員により、適切な支援を行ってまいります。

⑫妊婦等包括相談支援事業 **＜提供区域：全町＞**

事業の概要	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴奏型相談支援の推進を図ります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	妊娠届出数		126 件	124 件	124 件	124 件	122 件
	１組当たり面談回数		3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	面談実施合計回数		378 回	372 回	372 回	372 回	366 回
B 確保方策			378 回	372 回	372 回	372 回	366 回
B－A			0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

確保方策の内容	すべての妊婦に対して面談を行い、支援を行っていく。

⑬産後ケア事業 **＜提供区域：全町＞**

事業の概要	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
B 確保方策		5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
B－A		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策の内容	産後ケアが必要な方へ勧奨を行い、実施していく。					

⑭子どもに対する虐待の未然防止

子どもに対する虐待や家庭におけるドメスティックバイオレンス(DV)*など、不適切なケースの発生に対して的確に対応するため、定例実務者会議を充実させるなど要保護児童対策等地域協議会*の取り組みを強化し、関係機関相互の情報共有と連携強化を図るとともに、虐待に関する正しい知識や通告義務などについて、町民に対する周知を図ります。

あわせて、新たに設置する「こども家庭センター*」を中心に関係機関の連携を図り、妊娠、出産および育児期に養育支援等を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、支援が必要な子ども・家庭に対するサポートプランを作成し、適切な支援につなげます。

⑮療育事業、障がい児福祉計画等との連携

一人ひとりの子どもに合った途切れのない支援を行うため、乳幼児健康診査など母子保健事業を通じて、支援が必要な子どもを療育事業へ適切につなぐとともに、障害児通所支援事業所や関係各課、並びに保育所、こども園*、小・中学校などの関係機関が相互理解の促進や連携を図るとともに、家庭との情報共有を進めます。

また、障がいのある子どもについて、障がい児福祉計画との整合性を図りながら、障害児通所支援や障害児相談支援の利用ニーズの増加への対応を図るとともに、多様な利用ニーズに対応するため、より専門的な相談・支援体制の充実に努めます。

さらに、医療的ケア児の支援に向けた体制づくりについての検討を進めます。

⑯子どもの貧困対策の推進

子どもの現在および将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが将来に夢や希望を持つことができるよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を柱として、県や町社会福祉協議会などと連携しつつ子どもの貧困対策を推進します。また、子どもに対する学習支援事業の実施を検討します。

４．放課後における子どもの健全育成

① 放課後児童健全育成事業　　＜提供区域：小学校区＞

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
現在の実施状況	●５小学校区に７か所が設置 （各小学校区１か所および斎宮小学校区と上御糸小学校区に第２放課後児童クラブ*を設置） ※令和８年度から「明和北小学校」が開設されることにともない放課後児童クラブについても再編が行われることとなります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき、利用実績を踏まえ、補正の上で算出

〔町全体〕

		実績値	実施時期				
		令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	低学年	329 人	251 人	243 人	214 人	180 人	177 人
	高学年		98 人	101 人	105 人	102 人	97 人
B　確保方策			310 人	400 人	400 人	400 人	400 人
B－A			▲39 人	56 人	81 人	118 人	126 人

小学校区別の内訳

〔明和北小学校区〕

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	低学年			135人	128人	124人	127人
	高学年			56人	59人	58人	55人
B　確保方策				210人	210人	210人	210人
B－A				19人	23人	28人	28人
確保方策の内容		明和北放課後児童クラブ*：定数210人(30人×7か所) 令和8年度の学校統合により新規開設					

〔斎宮小学校区〕

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	低学年	128人	96人	58人	40人	27人	22人
	高学年		39人	22人	22人	21人	22人
B　確保方策			100人	100人	100人	100人	100人
B－A			▲35人	20人	38人	52人	56人
確保方策の内容		斎宮放課後児童クラブ　　：定数30人 第2斎宮放課後児童クラブ：定数70人 引き続き既存施設において実施。					

〔明星小学校区〕

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	低学年	78人	53人	50人	46人	29人	28人
	高学年		24人	23人	24人	23人	20人
B　確保方策			90人	90人	90人	90人	90人
B－A			13人	17人	20人	38人	42人
確保方策の内容		明星放課後児童クラブ*：定数90人 引き続き既存施設において実施。					

令和7年度まで

〔大淀小学校区〕

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	低学年	19人	22人				
	高学年		7人				
B　確保方策			30人				
B－A			1人				
確保方策の内容		大淀放課後児童クラブ：定数30人 令和8年度から学校統合により明和北小学校に放課後児童クラブを設置					

〔上御糸小学校区〕

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	低学年	81人	59人				
	高学年		19人				
B　確保方策			60人				
B－A			▲18人				
確保方策の内容		上御糸放課後児童クラブ*　　：定数30人 第2上御糸放課後児童クラブ　：定数30人 令和8年度から学校統合により明和北小学校に放課後児童クラブを設置					

〔下御糸小学校区〕

		実績値	実施時期				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	低学年	23人	21人				
	高学年		9人				
B　確保方策			30人				
B－A			0人				
確保方策の内容		下御糸放課後児童クラブ：定数30人 令和8年度から学校統合により明和北小学校に放課後児童クラブを設置					

５．総合的な子どもの放課後対策の推進

（１）放課後対策の目標事業量および取り組み方針

① 放課後児童クラブの令和 11 年度に達成されるべき目標事業量

令和６年度現在において、５小学校区で７か所開設されており、定員の合計は 310 名となっています。

令和８年度から「明和北小学校」が開設されることにともない放課後児童クラブ*についても再編が行われることとなります。令和７年度までおよび令和８年度以降の実施か所数等は以下のとおりとします。

	令和６年度 （現状）	令和７年度 （目標）	令和８年度以降 （目標）
放課後児童クラブ （か所数、定員）	７か所 定員 310 名	７か所 定員 310 名	１０か所 定員 400 人

令和８年度以降の内訳：　明和北小学校区 ７か所（予定）
斎宮小学校区　２か所
明星小学校区　１か所

② 放課後子ども教室の令和 11 年度までの整備計画

放課後子ども教室*（ちゃれんじきっず）は、令和６年度現在において、町内で６か所設置されています。

令和８年度から「明和北小学校」が開設されることにともない放課後子ども教室についても再編が行われることとなります。令和７年度までおよび令和８年度以降の実施予定か所数等は以下のとおりとします。

	令和６年度 （現状）	令和７年度 （目標）	令和８年度以降 （目標）
放課後子ども教室 （か所数）	６か所	６か所	４か所

③ 連携型および校内交流型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の令和11年度に達成されるべき目標

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブ*および放課後子ども教室*が連携して活動プログラムを実施する「連携型」、および同一の小学校内等で実施する「校内交流型」の数について、本町においては「校内交流型」を基本とします。

令和８年度から「明和北小学校」が開設されることにともない「連携型」および「校内交流型」の活動についても再編が行われることとなります。令和７年度までおよび令和８年度以降の実施か所数等は以下のとおりとします。

	令和６年度（現状）	令和７年度（目標）	令和８年度以降（目標）
連携型および校内交流型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室（か所数）	５校区／５校区	５区／５校区	３校区／３校区

④ 連携型および校内交流型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策

連携のための会議を行い、運営方法・情報の共有化を図る中で、コーディネーターを中心として連携を深めていきます。

⑤ 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

余裕教室については、現在はありません。令和８年度から「明和北小学校」が開設されることにともない、新設される学校施設については効果的な活用が図られるように努めていきます。既存小学校などにおいて余裕教室等が発生した場合はその有効利用に努めていきます。

⑥ 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施にかかる教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本町においては、令和６年度からこども課でこども園*に関する支援を実施し、教育委員会で放課後児童クラブおよび放課後こども教室に関する支援を実施することとなりましたが、これまで通り教育部局と福祉部局の連携を密にしながら事業を推進していきます。

⑦ 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応に関する取り組み

保護者等との連絡を密にし、安心できる居場所づくりを実現します。

⑧ 子どもの健全育成を図るなど放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

地域の方とのつながりを大切にしながら子どもの健全な育成を図ります。

第６章　計画の推進

１．計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、職域さらには地域社会全体が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進める必要があります。

本計画の基本理念に掲げた「**一人ひとりの子どもが健やかに安心して育つことができる明和町**」の実現に向け、保育所・認定こども園*・小学校・中学校やこども家庭センター*をはじめ関係団体および関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

２．計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）一連のPDCAサイクルにより行います。このため、「明和町子ども・子育て会議*」を継続して設置し、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行い、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

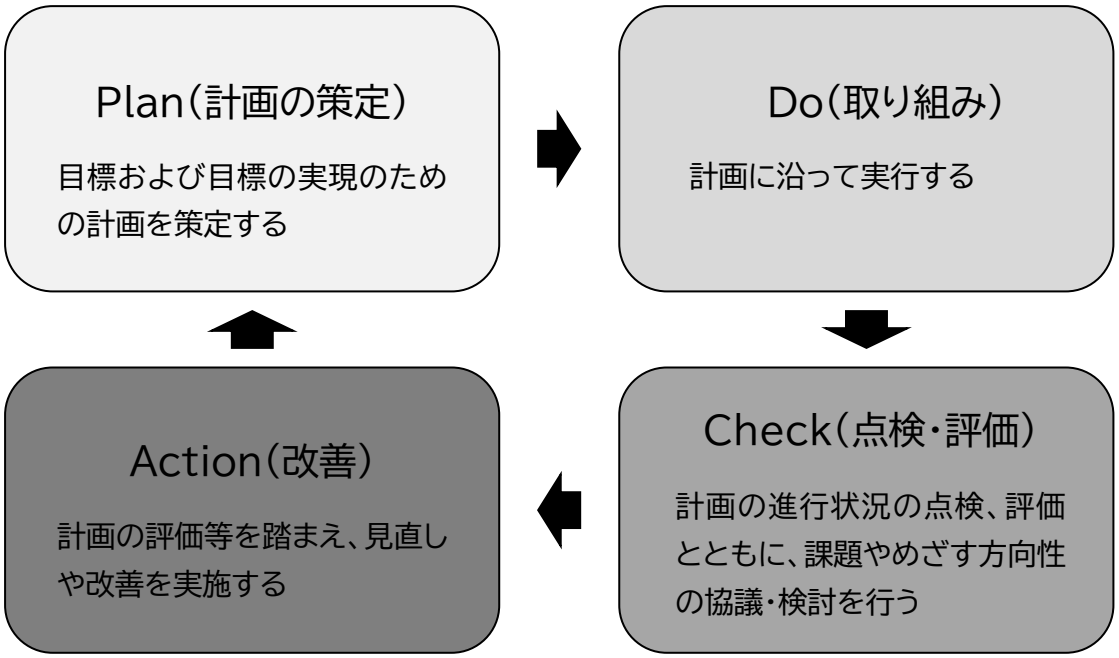

参考資料

１．明和町子ども・子育て会議条例

平成25年６月14日条例第27号

改正　令和５年12月13日条例第22号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、明和町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は、次に掲げる事務を処理する。

（１）　法第72条第１項各号に掲げる事務を処理すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、本町における子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事務を処理すること。

（組織）

第３条　会議は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　子どもの保護者

（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（４）　その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長として議事を整理する。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

（部会）

第７条　会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

６　前条の規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年７月１日から施行する。

（招集の特例）

２　最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附　則（令和５年12月13日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

２．明和町子ども・子育て会議委員名簿

令和５年度

【委員】

No.	区　　分	氏　　名	備　　考
1	子どもの保護者	小川　悠璃亜	保育所ＰＴＡ（ささふえ保育所）
2	子どもの保護者	樋上　利子	幼稚園ＰＴＡ（斎宮幼稚園）
3	子どもの保護者	西井　雅之	小学校ＰＴＡ（下御糸小学校）
4	子どもの保護者	前田　千奈都	中学校ＰＴＡ（明和中学校）
5	子どもの保護者	河邉　春香	未就園児童保護者
6	子どもの保護者	田端　拡子	放課後児童クラブ保護者
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	竹　　歩	公立保育所園長（ささふえ保育所）
8	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	森本　信也	私立こども園園長（明和ゆたか園）
9	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	中谷　真由実	幼稚園園長（斎宮幼稚園）
10	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	西嶋　陽子	こども園園長（みどりこども園）
11	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小原　清美	こども園園長（みょうじょうこども園）
12	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	樋口　成伸	小学校長（大淀小学校）
13	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	鈴木　正寿	放課後児童クラブ
14	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	島田　浩明	放課後児童クラブ
15	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小林　泰久	放課後児童クラブ
16	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	白前　加余子	放課後子ども教室
17	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	前田　幸子	子育て支援センター（おひさまひろば）
18	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	西村　　弘	主任児童委員
19	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	市田　敏之	皇學館大学教育学部教育学科准教授

令和６年度

【委員】

No.	区　　分	氏　　名	備　　考
1	子どもの保護者	北岡　沙織	こども園ＰＴＡ（みどりこども園）
2	子どもの保護者	七戸　智恵子	小学校ＰＴＡ（上御糸小学校）
3	子どもの保護者	中川　秀都史	中学校ＰＴＡ（明和中学校）
4	子どもの保護者	服部　香菜	未就園児童保護者
5	子どもの保護者	神森　小百合	放課後児童クラブ保護者 （令和6年12月20日まで）
		中谷　早枝美	放課後児童クラブ保護者 （令和6年12月21日から）
6	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	北井　美千子	公立保育所園長（ささふえ保育所）
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	森本　信也	私立こども園園長（明和ゆたか園）
8	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	竹　　歩	こども園園長（みどりこども園）
9	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	早川　真紀	こども園園長（みょうじょうこども園）
10	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	服部　茂樹	小学校長（上御糸小学校）
11	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	島田　浩明	放課後児童クラブ
12	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	白前　加余子	放課後子ども教室
13	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	前田　幸子	子育て支援センター （おひさまひろば）
14	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	西村　　弘	主任児童委員
15	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	市田　敏之	皇學館大学教育学部教育学科准教授

３．第３期明和町子ども・子育て支援事業計画策定経過

日　　程	内　　容
令和６年２月１４日	令和５年度　第１回明和町子ども・子育て会議 ・第２期明和町子ども・子育て支援事業計画進捗状況の点検・評価について ・第３期明和町子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールおよびアンケート調査について
令和６年６月３日 ～６月２５日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施 調査対象 ・町内在住の就学前児童および小学生のいる世帯の保護者　１，４３７世帯
令和６年８月５日	令和６年度　第１回明和町子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査の集計結果について
令和６年１０月２３日	令和６年度　第２回明和町子ども・子育て会議 ・第３期明和町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和６年１２月９日 ～１２月２７日	第３期明和町子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメントの実施
令和７年１月２０日	令和６年度　第３回明和町子ども・子育て会議 ・パブリックコメント実施結果報告について ・第３期明和町子ども・子育て支援事業計画(案)の最終確認について

４．施策・事業の担当課一覧

基本目標	基本施策	項　目	事業名	担当課
１.地域における子育て支援事業の充実	１－（１） 幼児期の教育・保育の総合的な提供	①教育・保育サービスの充実	一時預かり（預かり保育）の充実	こども課
			こども誰でも通園制度の創設	こども課
			幼児教育・保育の内容、施設のの充実	こども課
			延長保育の充実	こども課
			低年齢児保育の充実	こども課
			待機児童対策の充実	こども課
			休日保育の実施検討	こども課
		②保幼小連携の充実	幼児教育・保育と小学校との連携強化	教育課/ こども課
			園児と児童の交流促進	教育課/ こども課
	１－（２） 児童の放課後の過ごし方への支援	①放課後児童の健全育成の充実	放課後児童クラブの充実	教育課
			放課後子ども教室推進事業の推進	教育課
	１－（３） 地域における多様な子育て支援の充実	①子育て支援サービスの充実	病児・病後児保育の充実	こども課
			ファミリー・サポート・センターの充実	こども課
			緊急時の預かりサービスの充実	こども課
	１－（４） 子育て家庭への経済的負担の軽減	①手当・医療費の助成	子ども医療費助成の実施	福祉総合支援課
			保育料等の適正負担と徴収	こども課
			就学援助（給食費等援助小・中）	教育課
		②ひとり親家庭への自立支援の推進	ひとり親家庭等への支援充実	こども課/ 福祉総合支援課
			ひとり親家庭等医療費助成の実施	福祉総合支援課
２.乳幼児期からの切れ目のない子育て支援の体制づくり	２－（１） 母性並びに乳児および幼児の健康の保持および増進	①母子保健・小児医療制度の充実	妊婦健康診査の充実	こども課
			乳幼児の健康診査の充実	こども課
			乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	こども課
			小児医療制度の啓発	こども課
		②食育の推進	食育の推進	こども課

基本目標	基本施策	項　目	事業名	担当課
3,子どもの健全育成を推進するための体制づくり	3－（1） 子どもの人権擁護の推進	①児童虐待防止ネットワーク活動の充実･強化	要保護児童対策地域協議会(明和町子ども家庭支援ネットワーク：MC ネット)の充実・強化	こども課
			児童虐待の防止と早期対応	こども課
			子どもの権利の尊重	教育課/ こども課
			養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業）の推進	こども課
			ドメスティックバイオレンス（DV）への相談体制の充実	福祉総合支援課
	3－（2） 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	①支援を要する子どもへの取り組み	療育事業の充実	福祉総合支援課/ こども課
			相談事業の充実	教育課/ こども課
			障がい児保育･教育の充実	教育課/ こども課
			家庭支援の充実	教育課/ こども課
			就学指導の充実	教育課
			障がい者医療費助成制度の実施	福祉総合支援課
	3－（3） 子育ての相談･支援体制の充実	①子育ての相談･支援体制の充実	育児相談･各種教室の実施	こども課
			地域子育て支援センターの充実	こども課
	3－（4） 家庭や地域の教育力の向上	①子どもの活動機会の充実	園庭開放の実施	こども課
			図書館の充実	教育課
		②親の学びへの支援	家庭教育に関する講座等の充実	教育課/ こども課
		③地域における子どもの育ちの見守り	地域とのつながりの強化	教育課/ こども課
			地域住民と子どもとの対話･交流の機会づくりの推進	教育課/ こども課
			あいさつ運動の実施	教育課
			非行防止町内パトロールの実施	教育課
			子どもの健全育成に関わる指導者の育成	教育課
	3－（5） 子どもの多様な居場所づくりの推進	①地域全体で子どもを見守る体制づくり	子ども食堂(子どもの居場所）の推進	こども課
			子どもの居場所づくりの推進	教育課/ こども課

基本目標	基本施策	項　目	事業名	担当課
４.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス）の推進	４－（１） 仕事と子育ての両立推進	①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和)の推進	子育てと仕事の両立を支援する各種制度の周知	産業振興課
			男女共同参画の取り組みの推進	生活環境課
			父親の育児参加の推進	こども課
		②子育てしやすい就労環境の整備	働き方の見直しと、働き続けやすい職場環境の整備	産業振興課
			仕事と子育てとの両立支援	産業振興課/ こども課
			再就職しやすい職場環境づくりの推進	産業振興課

５．用語解説

【あ行】

育児休業

法律に基づいて労働者が育児のために一定期間取得できる休業。また、その制度。養育する 1 歳に満たない子の育児について、事業主に申し出ることで取得できる。育児介護休業法による。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けるところもある。

一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

M字カーブ

日本人女性の年齢階級別の労働力率（15 歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフで表すと、学校卒業後 20 歳代でピークに達し、その後、30 歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した 40 歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描く傾向が見られ、M字カーブとはこのグラフの形態を指し、日本人女性の就業状況の特徴を表す。

【か行】

核家族

「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子ども」「ひとり親と未婚の子ども」からなる小家族の世帯のこと。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数。15～49 歳までの全女性の年齢別出生率を合計した人口統計の指標。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、子育て支援の政策に参画、関与するため、平成 25 年 4 月に内閣府に設置された審議会。また、平成 25 年 4 月以降に国の規定と同じく、地方版子ども・子育て会議が条例で設置され、市町村、都道府県の教育、保育施設や地域型保育事業などの施策に関し、地域のニーズを反映する役割を担っている。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目指す制度で、平成 27 年 4 月にスタートした。改正子ども・子育て支援法により、児童手当が拡充され、支給期間が中学生までから高校生年代までへと延長され、所得制限も撤廃された。

子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に可決・成立し、公布された。令和 6 年 6 月にはこども未来戦略（令和５年 12 月 22 日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、同法の改正が成立し、同年 10 月から施行された。

子ども医療費助成

子育て家庭の経済的負担を減らすため、子どもにかかった医療費の自己負担分を県や市町村が助成する制度。明和町では中学校３年生（年度末）まで対象としている。

こども園（認定こども園）

小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能（幼稚園・保育所の両方の機能）と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能をあわせ持つ施設。

こども家庭センター

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を維持したうえで、一体的な組織として妊娠期から子育て期に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく支援することを目的としている。令和 4 年に改正された児童福祉法に基づき、令和 7 年度に設置された。

子ども食堂

一人で食事をしたり、家庭の事情で食べられなかったりする子ども向けに無料または低料金で食事を提供するコミュニティの場。地域の人々をつなぐ地域交流拠点としての役割も期待されている。

こども誰でも通園制度

保護者の就労有無や理由を問わず、生後 6 ヶ月～2 歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策の基本理念・基本となる事項を定め、国等の責務を明らかにして、子どもの貧困対策を総合的に推進することが法律の目的とされている。

【さ行】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく計画であり、すべての子どもと子育て家庭を対象に、社会全体の協働の下、子どもが健やかに生まれ育つための次世代育成支援に関する取り組みの目標や方向性を示す計画。

次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律。この法律に基づき、企業および国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。令和６年５月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、それにより法律の有効期限が令和 17 年３月 31 日まで延長された。

児童憲章

日本国憲法の精神に従い、昭和 26 年５月５日子どもの日を期して制定された児童の権利宣言。その実現のための社会の義務と責任をうたっており、日本における児童福祉の根本理念をなしている。

児童手当

児童手当法に基づき、児童(0 歳から 18 歳までの間にある子)を養育している者に支給される手当。

児童の権利に関する条約

児童の権利条約は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について押し広げ、児童の人権の尊重および確保の観点から必要となる詳細

かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第 44 回国連総会において採択され、平成２年に発効した。日本は平成６年に批准した。

児童福祉法

すべての子どもを対象にした福祉の積極的増進や健全育成を基本理念とした法律。昭和 22 年に制定され、その時代の社会のニーズにあわせて改正を行い、令和 6 年 4 月にはさらなる児童虐待の防止対策や子育て世帯の支援の強化などが示された改正法が施行された。

児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。母又は父と死別、あるいは両親が離婚した児童などの養育者に支給される。支給対象児童は 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（心身に中程度以上の障がいを有する場合は 20 歳未満）。

就学前

子ども（0 歳から 6 歳まで）が小学校に入る前の状態のことを指し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおける教育の総称を「就学前教育」と言う。

障害児福祉手当

精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的としている給付制度。支給対象は、精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者。

青少年指導員協議会

青少年の見守り活動やパトロールなどを行う青少年指導員が連絡提携を図りながら、地域における青少年健全育成活動を主体的に推進することを目的に組織された団体。

総合計画

地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるもの。

【た行】

待機児童

認可保育所等への入所要件を満たし、申し込みがされているが、施設の不足や保育希望時間の調整がつかないなどの理由によって入所できないでいる児童。

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

公共施設や保育所、児童館など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する事業のこと。

地産地消

地域で生産されたものを、地域のなかで消費すること。

低年齢児保育

一般的に 0 歳～2 歳までの子どもを対象とした保育のことを言い、従来は乳児保育とも呼ばれていた。

特別支援教育就学奨励費

障がいのある幼児・児童・生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国および地方公共団体が補助する費用のこと。

特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。20 歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給。

ドメスティックバイオレンス（DV）

Domestic Violence。DV とも略される。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではドメスティックバイオレンスの概念は婚姻の有無を問わず、元

夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般をさすこともある。

【な行】

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【は行】

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等に該当すると認定された世帯の保護者と児童(高校３年生の年度末)が病院や診療所で診療を受けた時に、健康保険の自己負担分を自治体が助成する制度。

病児・病後児保育事業

病気の治療中・回復期にある児童を一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

フルタイム

会社が定めた所定の労働時間を全て働くことを指し、一般的には、1 日 8 時間、週 40 時間の勤務が基準となる。

放課後子ども教室(ちゃれんじきっず)

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、すべての子どもを対象に、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。文部科学省が所管。

放課後児童クラブ(学童保育)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して設置する、適切な遊びおよび生活の場のこと。厚生労働省が所管。

放課後児童対策パッケージ

こども家庭庁と文部科学省が連携して、放課後児童対策を強化するために取りまとめた対策。

【ま行】

明和町男女共同参画基本計画（第３次）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第２条)」の形成を目指す。

明和町放課後子どもプラン事業

地域社会の中で、放課後等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう児童クラブと連携して、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する事業。

明和町みんなの連絡会

地域住民及び各種グループが相互に情報交換をする中で、視野を広げ皆がいきいきと暮らしていける社会の実現を目指すことを目的として活動している。

【や行】

夜間養護事業(トワイライトステイ事業)

平日の夜間や日曜日などに保護者が仕事等により不在となり、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等に委託し、児童を養育・保護することで、児童とその家庭の福祉の向上を図ることを目

的する事業。

ヤングケアラー

18 歳未満の子どもで、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子ども・若者のこと。

養育支援訪問事業

子育てに不安を抱えていたり、さまざまな理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭に対して、市町村が実施主体となって、保健師・助産師・保育士・ヘルパーなどを派遣し、育児や家事を手助けしたり教えたりする事業。

要支援児童

児童福祉法に基づいた養育上の支援を要する児童で、支援により要保護児童に移行することを未然に予防することが求められる児童。

要保護児童対策地域協議会（MCネット）

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童もしくは、要支援児童およびその保護者または特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置された機関。明和町においては、「明和町子ども家庭支援ネットワーク：MC ネット」が設置されている。

幼保連携型認定こども園

就学前の子どもの教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。

第３期明和町子ども・子育て支援事業計画

策定／令和７年３月
発行／明和町
編集／明和町こども課
〒515-0332
三重県多気郡明和町馬之上 945
TEL　0596-52-7123
FAX　0596-52-7137